

史標 62

O. D. A.「史標」出版局

2018年11月号

"SHIHYOU" 62

November 2018 (published 23rd November 2018)

ISSN 1345-0522

Editorial board: Yuka ISHII, Anju HAGIWARA

Laboratory of Architectural History

School of Creative Science and Engineering, Waseda University

O. D. A. "SHIHYOU" publishing

Room 8F-10, Okubo 3-4-1, Shinjuku, Tokyo 169-8555

TEL: 03-5286-3275

FAX: 03-3204-5486

Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

目次
Contents

* * * * *

奈良時代の石山寺本堂における隅木復原 pp. 1-8
Angle rafter restoration in Ishiyamadera-temple of Nara Period 小岩正樹研究室 修士 1 年 小野緋呂美

権現造の定義に関する考察 (1) pp.9-14
「権現造」の基本的な定義とその名称に関する諸問題 小岩正樹研究室 博士後期課程 2 年 高田圭祐
Consideration on the definition of Gongen-zukuri

四天王寺流木割書に見る輪蔵の設計技術 pp. 15-22
The Design Technique of Rotating Sutra-case Cabinet 小岩正樹研究室 特別研究員 兪 莉娜
in Shitennō-Ji School Kiwari Shō

京都保勝会の研究 (1) 組織構成員と活動について pp. 23-28
Study of Kyoto-Hoshokai 小岩正樹研究室 修士 2 年 萩原安寿

東京ブラックアウト 1923 pp. 29-34
Tokyo Blackout 1923 小岩正樹研究室 博士後期課程 1 年 伊藤瑞希

遺構・古写真にみる大工棟梁・山田源市の作風について pp. 35-44
建築技術者からみる田舎家の様相 (2) 小岩正樹研究室 修士 2 年 大和祐也
Master Carpenter Yamada Genichi's Style

* * * * *

コンボン・スヴァイのプレア・カーン寺院伽藍寸法計画試論 pp. 45-56
Experimental Discussion about Ancient Khmer Dimensional Planning 小岩正樹研究室 博士後期課程 1 年 成井至
at the Preah Khan Temple in Kongpong Svay

Khmer 後期寺院における付属建物の研究：試論 pp. 57-76
A Study of Annexed Buildings in Late Khmer Temple: tentative assumption 小岩正樹研究室 修士 2 年 石井由佳

* * * * *

執筆者略歴、執筆後記 p.77

お知らせ p.78

奈良時代の石山寺仏堂における隅木復原 Angle rafter restoration in Ishiyamadera-temple of Nara Period

小岩正樹研究室 修士課程1年 小野緋呂美

0. はじめに

本研究は2018年度共同ゼミである社会体制ゼミの半期分の研究成果である。

古建築の技術解明には、遺構復原からみる技術・技法の解明と生産組織復元からみる社会情勢や技術伝播の解明が挙げられ、建築計画から施工の流れを一貫して解明することで両者のより深い解明に繋がると考える。その方法として、工程表の復元的作成が考えられる。工程表の作成により、当時の施工手順の解明と同時に、材料の調達経路、木材加工技術の解明、建築技法の解明に繋がり、古代における建築生産の社会的役割を見いだすことができる。

工程表の作成をするにあたり、①復原可能なレベルでの材料の収納記録が残っていること②人事の移動および組織図が考察できる史料があること③組織が一建築の中で完結していることを遺構の選定条件とし、奈良時代における石山寺仏堂を選定した。

石山寺仏堂は福山敏男氏によって平面形式、柱径、屋根形式等の全体の復原研究がされたが、屋根形式に関しては庇の屋根が身舎の屋根と分かれた二重屋根としている。しかし、小岩正樹氏は茅負や文書史料の検討によって寄棟造であったことを指摘している。今回は屋根形式の復原を隅木によって検討した内容であり、屋根構作の工程表作成の試論とする。

1. 石山寺概要

概要に関しては主に『国宝石山寺本堂修理工事報告書』を参考にした。

石山寺は現在の滋賀県大津市に位置し、創立は明確になっていないが、天平宝字以前に遡るとされる。石山寺縁起や正倉院文書にはその名前が見え、後者では当時の規模拡張等に関する詳細な記述が見られる。これは東大寺創立に関するもので、資材の調達、工人の配置、費用の細目など記録が残されている。東大寺建立の焉石山には石山院なる用材集積の官衙が設けられ、甲賀山作所、田上山作所、高島山作所その他から用材が刈り出され、琵琶湖、瀬田川、木津川を通過

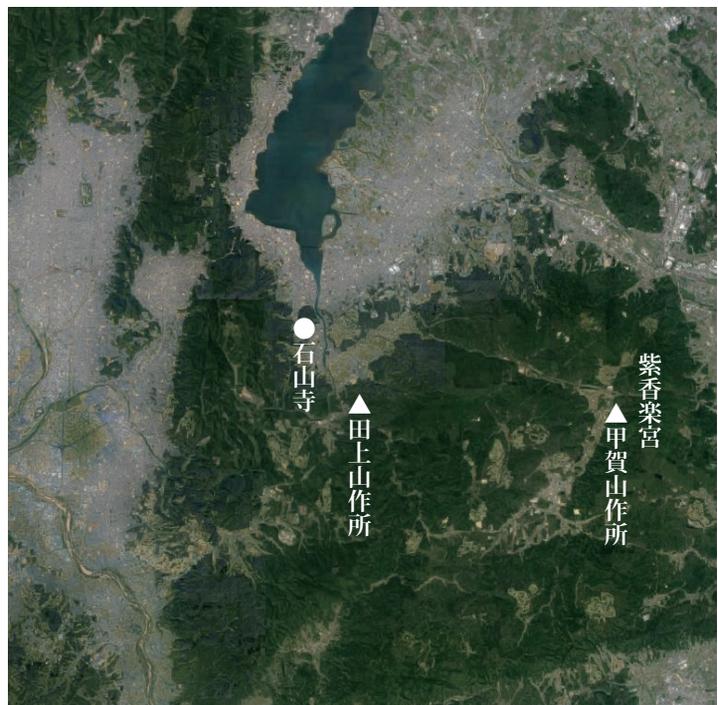


図1 石山寺及び山作所の位置

奈良に運ばれたとされる。これより石山院は重要な役目を持ったことが分かり、故に東大寺司

直轄のもとに石山寺が拡張されたとされる¹。

天平宝字 5 年の造営について

今回、対象とする奈良時代の石山寺本堂は天平宝字 5 年に造営が行われたが、先の福山氏の論によると、天平宝字 5 年以前に本堂その他若干の建物の存在が確かめられるため、天平宝字 5 年の造営は増改築とされている。

『滋賀県名勝調査報告第一冊』によると、以下の 4 点の記録から桁行五丈梁間二丈の建物を増改築し、桁行七丈梁間四丈の現存建物と同規模の建物にしたとされる。

1. 佛堂一字 先作長五丈、廣三丈、高一丈八尺
今改作長七丈、廣五丈、高一丈四尺 石居 (大日本古文書第五卷)
2. 壊更構作堅檜皮葺堂一字 長五丈
廣二丈 作加廻庇^{末了}
工三百十八人 廿四人破廿一人屋礎
二百七十一人作立 (同第五卷一七七頁)
3. 七百九十人作佛堂一字 五人古壊解
七百四十五人更作 (同第五卷三三七頁以下木工の部)
4. 佛堂一字 長七丈廣四丈
高一丈五尺 東屋 工百六十人 (同檜皮葺工の部)

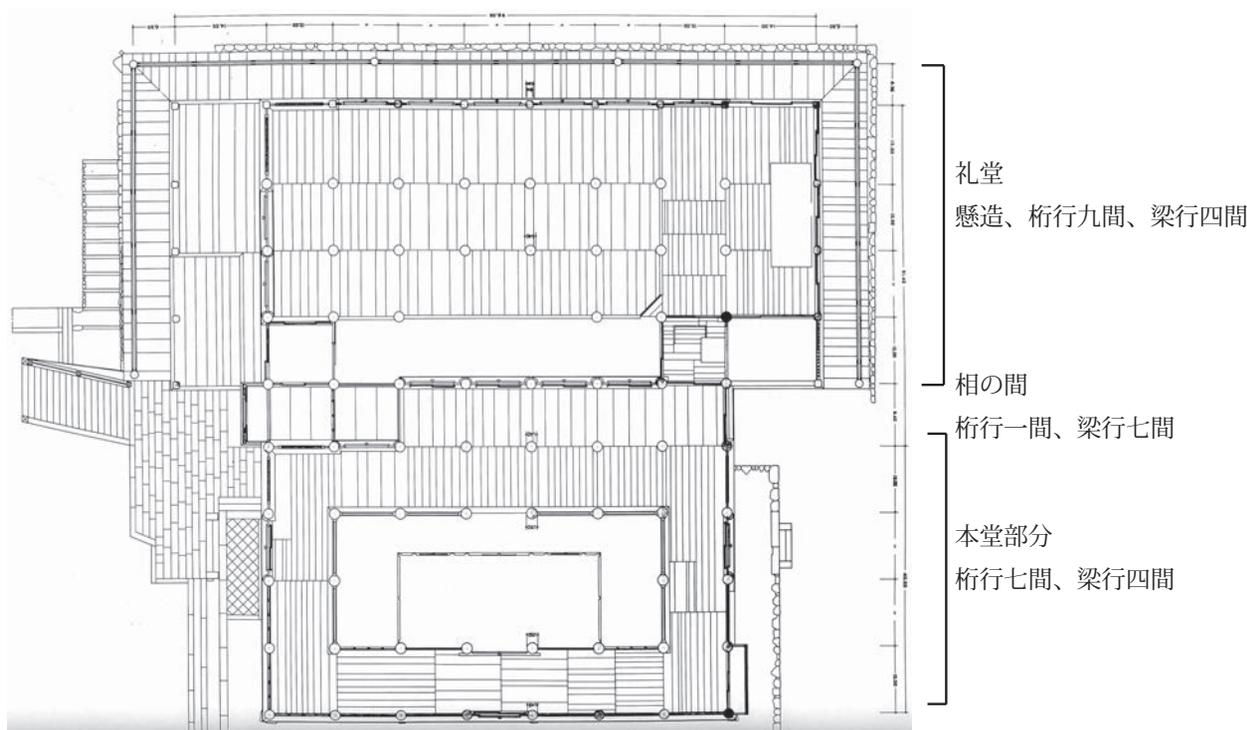


図 2 現石山寺平面図

この本堂は承暦 2 年 (1078) 焼失したが、間も無く再建されて永長元年 (1096) に供養されたのが現在の本堂であり、桁行七間梁行四間の本堂、桁行一間梁行七間の相の間、桁行九間梁行四間の礼堂によって構成されている。

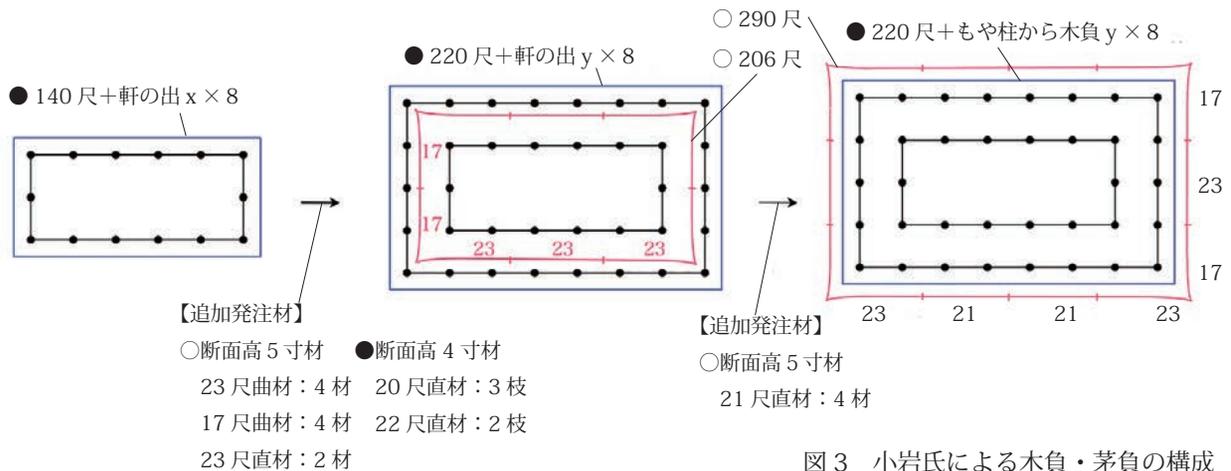
2. 軒の出の検討

隅木長さの検討をするにあたり、軒の出の長さが必要なため、棉栂²の復原研究による軒の出の検討を行なった。

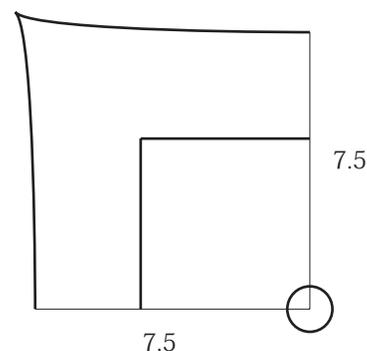
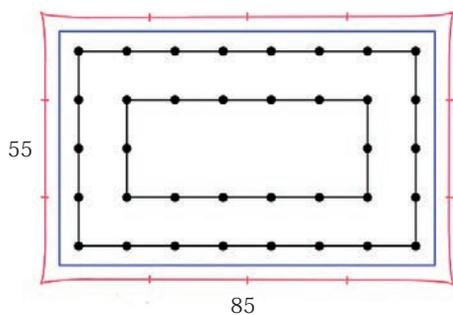
棉栂の復原に関しては福山氏と小岩氏で異なる見解がみられる。福山氏は「堂宗屋³ 飛炎棉栂並五寸厚五寸」の記述から「両端のそれ (棉栂) は四寸の反をもつものに対して、庇の架は長

さ一丈六尺、方三寸、棉栢は廣四寸、上方三寸半、下方二寸で共に反りをもたなかった。即ち母屋の屋根の流れと軒には反があり、庇には反がなかったことを示すであらう。軒一重の角垂木であったようである」と述べている⁴。

これに対し、小岩氏は「良弁の石山寺造営における改作指示について」⁵において棉栢の検討を行っている。そこでは、もともと5寸材は23尺反4枝、17尺反4枝、23尺直2枝の計206尺、4寸材が20尺直3枝、22尺直2枝の計104尺で構成されていたが、良弁の改作指示によって5寸材21尺直4枝が追加されたことを受け、以下の図のような構成であったと指摘しているが、屋根形式の言及は「東屋」の文字から寄棟造としている(図3)。



茅負の長さは継手を考慮しないと桁行88尺、梁行57尺となるが、古代の継手に関して、唐招提寺金堂の頭貫は相欠で平均1.3尺当初尺、唐招提寺講堂の桁は鎌継0.9尺となっており、継手はおおよそ1尺と考えられる。この継手を考慮すると、桁行85尺梁行55尺となり(図4)、どちらも軒の出は7.5尺(桁行 $(85-70)/2=7.5$ 、梁行 $(55-40)/2=7.5$)と推測される(図5)。



3. 文書史料による隅木長さの選定

造石山寺に関する文書史料は表1の通りである。今回、隅木の検討を行うため、作材指示である「公文案帳」、材の制作及び運搬記録である「田上山作所告朔解」、作材記録のまとめである「造石山寺告朔解案(春季告朔)」を中心に材の選定を行う。

隅木は文書において「角木」と表され、5種の材が確認される(表2)。しかし、2材(21尺5枝、15尺1枝)は寸法違いであることが考えられるため、3種の材での検討を行う。

ここで、工程による隅木の作材時期の検討を行うため、石山寺の造営記録をまとめたものが表3である。

表3 石山寺造営記録

年	日付	内容
天平宝字6年	2月8日	仏堂用柱・桁の作材指示
	3月10日	仏堂着工
	3月13日	身舎柱の柱立て完了
	3月16日	「飛炎棉栴」10材の作材指示
	3月17日	石山寺に良弁着
	3月19日	良弁による棉組の改作指示
	3月21日	棉組4材追加作材指示
	3月30日	棉組14材収納
	4月	屋根檜皮葺完了

仏堂の造営は天平宝字6年3月から始まり、8月には完成していた。また、4月には檜皮葺が完了していることから3月中には隅木は取り付けてあったと推測できる。2月8日に仏堂の柱、桁の指示があるため、それ以前に隅木の作材指示があるとは考えにくい(表3)。よって正月告朔に記載されている長20尺4枝は仏堂以外の作材と考えられる。また、柱と同日に指示されている長21尺の材が4枝あるが、この記録以降登場しないため、使用されているかは確定できない。長24尺4枝は3月16日に作材指示が行われ、寺家まで運ばれた記録もあるため、使用された可能性が高い。図6は2月8日及び3月16日の作材指示記録であるが、どちらも仏堂に使うための材と記載されている。但し、これらの材は3月19日の良弁による改作指示以前に指示された材であり、二重屋根を想定した材と考えられるため、継いで使われた可能性がある。以降、この2種8枝及び旧堂に使用されていた隅木4枝を候補材として検討を行う。

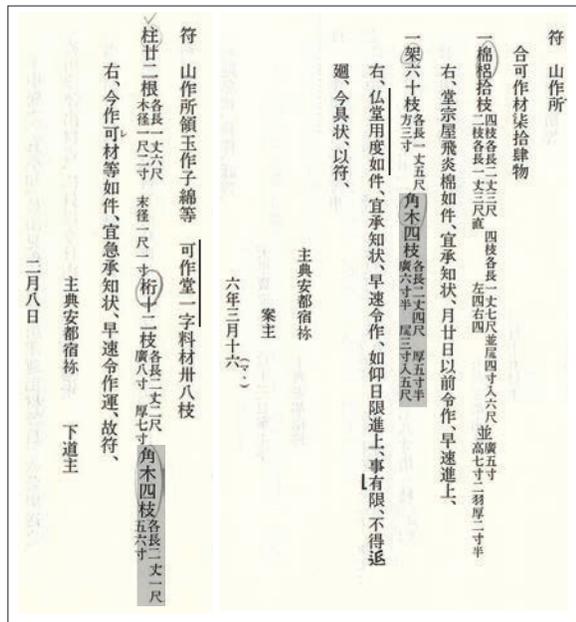


図6 「公文案帳」の作材指示
(左) 2月8日 (右) 3月16日



図7 仏堂造営と隅木作材指示の時系列

4. 作図による隅木長さの検討

4-1. 飛檐隅木の検討

仏堂が寄棟造であると仮定する (図 8)。寄棟造りは、構造的制約から奥行きを長くできず、また「隅木の上端を支持する必要上、正面の隅木と、背面側の隅木の交点がほぼ梁筋にあう必要がある」⁶とされており、石山寺本堂が寄棟造であれば隅木の交点と梁筋には、図 5 のように交わると考えられる。地隅

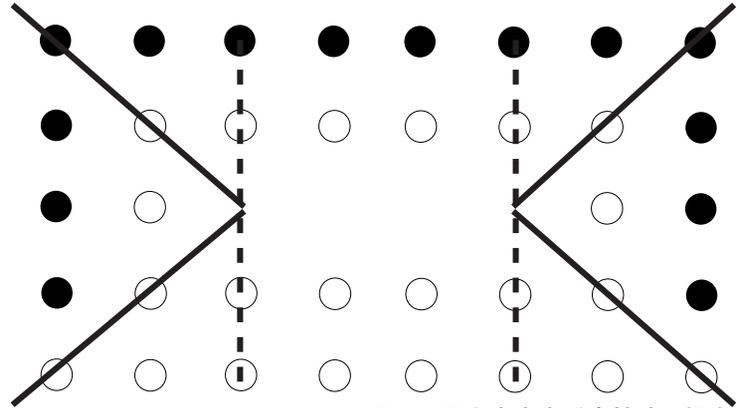


図 8 石山寺本堂が寄棟造の場合

木は 2 8 尺以上が必要である。この場合、2 1 尺材、2 4 尺材は不適、と考えられる。また旧材は寄棟造ではあるが、桁行五間梁行二間であるため、14.1 尺 (=10√2) 程度と推定でき、こちらも不適と考えられる。

次に入母屋造であると仮定する (図 9) と飛檐隅木は軒の出 7.5 尺、柱間 10 尺より、隅木の端部から庇柱までは 10.61 尺 (= 7.5√2)、隅木の端部から身舎柱までは 24.5 尺 (= 17.5√2) となる。よって飛檐隅木は 10.61 尺以上 24.5 尺程度以下と考えられ、3 種の材は全て適当である。

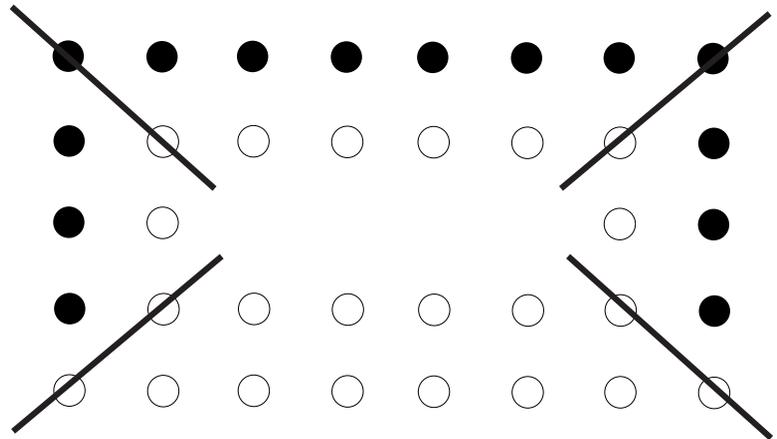


図 9 石山寺本堂が入母屋造の場合

4-2. 地隅木の検討

地隅木の検討を行うにあたり、庇柱から木負までの長さを算出した。垂木 (文書においては架) の作材指示一覧 (表 4) より 9 尺、10 尺垂木は隣接していると仮定できる。すると、一枝は 1 尺程度と仮定することができる。同時代の遺構を見ても一枝寸法の値は 1 尺程度であるため、仮定は正しいと考えられる。

古代遺構の垂木勾配 (表 5) より $\cos \theta = 0.89 - 0.93$ となり、一枝寸法が 0.89-0.93 尺近辺の値を取ることがわかる。庇柱から木負までの長さに対して垂木を配置することを考えると、

(庇柱から木負までの長さ) / 一枝寸法 = 完数
となる必要がある。

表 4 架 (垂木) の作材指示

作材指示	長	幅	丈	数量
3月16日	15	3	3	60
3月21日	16	3	3	30
3月30日	13→15	3	3	19
	10	3	3	12
	12	3	3	4
	11	3	3	8
	9	3	3	8

表 5 古代遺構における垂木勾配

選定建物	地垂木勾配	cos θ
法隆寺大講堂	0.368	0.938471
東大寺法華堂	-	-
新薬師寺本堂	0.45	0.911922
唐招提寺金堂	0.5	0.894427
唐招提寺講堂	0.45	0.911922

庇柱から木負までの長さは軒の出(庇柱から茅負まで)7.5尺と一致するため、与式は $7.5/(0.89-0.93)$ 近辺)となり、この中で整数値を取るのが(一枝寸法 $\Rightarrow \cos \theta = 0.9375$ で飛檐垂木の枝数が8(図10)と考えられる。

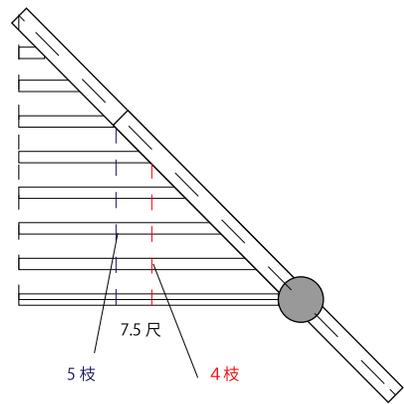


図10 垂木枝割

よって木負まで(地垂木)は枝数4 or 5になると仮定できる。

- ・ 4枝のとき(木負から庇柱まで) = 3.75尺
- ・ 5枝のとき(木負から庇柱まで) = 4.6875尺
- ・ 4枝のとき(図11)

$$13.75/0.9375=14.6666\dots(\text{地垂木長さ})$$

地垂木勾配は $\cos \theta = 0.9375$ を用いて、13.75尺に対し、5.101尺上がる。

この高さを隅木勾配として用いると、
 $\sqrt{\langle(13.75\sqrt{2})^2+(5.101)^2\rangle} = 20.103$ 尺
 となり、小屋組に入る長さも含めて24尺が妥当と考えられる。

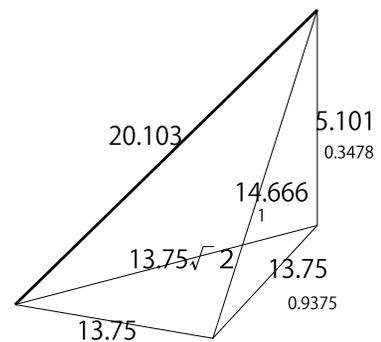


図11 4枝の場合の垂木と隅木の関係

- ・ 5枝のとき(図12)

$$14.6875/0.9375=15.6666\dots(\text{地垂木長さ})$$

地垂木勾配は $\cos \theta = 0.9375$ を用いて、14.6875尺に対し、5.449尺上がる。

この高さを隅木勾配として用いると、
 $\sqrt{\langle(14.6875\sqrt{2})^2+(5.449)^2\rangle} = 21.474$ 尺
 となり、小屋組に入る長さも含めて24尺が妥当と考えられ、4枝、5枝ともに地隅木は24尺が適切ではないか、と考える。

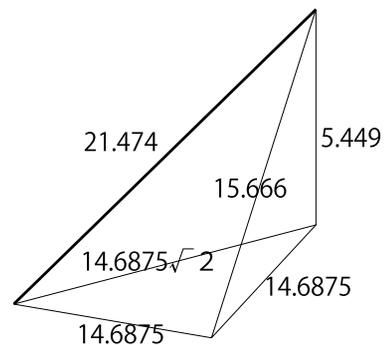


図12 5枝の場合の垂木と隅木の関係

5. 作図による検討の妥当性

まず地隅木24尺材であるが、同時代における遺構と比べると、法隆寺大講堂が29.6尺、唐招提寺講堂が24.7尺であり、24尺が妥当であると思われる。次に断面寸法の妥当性による検討を行う。地隅木を24尺材とした場合、飛檐隅木には21尺材または旧材(14尺以上)が使用されることとなり、

地隅木24尺材(広7厚5.5)－飛檐隅木21尺材(広5厚6)

地隅木24尺材(広7厚5.5)－飛檐隅木旧材

の組み合わせが考えられる。

地隅木および飛檐隅木の断面寸法においては広さ(幅)が変わることは考えづらく、21尺材使用の可能性は低い。24尺材は指示の段階では広さ6.5寸としていたが、一番早い段階の運搬

記録である 3/24 の記録は広さ 7 寸となっている (表 2)。これは屋根の改作指示を挟んでいるため、旧材に合わせ 7 寸としたとも考えられる。改作指示の前は二重屋根の想定での部材の検討が必要であり、改作指示後は新屋根の想定での部材の検討が必要であることがわかる。

表 6 古代遺構における隅木寸法

選定建物	平面形式	柱間	屋根形式	地隅木断面寸法	地隅木長さ	飛檐隅木断面寸法	飛檐隅木長さ
法隆寺大講堂	八間四間	12.3	入母屋	—	29.585	—	10.6
唐招提寺講堂	九間四間	12.7	入母屋	0.66×0.84	24.65763	—	—

6. まとめ

今回、屋根構作の工程復元として隅木の復元を行なったが、この裏付けとして一枚寸法の妥当性として垂木の検討や入母屋造の妥当性として破風の検討を行う必要性が生まれた。しかし、この検討により、屋根においては改作指示前後での部材の扱いの違いが必要であることが考えられた。今後は、隅木部材の妥当性の調査及び他の屋根部材の調査から工程を復元したいと考える。

< 注釈 >

注 1…滋賀県教育委員会『国宝石山寺本堂修理工事報告書』1961

注 2…茅負、木負のこと。飛炎棉栂の場合、飛炎即ち飛檐垂木に接する部材なので茅負を指す。

注 3…身舎のことを指す。

注 4…福山敏男「奈良時代における石山寺の造営」『日本建築史の研究』桑名文星堂 1943

注 5…小岩正樹「良弁の石山寺造営における改作指示について：日本古代建築における様の研究 その 5」『日本建築学会梗概集』日本建築学会 2011

注 6…村田健一『伝統木造建築を読み解く』学芸出版 2006 p.32

< 参考文献 >

滋賀県教育委員会『国宝石山寺本堂修理工事報告書』1961

福山敏男「奈良時代における石山寺の造営」『日本建築史の研究』桑名文星堂 1943

小岩正樹「良弁の石山寺造営における改作指示について：日本古代建築における様の研究 その 5」『学術講演梗概集 2011(建築歴史・意匠)』日本建築学会 2011

小岩 正樹「田上山作所における長上工と将領の作材：日本古代建築における様の研究 その 6」『学術講演梗概集 2012(建築歴史・意匠)』日本建築学会 2012

小岩正樹、米澤貴紀「造石山寺所関係文書における桁材からみた石山寺本堂の復原」『学術講演梗概集 2014(建築歴史・意匠)』日本建築学会 2014

岡藤 良敬「造石山寺所関係文書・史料篇」『福岡大学総合研究所報 (100)』福岡大学総合研究所 1987

村田健一『伝統木造建築を読み解く』学芸出版 2006 p.32

< 図版典拠 >

図 1…googlemap より作成 (<https://www.google.co.jp/maps/> 2018/10/23 閲覧) 筆者加筆

図 2…滋賀県教育委員会『国宝石山寺本堂修理工事報告書』1961 筆者加筆

図 3～12…筆者作成

表 1～6…筆者作成

権現造の定義に関する考察(1)

「権現造」の基本的な定義とその名称に関する諸問題 Consideration on the definition of Gongen-zukuri

小岩正樹研究室 博士後期課程2年 高田圭祐

1. はじめに

「権現造」という建築様式は近世の日本建築を語る上で必ず登場するものであろう。日光の東照宮を代表例とし、本殿と拝殿を石の間や幣殿（など総称して相の間や中殿と呼ばれる空間）で繋いだ複合社殿の形式であり、工字型の平面を取る事が多い。しかし、上野の東照宮は本殿と石の間の間口の長さが一致しており十字平面であるなど、権現造社殿であっても統一された平面を持つとは言えず、それぞれの社殿にて差違が見られる。権現造社殿における本殿も入母屋造や流造などあり、本殿形式の定義のように、建築形式を明確に表現することが出来ず、本殿・相の間・拝殿の三棟の建築を接続した形式程度に留まっている。建築系の辞書で意味を確認してみると「神社の造り方の一つなり。拝殿と本殿の間に、中殿ありて三者は連続したる屋根にて覆われる」¹とあり、多様な姿を見せる権現造社殿を包括するにはこの程度の表現に留めているものと思われる。

しかし、近世初頭の神社建築を見てみると、独立した本殿の前に拝殿と幣殿を接続させた凸型平面を持つ社殿があるものもあり、大河直躬氏はこれを「擬似権現造と呼べるような形式」²として紹介しているなど、上記した権現造には当てはまらない複合社殿も存在している。一例として挙げられる鹿島神宮（茨城県、1619、図1）は拝殿・幣殿・石の間を接続させた社殿の後方に本殿があり、非常に興味深い複合社殿と言えるだろう。



図1 鹿島神宮 本殿・石の間

近世大工文書には建築の設計技術を文字として書き起こした木割書というものが存在しており、筆者もその研究を行っている³。特に拝殿の木割について注目をしているが、興味深いことに拝殿と幣殿を接続した凸型平面を持つ社殿が最初期の公刊木割書である『新編雛形』⁴に記され、その記述内容も権現造を思わせるところもあり、権現造という複合社殿形式を一度考え直す必要があると思われる。本稿ではまず、権現造建築の定義に関する既往研究を参照し、各研究者の論と着眼点を整理していく⁵。

2. 既往研究の紹介

権現造の既往研究をまとめるにあたり、加藤千晶氏の「権現造における石の間、幣殿、廊下の建築構成に関する一考察」⁶を参考にする。同論考では権現造の相の間について近世の指図を参照しながら呼称と各部の形式について分類をしている。特に本殿と拝殿の間の建築(石の間・

幣殿・廊下) について行っており、次稿以降詳細に内容を扱っていきたい。その中で昭和初期までにおける権現造に関する既往研究が良くまとめられているが、紙面と論述内容の都合上省略されていると思われる部分もあるため、本稿でも再度まとめることとする。

2-1. 伊東忠太による権現造の定義

伊東忠太は「神社建築の発達」⁷と題して『建築雑誌』第 169 号、第 170 号、第 174 号の 3 回に分け神社建築の発生と発達について主に本殿形式の分類と整理を行いつつ論を展開している。権現造に関しては、「神社建築の発達 (中) 第五章 神仏混淆の時代」を経て「第六章 本殿拝殿連結の時代」として取り上げている。

伊東氏は権現造を「本殿と拝殿とを中殿を以て連結し、これを一塊の建築物としたものであると解釈する」⁸としている。ここでの中殿とは本殿と拝殿の間にある建築あるいは空間を指しており、「要するにいつでも本殿拝殿を連結するもので、縦に棟を取った、前後に長い (多くは廊の様な性質のもの)」⁹としている。中殿の棟と軒の高さと本殿・拝殿との関係に注目しており、棟は本殿・拝殿よりも低く、軒も多くの場合本殿より低く、拝殿の場合は同じ高さにする場合も低くする場合もあるとしている。床の高さにも注目しており、本殿・拝殿より一段床が下がったものを「石の間造」、拝殿と中殿の床高さが同一のものを「中殿造」と大きく分け、さらに本殿と拝殿の主に屋根形式¹⁰によって数種類の権現造が出来ると述べている。

また、権現造は伊東氏の提唱する「伽藍造」¹¹の一種であるとし、その中で権現造を特別な形式としているものの、「神社建築は純正神道式と神仏混淆式と二つに断すべきものであって、神仏混淆の式は取りも直さず伽藍造である、そうして権現造は伽藍造の一種の形式である」¹²としている。

権現造の発生に関しては「豊臣時代の始め頃から出来たものであろう」¹³としており、元和 3 年 (1617) の久能山東照宮は完美した権現造であるとし、また八棟造¹⁴として紹介している北野天満宮の社殿が慶長 12 年 (1607) のものであることを踏まえ権現造は慶長以前に発生していたとしている。これは伊東氏が八棟造について権現造の拝殿の左右に翼を出した形、つまり権現造の発展形 (八棟造は権現造の後に成立したとしている) と考えているためである。

石の間造については久能山、日光、上野の東照宮を例に挙げ、中殿造については石の間造よりも数が多く、香取神宮 (昭和の大修築前の社殿) や神田明神 (関東大震災前の社殿) などを取り上げている。

以上が伊東氏の論の概要であるが、ポイントをまとめると以下の通りである。

- ①権現造とは本殿と拝殿を中殿で接続した形式
- ②中殿は、特に床高さについて本殿・拝殿より下がるものを「石の間造」、拝殿と同一のものを「中殿造」とし、平面については論じていない
- ③権現造の発生は慶長以前
- ④八棟造は権現造の発展形

①に関して、中殿については相の間など異なる呼称で呼ばれることはあるが、後世まで受け継がれている基本的な定義であると思われる。②については研究者により異なる見解を示し、

③については後世の研究者により否定が行われている。これについては「石の間」に着目した福山敏男氏の論考から始まっている。

2-2. 北野天満宮と権現造

北野天満宮は古くから権現造的な平面を持つ建築であることが知られているが、それを指摘したのは福山氏の「石の間」¹⁵であろう。「所謂権現造の成立を考へる場合、北野天満宮の本殿と拝殿との間にある「石の間」は極めて重要な役目を持つものである」¹⁶と断言している。

福山氏は北野天満宮関係の古文書から社殿に関する記述を抽出し、各社殿について登場する時代を明らかにしている。まず神輿迎の際に神輿を拝殿に置いたという記述から長徳2年(996)の火災後に再建された社殿に拝殿があったと論じている。次に本殿と拝殿の間の空間については、文暦元年(1234)の焼失前の社殿には拝殿と本殿の間に低い板敷の部分があったことを指摘した。その後の再建の社殿について、正安4年(1302)の「御宇多上皇御幸之記」の記述を参照し、「神殿と拝殿との間は一区画をなし、その東西に「土戸」があり、(中略)これ今日の石の間の部分に当り」¹⁷としている。この「土戸」にあたるものが現在の社殿(図2)の石の間にもあり、土間に入出するための戸という意味であると述べている。

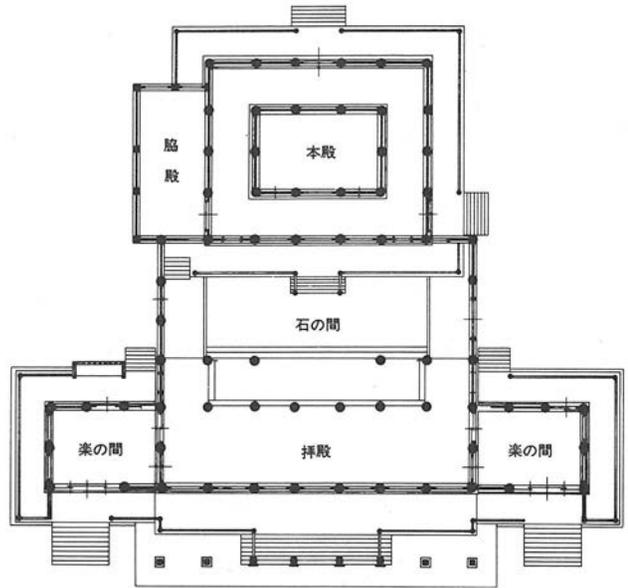


図2 北野天満宮社殿平面

しかしながら、「石の間」という語句については史料から発見することが出来ず、江戸初期頃には同空間を「作り合之間」あるいは「幣殿」と記されていたとし、『匠明』¹⁸に描かれる豊国廟¹⁹(図3)の「石ノ間」の文字から、少なくとも慶長期には使われていた言葉であるとしている。

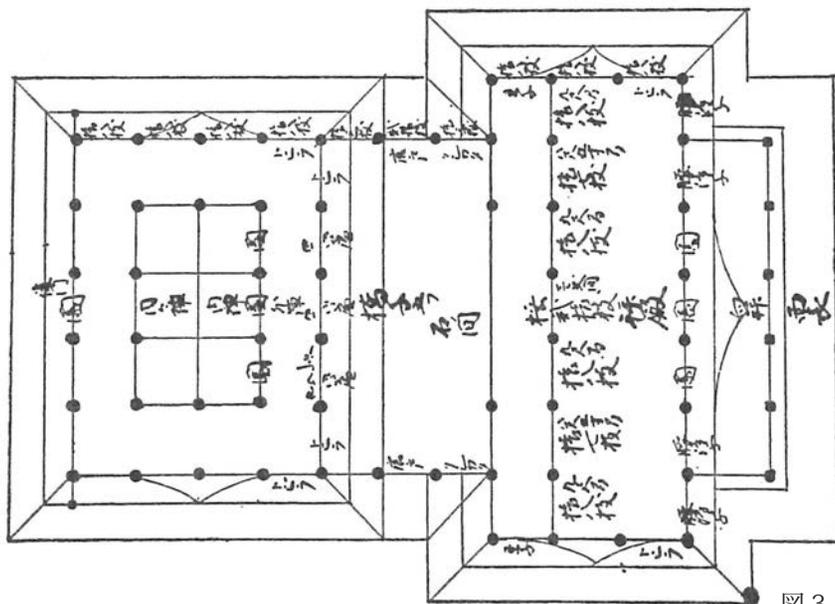


図3 『匠明』「五間四面大社ノ図」

また、特徴的な屋根形式については、文暦焼失以後の社殿において八棟造と言えるものが出来ていた可能性を述べており、延徳 2 年 (1490) 焼失以降慶長改造以前の社殿についての記述において、「八棟」の語が出てきていることを指摘している。

前項の伊東氏の論において権現造は慶長以前には成立していたと述べていたが、権現造が「本殿と拝殿を中殿で接続した形式」と定義する場合、北野天満宮の石の間が中世には存在していたと指摘できるため、その成立はかなり早い段階となったことが分かる。ただ、伊東氏の論ずる権現造拝殿の左右に翼を出した形式とする八棟造に関しては、慶長以前の社殿の平面により成立年代が変わるが、これについては議論されていない。

2-3. 「権現造」という語句の由来

上記した福山氏の論を受け、「権現造」という名称に異を唱えたのが足立康氏である。「権現造と石間造」²⁰の冒頭において「権現造」という名称の由来を、「東照大権現たる家康が多く此の形式の社殿に祀られるので、その神号に因んで「権現造」と呼ばれると説いている」²¹と従来の通説として紹介している。ここで伊東氏の論を再度確認してみると権現造という言葉の由来については一切言及をしておらず、この通説がいつ頃から説かれていたのかは不明であるが、足立氏はこの説を「重大なる誤謬」とし、本殿と拝殿を石の間等で接続した社殿形式を「石の間造」とするべきであるとしている。

この「重大なる誤謬」の理由として以下の 3 点を挙げている。

- ・本殿形式の命名については神社の名称に因むもの（春日造、住吉造等）か、社殿の形態に基づくもの（流造等）のいずれかである……A
- ・東照大権現という神号は新しいものであり、それ以前の複合社殿形式を「権現造」と呼ぶのは時代錯誤であり、その形式を持つ最も古い神社に因む必要がある……B
- ・社殿形式と十分に一致せず、権現という神号は熊野権現や春日権現など存在する……C

そして足立氏が本殿・相の間・拝殿の接続する複合社殿形式を「石間造」とする理由としては A と B より、同様の複合社殿形式として最も古い遺構の北野天満宮と、その社殿が発生の始原である石の間から適当であるとしている。さらに神道名目類聚抄²²の「石間造」を参照し北野天満宮のような社殿が描かれていることから妥当であるとしている。また、本殿と拝殿が「合の間」「幣殿」「渡殿」で結ばれる社殿形式も「石間造」とし、それを無床式（土間、落板敷など）と有床式（板敷、畳敷など）と分類をしている。

足立氏の石間造の定義を以下に抜粋する²³。

石間造とは、平入本殿と平入拝殿とを妻入の石間又はその後身に属するもの（合間・幣殿・渡殿等）にて連結せる複合社殿形式にして、その全体の平面は丁字形（石間の幅が拝殿または本殿正面長と等しいもの）又は工字型（石間の幅が本殿正面長より狭いもの）をなすを特徴とす。

屋根形式や平面に関しても言及をしている具体的なものであり、平面による分類を行っているのが伊東氏と大きく異なるところである。

また、石の間の発生については独立した室としてではなく「本殿と拝殿との中間に屋根をか

け、その両側をふさいだため自ら一室の形をとるに至ったものである」²⁴と述べており、したがって、古い石の間の平面は横に長くなるとし、時代が下るにつれ縦長になる傾向があるとしている。その過渡期となる石の間が正方形平面を持つ社殿として久能山と日光山を上げており、久能山の丁字型から日光山の工字型へ変化の順序が見れるとしている。

さらに「権現造」という名称が違う建築形式に使われていたことを指摘している。神道名目類聚抄の記述(「権現造 堂社造 此御殿ハ組モノ彫モノ等、或ハ彩色ナドスルナリ」)を引用し、その図や甲良伝書の「権現造」から、「堂社造」とは「仏堂社殿折衷造」の意味であり、「権現造」も両部思想における本来の意味としての「権現」に由来があるとしている。このことから「権現造」とは本来寺院建築の要素を多く取り入れた社殿形式であるとし、本殿と拝殿を石の間で接続する形式を「石間造」とするのが適当であると足立氏は結論付けている。

ここで伊東氏の論を振り返ると、前述の通り「権現造」という名称の由来について言及はしていないが、その分類において「伽藍造」すなわち神仏習合の特徴が多くみられる社殿の種類の一つとしていることは留意すべきであろう。

なお、近世大工文書に見られる「権現造」という名称の社殿については大熊喜邦氏が「匠家の伝書と権現造」²⁵と題して紹介しており、次稿にて参照することとする。

3. まとめとして

本稿においては伊東忠太氏の権現造の定義の紹介と、権現造という名称の由来についてまとめた。前項の足立氏の「権現造」の誤用の指摘と「石間造」の提唱については大河直躬氏の「権現造りと建築彫刻」にて触れられているものの、権現造という語句の使われ方は「江戸時代には別の本殿形式を権現造りと呼んでいる例がある。したがって、右のような用法は不適當だ」という意見もあるが、ここでは現在の慣用に従うこととする²⁶としている。少なくとも大河氏の論考の時点で、この形式の複合社殿の名称を権現造として建築史分野で使われるようになっていたことが分かる。

ここで、今回紹介した各研究者の論を整理する。

- ・権現造とは本殿と拝殿を中殿で接続した形式(伊東忠太)
- ・石の間は少なくとも正安頃に北野天満宮にて確認できる(福山敏男)
- ・『匠明 社記集』「五間四面大社ノ図」において「石ノ間」という語句が確認でき、慶長期には使われていた言葉である(福山敏男)
- ・石の間は本殿と拝殿の間に屋根をかけ、両側をふさいで成立した空間である(足立康)
- ・上記理由より石の間は本来横長平面を持ち、時代が下るにつれ縦長になる(足立康)
- ・「権現造」という名称は本来は仏教建築の要素が取り入れられた社殿形式を示している(足立康)

権現造という複合社殿の大きな定義などは確認できたが、平面形式の細分化や相の間(石の間・幣殿・中殿)の違いなど考慮すべき点はまだ多く残っており、今後の課題でもある。筆者が特に注目している点としては、本殿・相の間・拝殿の柱筋の違いと軒の接続方法であり、これについても未だに論を整理しきれていないため、少しずつ考察を行っていきたい。

次稿においては大熊喜邦氏の「匠家の伝書と権現造」を参考にしつつ、近世大工文書から権現造建築に関する記述を参照していく。冒頭で紹介した『新編雛形』の「拝殿之事」についても触れる予定である。

<注釈・図版典拠>

注1…中村達太郎『日本建築辞彙〔新訂〕』中央公論美術出版 2011年 p.155

注2…大河直躬「権現造りと建築彫刻」『仏教芸術 170号』仏教芸術学会 1987年 p.47

注3…主に拝殿木割について研究を行っている。高田圭祐「拝殿木割における平面計画に関する研究」日本建築学会大会学術講演梗概集 2018年

注4…瀬河政重『新編雛形』明暦元年(1655) 国立国会図書館蔵

注5…論文の引用にあたり、旧字体から新字体へ適宜変更した。

注6…加藤千晶、重枝豊「権現造における石の間、幣殿、廊下の建築構成に関する一考察」平成26年度 日本大
学理工学部 学術講演会論文集

注7…伊東忠太「神社建築の発達(上～下)」『建築雑誌』第百六十九号、第百七十号、第百七十四号 1901年

注8…伊東忠太「神社建築の発達(下)」『建築雑誌』第百七十四号 1901年 p.175

注9…同上(『建築雑誌』第百七十四号) p.175

注10…伊東氏は「又其外形に由て区別すれば」と前置きをし、拝殿については(イ)切妻造、向拝、(ロ)入母屋造、向拝、
(ハ)入母屋、前千鳥破風、向拝唐破風、本殿については(イ)流れ造、(ロ)入母屋、(ハ)重層入母屋造、と
分類をしている。

注11…伊東忠太「日本神社建築の発達(中)」『建築雑誌』第170号 1901年の「第五章 神仏混淆の時代 其二
伽藍造」において論を展開しており、寺院伽藍のように楼門、中門、廻廊等を備え、金堂と同様の位置に本
殿があるもの(「広い意味では大体の規模を指し、)、あるいは仏堂的な手法が混入し、仏堂か社殿か外見だ
けでは分からないもの(「狭い意味では一個の建築を指す。)」としている。

注12…伊東忠太「神社建築の発達(下)」『建築雑誌』第百七十四号 1901年 p.175

注13…同上(『建築雑誌』第百七十四号) p.175

注14…『日本建築辞彙〔新訂〕』p.429には「神社造り方の一方法にして、本殿、拝殿及びその間にある間は連続し
たる屋根の下にあるものなり。」とし、権現造の説明と同等のものとして現在使われている。

注15…福山敏男「石の間」『建築史』第2巻第1号 1927年

注16…同上(『建築史』第2巻第1号) p.77

注17…同上(『建築史』第2巻第1号) p.79

注18…平内政信記・平内吉政監修『匠明』慶長13年(1608) 東京大学蔵

注19…『匠明 社記集』「五間四面大社ノ図」にて「此図ハ山州東山豊国大明神」とあり、慶長三年九月十一日に鉦
始をしたとある。

注20…足立康「権現造と石間造」『建築史』第3巻第3号 1928年

注21…同上(『建築史』第3巻第3号) p.197

注22…江戸時代の神道用語についてまとめ、解説した神道書。元禄15年(1702) 発刊

注23…足立康「権現造と石間造」『建築史』第3巻第3号 1928年 p.201

注24…同上(『建築史』第3巻第3号) p.203

注25…大熊吉邦「匠家の伝書と権現造」『建築史』第3巻第5号 1928年

注26…大河直躬「権現造りと建築彫刻」『仏教芸術 170号』仏教芸術学会 1987年 p.43

図1…『重要文化財 鹿島神宮本殿・石の間保存修理工事報告書』1989年 図版 p.19

図2…稲垣栄三『神社と霊廟』小学館 1971年 p.188

図3…太田博太郎監修・伊藤要太郎校訂『匠明』鹿島出版会 1971年 p.117

四天王寺流木割書に見る輪藏の設計技術

The Design Technique of Rotating Sutra-case Cabinet in Shitennō-Ji School Kiwari Shō

小岩研究室 特別研究員 兪 莉娜

1. はじめに

平内家は江戸幕府大棟梁の地位を継承し、その伝統ある家格を誇って「四天王寺流」と称されていた。平内家は多くの木割書を伝えており、「四天王寺流系本」と称されている。そのうちに、『匠明』と『諸記集』は最も内容が豊富であり、体系化した木割書と認められている。

輪藏は仏教寺院の経藏の中に、經典を収納する回転式書架建築である。日本の膨大な建築技術書において、そのうち 15 部の木割書で輪藏の木割に関する図文記録が見られる。四天王寺流木割書のうち、輪藏の木割規定を載せるものは『匠明』と『諸記集』である。

本稿では、『匠明』、『諸記集』における輪藏の規定内容を解説した上、両史料における輪藏の規定構成を比較する。その上で、規定内容に見られる設計手法、木割組成を抽出し、輪藏の設計技術の特質を考察する。

2. 『匠明』「輪藏之鞘 五間四面堂之図」の解説

『匠明』「堂記集」において、仏教寺院における各種の建築仕様が記述されている。輪藏を収める経藏建築の規定は各仏堂規定の直後に置かれ、「輪藏之鞘 五間四面堂之図」と「輪藏鞘同三間四面堂之図」の条目である。その内、輪藏本体の仕様は「輪藏之鞘 五間四面堂之図」文章の後半部に置かれる。

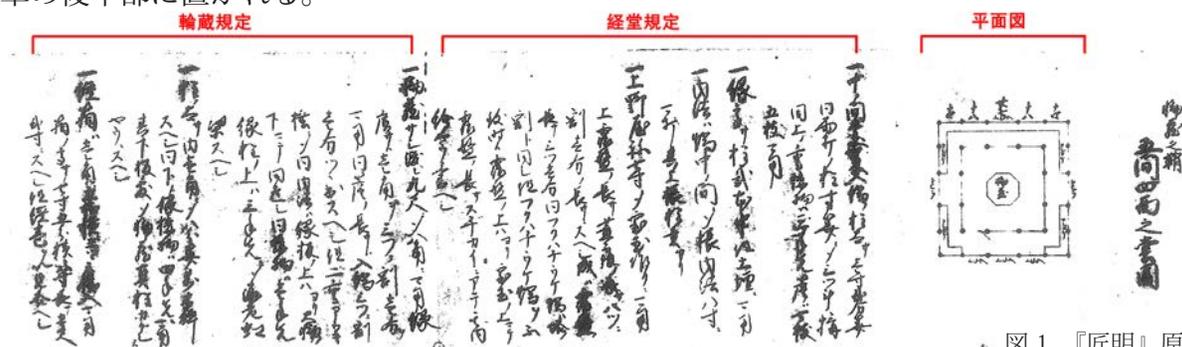


図 1 『匠明』原文

【読み下し文】

一輪藏差渡し九尺にして、八角に可用。縁廣さは一角を三つに割、一分を可用。同檐の長さは入端三つに割、一分つ出すへし。但三重あうき極にして。同内法は縁板の上はより大輪の下まで同返し。同接物は一手先縁柱の上は三手先にして、海老虹梁すへし。

一柱の太さ内一角にして八分算、萬木碎すへし。同下の縁接物は四手先に可用。其下板敷して、輪藏真柱かくしやうすへし

一経箱は一角に立拾、横に三つ、三十人可用箱の高さ七寸五分、横八寸、長さ一尺二寸にすへし、但経巻を以見合へし

【釈文】

一輪藏サシ渡し九尺ニメ八角ニ可用縁廣サハ八角ヲ三ツニ割壹分ヲ可用同檐ノ長さハ入端三ツニ割壹分ツ出スヘシ但三重アウキ極ニメ同内法ハ縁板ノ上ハヨリ大輪ノ下マテ同返し同接物ハ壹手先縁柱ノ上ハ三手先ニメ海老虹梁スヘシ

一柱ノ太サ内壹角ニメ八分算萬木碎スヘシ同下ノ縁接物ハ四手先ニ可用其下板敷メ輪藏真柱カクシヤウスヘシ

一経箱ハ壹角ニ立拾横ニ三ツ三十人可用箱ノ高さ七寸五分横八寸長さ壹尺貳寸ニスヘシ但経巻ヲ以見合ヘシ

【現代語訳】
輪蔵の差渡し(直径)は6尺とし、八角とする。縁広さは一角(の長さ)を3つに割りて一分とする。軒の出は入端直径を3つに割りて一分とする。但し、二重扇垂木とする。内法は縁板の上より台輪の下まで同返しとする。(入側)組物は一手先とし、縁柱の上は一手先とし、海老虹梁にて繋がる。柱の太さは内一角の長さの8分とする。萬木砕スヘシ。下縁の組物は四手先とする。その下を板敷して輪蔵の心柱を隠す。経箱は一角に縦方向に10個、横方向3個、合わせて30個に入る。経箱の高さは1寸5分、広さ8寸、長さ1尺2寸とする。但し、経巻の寸法に対応する。

- 【規定項目】
- ① 差渡し(内直径)9尺。平面…八角。
 - ② 縁広さ…入側柱間*1/3。
 - ③ 軒の出…入側直径*1/3。二重扇垂木とする。
 - ④ 内法(縁板の上…台輪の下)…差渡し9尺。
 - ⑤ (入側)組物…一手先。縁柱の上…三手先。海老虹梁にて繋がる。
 - ⑥ 柱径…入側柱間*0.08。その下を板敷して輪蔵の心柱を隠す。
 - ⑦ 経箱数:10*3(一角)
 - ⑧ 経箱寸法:1.5*8*12(寸)

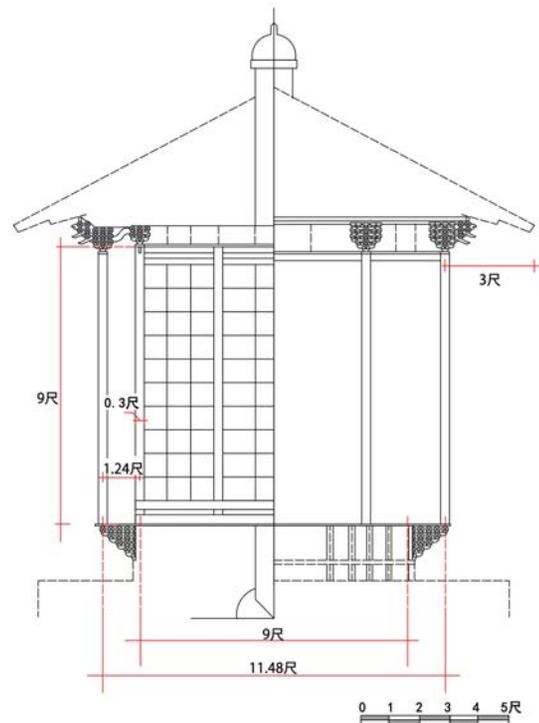
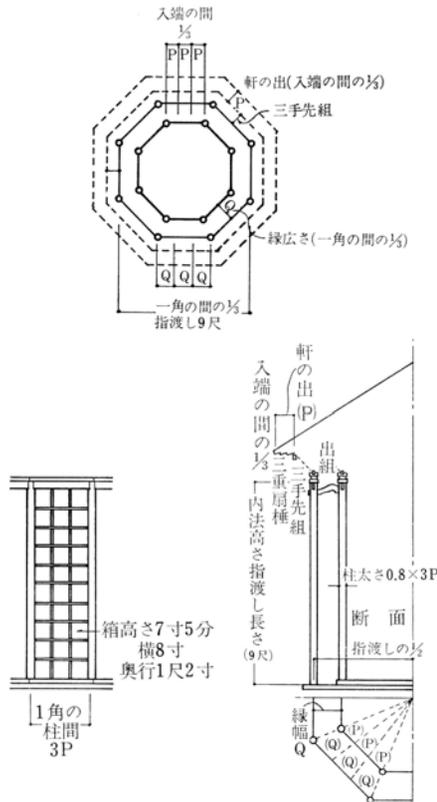


図2 『匠明』輪蔵の復原案 (1. 伊藤復原案; 2. 筆者復原案¹⁾)

3. 『諸記集』「中之輪蔵之事」の解説

『諸記集』五巻も四天王寺流に属する建築技術書と認められ、その内容は『匠明』と対応できる部分が多いと見られる。

『諸記集』における経蔵条目「経蔵之事但輪蔵ニシテ」は当書の「堂記集」に置かれ、仏堂と鐘楼規定の次に記述される。その内、輪蔵規定は「中之輪蔵之事」の説文として抽出されている。



図3 『諸記集』原文

【読み下し文】

中之輪藏之事

一間の太さ九尺四方にして、八角二可レ用。柱太さ三分計にして、方立柱にて七分計。下縁の高さ土壇より一尺五寸、其より下へ二寸四分の縁鎌手して、其より下は流子佛壇の半分の上の如く也。同縁に擬法珣勾欄、有人居所也。同く縁の上に柱半分の長押しして、其上間一尺にして、腰長押し。同く腰長押の上より接物三手崎にして、但接物の間一尺有。同上縁の板厚さ柱三つ割一分也。板の上は長押しして、同く長押の上小壁長押し程置て、又長押し打也。長押しと楣内法七尺八寸にして、横方立内法三尺一寸にして、箱横五つ。縦に九つ箱数四十五有、楣たけ柱半分にして、楣の上は引押しして、引押しと柱穿の間柱ほど置て、柱穿八分計。台輪三分計、但上の縁板上はより台輪下は迄九尺也。同く箱の下はより土壇の上はまで四尺五寸也。縁の広さ柱中墨より一尺二寸五分下縁も同く縁柱は上の縁の上より立る但履して。縁柱の高さ大茂の柱穿の下はと縁台輪の下は同。但縁も太茂と同く台輪柱穿引押し有。太茂の接物は一手崎也。縁の接物は三手崎にして、大椽有、但唐用には二重大椽して、縁の首輪桁の上は爲天井。同く太茂の天井も同廻也。縁の接物より太茂の接物へ海老虹梁して、輪藏

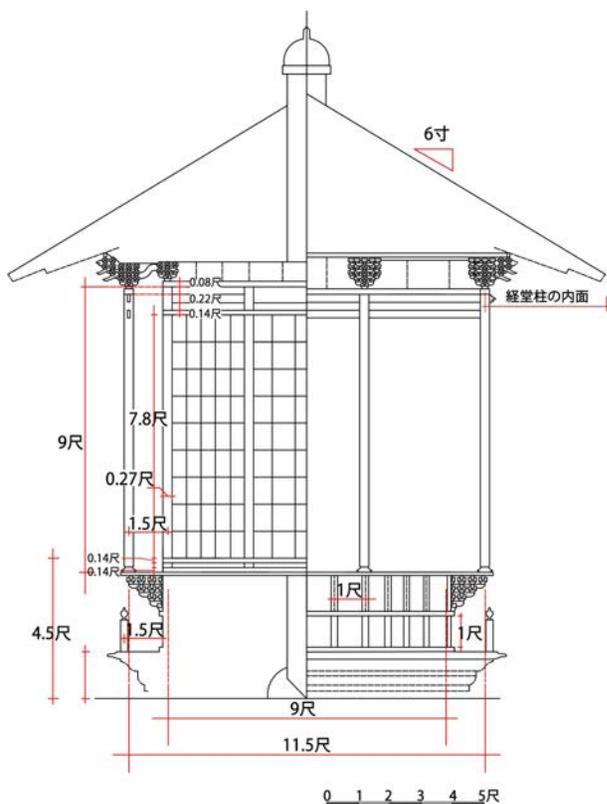


図 4 『諸記集』復原案

惣檐口大柱の内面不問様二可レ致。同く高さ廻りの大梁上はへ椽の端の乗程に可レ致。野地高配爲二六寸二。棟の幅廻りの間柱爲レ程二。椽大柱と同下は鋒上は蒂丸くして廻様に可レ致。

(補充説明)

接物の間一尺一寸、台輪の上より板の上へ一尺五寸。板の下より下の上まで又一尺五寸。以上四尺五寸なり。箱の下より飛貫の下まで八尺なり。是は三手崎の時、腰接四手崎にして、此可致也。

【現代語訳】

中之輪藏之事

輪藏の差渡しは6尺、八角とする。(蔵身)柱太さは三割、方立柱は七割とする。下縁の高さは土壇より1.5尺、その下は2.4寸厚さの縁鎌手(腕木)を置き、その下は流子佛壇の上半分のように用いること。その縁に擬法宝珠勾欄と仏像が配置される。縁板の上に柱半分の厚さを取る長押しを置き、その上1尺の間を空いて腰長押しを置く。腰長押の上が三手先の組物とし、その間が1尺とする。縁板の厚さは柱太さの1/3とし。板の上に長押しとし、長押の上の小壁は長押の厚さ程を置き、その上にまた長押しを置く。長押しから楣(内法長押し)までの内法長さは1.8尺とし、横方立(腰長押し)の内法長さは2.1尺とする。経箱は横方向の1つ、縦方向の6つとし、(一辺)の数は45個とする。楣(内法長押し)の成は柱太さの半分とする。楣(内法長押し)の上に飛貫とする。飛貫と頭貫の間は柱太さの厚さ程とする。頭貫は柱太さの八割とする。台輪は柱太さの三割とする。縁板の上端より台輪の下端まで6尺とする。箱の下端より土壇の上端までは4.5尺とする。縁の広さは柱中墨より1.25尺とする。下縁も同じ広さとする。縁柱は上縁の上に立て、但し礎板を用いること。縁柱の高さについて、身舎の頭貫の下端と縁台輪の下端が同じ高さにする。但し、縁は身舎と同じく、台輪、頭貫と飛貫がある。身舎の組物は一手先、縁は三手先とし、尾垂木がある。但し、唐様の場合、二重尾垂木とする。縁の丸桁の上は天井とし、身舎の天井は同じように廻すこと。縁の組物より身舎の組物へ海老虹梁を繋ぐこと。輪藏の総軒口は(経堂)柱の内面を支えないこと。輪藏の高さについて、(経堂)大梁の上端が垂木の先を乗ること。野屋根の勾配は9寸とする。棟の幅は間柱の太さ程とし、心柱と同じとする。心柱の下は鋒(軸受金具)、上は蒂丸(花型金具)とする。

(補充説明)

組物の間は1尺とする。台輪の上より板の上までは1.5尺。板の下より下の上までまた1.5尺。以上は4.5尺となる。箱の下より飛貫の下まで8尺とする。これは縁組三手先の時、腰組四手先の場合の仕様である。

【規定項目】

中之輪蔵之事

- ① 差渡し=9尺。平面：八角。
 - ② (蔵身) 柱径=差渡し*0.03=0.27尺、方立柱=差渡し*0.07=0.063尺。
 - ③ 下縁高さ=土壇より1.5尺。
 - ④ 縁鎌手(腕木)厚=2.4寸。
 - ⑤ 底部：須弥壇の上半分を用いる。台座形式：擬宝珠勾欄と仏像がある。
 - ⑥ 台座地長押厚さ=柱径*0.5。
 - ⑦ 間(台座地長押一腰長押)=1尺。
 - ⑧ 間(三手先腰組)=1尺。
 - ⑨ 縁板厚さ=柱径*1/3。
 - ⑩ 間(身舎地長押・足元長押)=長押厚さ=柱径*0.5。
 - ⑪ 内法長さ(足元長押・内法長押)=7.8尺。
 - ⑫ 内法長さ(足元長押・腰長押)=3.1尺。
 - ⑬ 経箱数=5*9=45個/一辺
 - ⑭ 内法長押成=柱径*0.5。
 - ⑮ 間(飛貫・頭貫)=柱径*1。
 - ⑯ 頭貫=柱径*0.8。
 - ⑰ 台輪=柱径*0.3。
 - ⑱ 間(縁板の上端・台輪の下端)=9尺。
 - ⑲ 間(箱の下端・土壇の上端)=4.5尺。
 - ⑳ 縁広さ=1.25尺。下縁広さ=1.25尺。
 - ㉑ 縁柱形式：礎板を用いる。縁は台輪、頭貫と飛貫がある。
 - ㉒ 縁柱の高さ：身舎の頭貫の下端・縁台輪の下端が同じ高さ。
 - ㉓ 身舎組物一手先、縁組物三手先、尾垂木有り。唐様は二重尾垂木。
 - ㉔ 縁の丸桁の上は天井とし、身舎の天井は同じように廻す。
 - ㉕ 縁の組物より身舎の組物へ海老虹梁を繋ぐ。
 - ㉖ 輪蔵の総軒口：(経堂) 柱の内側に収める。
 - ㉗ 輪蔵の高さ：(経堂) 大梁の上端が垂木の先を乗る。
 - ㉘ 野屋根勾配=6寸。
 - ㉙ 棟の幅=間柱の太さ、心柱太さ=間柱の太さ。
 - ㉚ 心柱金具：下：鋒(軸受金具)、上：蒂丸(花型金具)。
- (補充説明 縁組三手先の時、腰組四手先の場合)
- ① 組物の間：1.1尺
 - ② 間(台輪の上・板の上)=1.5尺。
 - ③ 間(板の下・下の上)=1.5尺。総合口：4.5尺。
 - ④ 間(箱の下・飛貫の下)=8尺

4. 規定内容に見る輪蔵の構造と様式

『匠明』「輪蔵之鞞五間四面之堂図」には、台座・庇がある輪蔵の木割が規定されている。原文によると、側柱と入側柱の間は「縁」と称され、この空間は庇よりも縁側と認められるのだろうか。側柱は「縁柱」と呼ばれ、縁側の縁に立っていることが分かり、多くの庇付きの輪蔵遺構と合致している。また、蔵身の床板を支える台座部分は「下の縁」と呼ばれる。

『諸記集』「中之輪蔵之図」の輪蔵は構造的に『匠明』と同様である。『匠明』と同じ、「縁」、「下の縁」のような用語が用いられる。しかし、当書において、輪蔵の身舎部分は「太茂」と呼ばれ、「主」を指すと推定できる。また、輪蔵の台座部分では、「流子佛壇」という用語が見られ、台座の一番下が須弥壇として加工されることが分かる。その後に「有人ノ居所也」が規定され、妙心寺、西本願寺輪蔵などの例で見られる仏像が置かれる台座形式を指すと考えられる。

日本中世以降の建築は、和様、禅宗様及び大仏様に大別できる。建築技術書においても木造

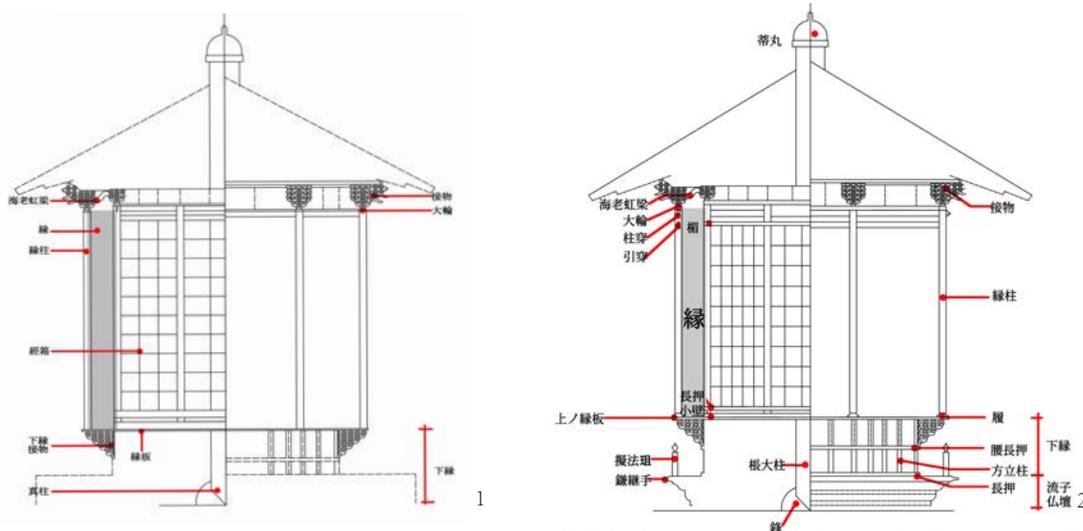


図5 輪蔵規定に見られる構造用語 (1.『匠明』; 2.『諸記集』)

技術が和様と禅宗様に分類することがよく見られる。

『匠明』の輪蔵規定が簡略的であるため、輪蔵構造を完全に理解することができない。しかし、輪蔵屋根が「二重アウキ」にし、側柱と入側柱間で「海老虹梁」にすることが見られる。このように、当文献の輪蔵には禅宗様特徴が一部表れていることが推察される。同史料における輪蔵の位置付けを見ると、輪蔵を含める経蔵の規定は和様・半唐様仏堂規定の直後に置かれ、唐様仏殿の前に入る。同篇の経堂の規定を参照すると、五間経堂は中央間と脇間が唐様仏堂でよく用いられる 3:2 の規模比例を用い、組物も三手先であり、禅宗様の特徴が多く表れている。一方、三間経堂には 3:2 の規模関係が見られず、組物は一手先を用い、禅宗様の特徴が全く表れていない。つまり、『匠明』に見られる輪蔵附属の経堂は様式が指定されず、各宗派の佛教寺院ともに使われていたと考えられる。

一方、同系史料である『諸記集』には『匠明』より詳細な細部形式が説明され、輪蔵の様式特徴が一層に明確化できる。当文献には「擬法瑠」（擬宝珠）、「長押」など和様部材と、「引穿」（飛貫）、「履」（礎盤）のような禅宗様部材が見られ、和禅混用の様式と考えられる。しかし、組物に関しては「縁ノ接物三手崎ニシテ大極有、但唐用ニハ二重大極シテ」と規定され、説文自体における組物様式によって輪蔵の様式が選択できることが分かる。さらに、『諸記集』「堂記集」の内、「経蔵之事」より前の建築木割には全て和様様式が表れている。「経蔵之事」以降の項目は「禅家用堂之事」を始め、全て禅宗寺院にある建築木割が記述され、禅宗様特徴が表れている。経蔵及び輪蔵の位置付けに対し曖昧さが浮かび上がり、『匠明』と同じように経蔵及び輪蔵の木割が各宗派の佛教寺院に共通することが窺える。

5. 『匠明』と『諸記集』における輪蔵の寸法系統

以下では、輪蔵規定の寸法体系を分析し、輪蔵の寸法計画の特徴を検討する。

『匠明』に見る輪蔵規定は、主に叙述文であり、寸法規定は 7 箇所しか見られず、極めて簡潔である。寸法系統は全体に差渡し寸法を母体として展開されている。木割の連動関係としては、入側柱間寸法より縁広さが決められ、それによって入側柱間寸法が決められる。そのうえ、柱径と軒の出寸法は入側柱間を通じて指定される。部材の寸法が言及されず、柱径が部材寸法の基準寸法としての支配性が明記されていない。しかし、柱径規定の直後に、「萬木碎スヘシ」と書かれ、これは柱径を基準寸法として部材寸法を決める方法の暗黙的な記述のかと考えられる。（付録 1）。

『諸記集』の規定において、輪蔵寸法を実寸として規定される場合が多いことが特徴である。I 群にある規定数は寸法規定全体の 50% に占めている。II 群寸法を見ると、柱間が差渡しより算出される。木割術における柱間により柱径を指定することの普遍的な方法と異なり、当史料には柱径が差渡しより割り出したことが見られる。III 群は柱径から算出する寸法により組成され、比例表現が用いられる。IV 群は身舎長押の間とする「小壁」だけであり、長押の寸法によって指定される（付録 2）。

6. 輪蔵の規定内容に見る『匠明』と『諸記集』の比較

表 1 『匠明』・『諸記集』における輪蔵規定の比較

項目	設計手法		比例係数		実寸法 (尺)		記述内容		
	『匠明』	『諸記集』	『匠明』	『諸記集』	『匠明』	『諸記集』	『匠明』	『諸記集』	
平面規模	差渡し (内接円直径)	絶対寸法	絶対寸法	-	-	9	9	-	-
	縁広さ	比例 -L	絶対寸法	1/3	-	1.24	1.25	-	-
	軒の出	比例 -A	位置指定	1/3	-	3	-	-	軒口は経堂柱の内面に あたる
高さ	内法高さ (縁板 - 台輪)	「同返し」 -A	絶対寸法	1	-	9	9	-	-
	下の縁高さ	-	絶対寸法	-	-	-	1.5	-	-
	経箱高さ	-	絶対寸法	-	-	-	4.5	-	-
	縁柱高さ	-	位置指定	-	-	-	-	-	身舎の頭貫下端と縁の 台輪下端と同じ
	総高	-	位置指定	-	-	-	-	-	垂木端高さは経堂の大 梁上端と同じ
柱径	身舎柱径	比例 -L	比例 -A	0.08	0.03	0.3	0.27	-	-
	方立柱径	-	比例 -A	-	0.07	-	0.63	-	-
	心柱径	-	比例 - 経堂柱	-	1	-	-	-	-
軸部材	下縁長押広さ	-	比例 -D	-	0.5	-	0.135	-	-
	下縁間広さ	-	絶対寸法	-	-	-	1	-	-
	身舎長押広さ	-	比例 -D	-	0.5	-	0.135	-	-
	間広さ	-	比例 - 長押広さ	-	1	-	0.135	-	-
	楣高さ	-	比例 -D	-	0.5	-	0.135	-	-
	頭貫広さ	-	比例 -D	-	0.8	-	0.216	-	-
	間広さ	-	比例 -D	-	1	-	0.27	-	-
	台輪広さ	-	比例 -D	-	0.3	-	0.081	-	-
組物	腰組形式	-	-	-	-	-	-	四手先	三手先
	蔵身組物形式	-	-	-	-	-	-	身舎一手先、 縁三手先	身舎一手先、縁三手先
	様式	-	-	-	-	-	-	-	唐様の場合尾垂木二重
	間隔	-	絶対寸法	-	-	-	1	-	-
軒	勾配	-	絶対寸法	-	-	-	0.6	-	-
その他	縁鎌手	-	位置指定	-	-	-	0.24	-	縁板より下 へ 2 寸 4 分
	流子仏壇	-	-	-	-	-	-	-	その上に擬宝珠高欄と 仏像を置く
	天井	-	-	-	-	-	-	-	縁丸桁の上、身舎の上 に天井を張る
	縁板厚さ	-	比例 -D	-	1/3	-	0.09	-	-
	虹梁	-	-	-	-	-	-	海老虹梁を用いる	海老虹梁を用いる
	棟広さ	-	比例 - 経堂柱	-	1	-	-	-	-
	心柱金具	-	-	-	-	-	-	-	心柱の下は軸受金具、 上は花型金具を用いる
	経箱数	-	-	-	-	-	-	一角 3*10	一角 5*9
経箱寸法	絶対寸法	-	-	-	高 0.75* 広 0.8* 長 1.2	高 0.87 ; 広 0.5	-	-	

注：設計手法：A- 差渡し、D- 身舎柱径、L- 身舎柱間；濃網掛け：同様項目、薄網掛け：近似項目

両史料の輪蔵規定を比較すると、寸法規定、構造説明、記述内容については、いずれも『諸』の方が詳細と見られる。しかし、両史料の共通項目を見ると、輪蔵の直径、内法高さ、縁広さなどの規模寸法、さらに輪蔵の構造形式及び組物、虹梁などの細部様式がすべて同様で、両史料は基本的に同じ輪蔵を規定していることが推断できる。『匠明』と『諸記集』は同系史料にあたる性質が示されている。

寸法計画については、両史料の輪蔵規定には基本的に実体建築と同じような木割術が用いられることが分かり、内接円直径である「差渡し」寸法は寸法系統の基準点と認められる。しかし、『匠明』の場合は、寸法構成には全体的に「差渡し－柱間－柱径－部材寸法」のような順次的な比例関係があることに対し、『諸記集』の場合は、寸法計画には「差渡し－柱径－部材寸法」の比例規定があるながらも、絶対寸法及び位置指定のような他の設計手法が多く見られる。注意

したいのは、『諸記集』における絶対寸法として規定される幾つかの高さ寸法は、いずれも差渡しとの比例関係が見出される。また、『諸記集』における実寸法と規定される縁広さは、『匠明』における比例法を用いる縁広さと寸法がほぼ同じ、『諸記集』の輪蔵規定には、本来に比例法が用いられた項目を絶対寸法に換算されて記述される傾向が見られる。一方、極めて簡潔である『匠明』の輪蔵規定は実体の建築との重複な部材規定を省略させ、実体の建築の比例的設計法を全般に導入する傾向が見られる。

両史料の相違点については、まず、『匠明』の腰組が四手先であるのに対し、『諸記集』の腰組が三手先である。また、『諸記集』には輪蔵一角に経箱が5列9行として配列され、『匠明』には輪蔵一角に経箱が3列10行として配列される。輪蔵遺構の蔵書設備を参照すると、『諸記集』に規定される輪蔵の経箱配列は本圀寺輪蔵、大徳寺輪蔵などの例と同じ、中国宋元版、高麗版などの折本一切経を収納すると判断される。一方、『匠明』における輪蔵の経箱配列は冊本を納める輪蔵遺構と同じ、その中には嘉興蔵、黄檗蔵の冊本一切経を収納すると考えられる²。しかし、冊本を納める輪蔵遺構は、殆ど1681年黄檗蔵が発行された後に建設された。それは同系史料である『匠明』と『諸記集』における輪蔵規定の転写経緯の検討にヒントを与える。

先行研究において、『匠明』と『諸記集』の前後関係について、幾つかの説がある³。上記の比較考察を踏まえ、『匠明』と『諸記集』の輪蔵規定共に、同じ祖本を転写して再編成したものと推定される。祖本における輪蔵規定は、豊富な構造説明及び部材寸法に対する比例規定によって構成されたと考えられる。さらに、幕府作事方としての平内家は、恐らく京都の大寺院にある輪蔵を参照し、伝統的な折本を納める蔵書設備を用いたことと考え、祖本の経箱規定は『諸記集』と同じ、5列9行の配列であったと想定される。つまり、『匠明』は祖本規定を簡潔化させ、さらに新たな冊本用経箱を導入し、輪蔵規定を再編成した。一方、『諸記集』は祖本規定における一部の比例規定を実寸法に換算し、詳細な構造説明を忠実に筆写した。その結果、『匠明』と『諸記集』には同じ輪蔵が規定されるものの、異質な記述内容が見られる。

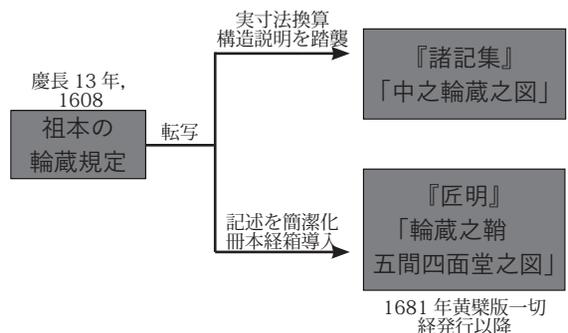


図6 『匠明』と『諸記集』における輪蔵規定の成立模式図

<注釈>

注1…本稿復原案において、「差渡し」は輪蔵身舎直径であること及び軒の出が差渡しによって算出されることは伊藤案と異なっている点である。

注2…兪莉娜、『輪蔵の蔵書施設について - 輪蔵の設計技術 その2-』、日本建築学会学術講演梗概集、2018

注3…参考文献2、3、4に参照する。

<参考文献>

- 伊藤要太郎、『匠明五巻考』鹿島出版会、1971
- 内藤昌、『匠明』祖本：『諸記集』について - 流派成立の一考察』、日本建築学会大会学術講演梗概集、1975
- 中川 武、『匠明』と『諸記集』について』、日本建築学会学術講演梗概集・計画系、1978
- 河田 克博、麓 和善、内藤 昌、『四天王寺流基幹本の書誌と構成』、日本建築学会環境系論文集 412号、1990

<図版出典>

図1 『匠明』東京大学蔵本 加筆あり

図2 『諸記集』静嘉堂文庫池上家蔵本 加筆あり

図3-1. 伊藤要太郎、『匠明五巻考』より；2. 筆者作成

図4-6 筆者作成

付録 1：『匠明』「堂記集 輪蔵鞘五間四面之堂図」寸法系統図

I 群		II 群		III 群		IV 群	
規定項目	9 尺	差渡し(A)	1 A	内法	1/3 A	縁広さ L	(9+2/3L) / (√2+1) * 側柱間(L)
	30 個	経箱数	1/(√2+1) A	軒の出	8/100	側柱径[=D]	* 部材寸法
	1.2*0.8*0.75 尺	経箱寸法	3/100 A	* 入側柱間 (L)	2/7		
規定項目数	3/7		28.6%				
全体比	42.8%				28.6%		

付録 2：『諸記集』「堂記集 中之輪蔵之図」寸法系統図

I 群		II 群		III 群		IV 群	
規定項目	9 尺	差渡し (A)	1/(√2+1) A	* 入側柱間 (L)	1/2 D	長押高さ	1 小壁高さ
	1.5 尺	間(長押の間)	(A+1.25*2)/(√2+1) A	* 側柱間(L)	1/3 D	縁板厚さ	
	1 尺	縁高さ	3/100 A	柱径[=D]	1/2 D	楣高さ	
	7.8 尺	腰組間隔			1 D	飛貫と頭貫間	
	3.1 尺	内法(長押一楣)			8/10 D	頭貫高さ	
	9 尺	内法(横方立)			3/10 D	台輪高さ	
	9 尺	内法(縁板一台輪)	A				
	4.5 尺	内法(土壇一経箱)	0.5A				
	1.25 尺	縁広さ	1/3L				
	6 寸	野地勾配					
	5*9 個	経箱					
項目数	11/22		4/22			6/22	1/22
全体比	50.00%		18.18%			27.27%	4.55%

京都保勝会の研究（1）組織構成員と活動について Study of Kyoto-Hoshokai

小岩正樹研究室 修士2年 萩原安寿

1. はじめに

京都では明治10年代から古社寺保存の必要性が提唱され、その保存運動の先駆けとして京都保勝会（以下保勝会とする）が挙げられている。京都保勝会は明治14年に岩倉具視の提案で設立され、「五畿江丹に国の名勝跡を永遠に保存する」ことを目的とされているが、その活動は京都を中心として確認される。また活動は古社寺修理が多く見られ、本格的な古社寺修理事業を念頭にした会を志向していたと考えられている¹。一方明治30年代までの古社寺保存の請願運動などの活動は、古社寺保存法に大きくかわり影響力を持ったことが指摘されている。しかし、それは保勝会の活動の内には見出されておらず、その後の古社寺修理における保勝会の活動を積極的に見ている研究は少ない。また保勝会の研究は少なく、その組織に所属した人物や組織体制について詳しく論じているものはなく、これを明らかにするのも重要であると考えられる。

以上より保勝会が古社寺修理及び京都の文化財事業に対してどのような影響を与えたのかを明らかにすることを本研究の目的とする。明治から昭和、また現在まで顕在化するものを捉え京都保勝会を再評価していきたい。

2. 京都保勝会の組織構成員と活動について

保勝会の資料として、京都府の行政記録『明治十四創立 保勝會一覽』²（昭和四年十月現在）がある。（以下『保勝會一覽』とする）

保勝会の活動として慈照寺銀閣・東求堂他や金地院庫裏・書院他など16件の修理事業が確認できるが、この中で報告書内などに棟札などが発見され修理について明記されたものは慈照寺銀閣のみである。この棟札と『明治十四創立 保勝會一覽』より、組織体系が図のように推定される。

『保勝會一覽』により確認される活動内容及び役職と人物を表1・2にまとめた。役職については明記されていないことから、人事興信録7版（大正14年版）を主な参考図書として調査した。

表1から、昭和35年代以降で風致事業が多くなったことが分かる。（表1網掛け部参照）明治43年起工の野々宮以降ではそのほとんどが風致及び竹垣新設や敷石の新調などであること。



図1 組織図



図2 銀閣棟札

表1 活動内容について

寺院名称	建物名称	起工年代	竣工年代	費用	保勝会支出
太秦広隆寺	桂宮院 本殿・拝殿・周囲塀 講堂 金剛堂 金堂他	M23.9	M23.12	4774円77銭9厘	3474円77銭9厘
	上宮王院	M27.10	M28.9		
	境内風致・地藏堂移転・西側土	M35.3	M36.7		
	附邊畑地 購入	M24.12	-	-	-
	附邊畑地 購入	M33.2	-	-	-
慈照寺	銀閣・東求堂・唐門・廻廊書院 等其他造作一式修理	M27.10	M28.9	831圓9銭5厘	231円9銭5厘
金地院	庫裏、書院廊下、湯殿廻共 修理 玄関建増 其他 畳 襖 建具類一式修理	M33.3	M33.11	2442円58銭	1149円
	中門（元大徳寺在 明智門購入 移転）新設 附属両袖高塀其他土塀類一式新 設及修理	第二次工事	-		
大徳寺	総門以北唐門以南道路新設 堂附近風致修理	M37.12	M38.2	436円71銭5厘	336円715厘
三千院	庫裏書院 事務所 廊下其他附 属建物共一式修理 同 庭園修 理 同付属 畳 襖 その他建 具 内部装飾に至る 新調修理 各室の絵画 松年、玉泉、景 年、栖鳳 芳文ノ五氏 各襖 扉戸棚 中戸等 揮毫寄附	M37.6	M39.7	5154円53銭5厘	1937円73銭5厘
寂光院	本堂修理 書院 庫裏改築 歩 廊新設 鐘楼移転附属 畳 襖 建具類 内部装飾 万体地藏尊其他 仏具類修理又 は新調 書院各室絵画 春学（省略）五 氏揮毫寄附 林泉の大修理其他一般の風致修 理	M41.11	M43.4	5300円88銭	3170円88銭

表1 活動内容について（前頁の続き）

寺院名称	建物名称	起工年代	竣工年代	費用	保勝会支出
野々宮	境内地均 周囲石垣積立 玉垣 新設 其他境内風致修理	M43.11	M44.3	928円85銭	-
仁和寺	遼廓亭 傳尾形光琳好茶室（故 小松宮殿下御遣愛茶室）	T4.2	T4.5	987円34銭	-
善峰寺	楼門 多宝塔 護摩堂 経堂の 各修理 薬師堂及薬医門の移転 改築 附属歩廊及薬師堂前敷石新設 石階段及参道 並びに楼門以内の脇参道の改修 其他仏体 内部装飾 護摩堂宝 珠新鑄庭園風致の修理等	T3.12	T4.12	7398円38銭	4198円38銭
宝篋院	-	T8.12	T9.5	1438円69銭	-
広隆寺内桂宮院正門及 周囲築地塀	-	T11.8	T12.12	1497円	-
善峰寺	風致樹植	T14.3		156円60銭	-
寂光院	庭園ノ中門 竹垣新設 歩廊及 表門	T14.12	T15.4.30	1915円60銭	615円60銭
善峰寺修理監督	本堂 本堂前石階段新石改造な ど 本堂内陣 開山堂 桂昌院 殿廟所周石柵門新調 十三仏殿 移転 薬師堂前敷石修理等	T15.11	S3.4	693円76銭	-
岩倉公隠	旧跡建物など修理 境内の風致修理	S3.6	S3.10	1496円18銭	-
三鈷寺	西山国師廟周囲庭園風致修理	S3.3	S4.3	720円	470円
勝持寺	仁王門修理	但 修理工事中		資料の年代は昭和 4年10月5日	-

が分かる。これは京都府の古社寺修理事業とすみ分けをする意図などが考察される。

また表2からは、図1組織図では明記しなかった評議員が確認される。実質的な古社寺修理にかかわるのは図1の役職〈幹事長・専任幹事・幹事・監督委員〉と推測されるが、組織としては評議員がおり組織理念などに関係すると考えられる。また全体的に呉服屋や酒造など商業を生業とする人物の名が多い。さらに京都瓦斯や丸竹醤油、京都商業会議所など重複して会社及び組織名が見られるものもあり、組織での取組や繋がりも推測される。標議員の大倉恒吉や野村徳七、幹事長の太村清彦などは人事興信録に「多額附納税者」と明記されており、このことから商業で成功した資金力の高い人物が数多く関わっていたと見ることができる。前述した保勝会と京都府の修理事業のすみ分けについての調査や組織の各人物の分析、また人物の関わった年代と活動の照らし合わせなどが今後の課題である。

表2 保勝会一覧明記される人物について

保勝会の役員名	名前	職業
評議員 大正14年11月嘱託現在	飯田新七（現在）	高島屋社長
	稲垣恒吉（同）	京都商業会議所副会頭 稲垣（名）代表社員
	濱岡光哲（同）	京都商業会議所会頭京都火災保 険（株）社長 京都工商
	杉浦三郎兵衛（同）	呉服商
	湯浅七左衛門（同）	京都府多額納税者 湯浅七左衛門商店（株）社長 新京阪鉄道各（株）監査役
	大倉恒吉（同）	帝国酒造各（株）取締役 月桂冠醸造元
	辻忠郎兵衛（同）	大阪窯業（株）監査役
	田中一馬（同）	-
	津田栄太郎（同）	京都拓殖各（株）取締役 京都瓦欺、織物商業、京都織物
	中井三郎兵衛（同）	中井商店（株）取締役 王子製紙（株）監査役
	野村徳七（同）	野村（名）社長、大阪野村銀行 京都商事
	下郷傳平（同）	下郷同族（株）社長 帝国経済会議員
	曾野作太郎（同）	京都府電灯（株）取締役、曾野 商店（株）監査役 京都取引所理事長
	六鹿清治（同）	京都商業会議所議員 日本製菓（株）監査役 丸竹醤油（株）取締役
幹事長	内貴甚三郎	初代京都府市長
	大村彦太郎	貴族院議員、加島銀行（株）旭 組織（株）監査役
	平井仁兵衛（現在）	京都創業会議所議員 京都電気軌道、京都拓殖 京都自動車各（株）取締約 京都瓦欺監査役
専任幹事	中川武俊	-
	内貴甚三郎	初代京都府市長
	竹村藤兵衛	-

表2 保勝会一覧明記される人物について（前頁の続き）

保勝会の役員名	名前	職業
司計長、司計、会計幹事	三井八郎右衛門	三井（各）社長
	辻忠郎兵衛	大阪窯業（株）監査役
	内貴清兵衛（現在） 大正15年10月囑託	呉服問屋「銭清」
	平井仁兵衛（現在）	京都創業会議所議員 京都電気軌道、京都拓殖 京都自動車各（株）取締役 京都瓦欺監査役
	以下大正14年11月囑託	
	伊藤平三（現在）	京都織物株式会社創設者
	丹羽圭介（同）	京都商品陳列所長 大日本武徳会設立発起人
	松浦房造（同）	松浦株式会社社長
	後川文蔵（同）	京都日出新聞社長
	和田不二男（同）	京都府知事官房主事 恩賜京都博物館館長
議員（常議員）	野口安左衛門	京都商業会議所議員 呉服商
	野橋作兵衛	京都商業会議所議員 丸竹醤油各（株）取締役 武林洋行
	以下大正14年11月囑託	
	井上利助（現在）	太物綿布問屋創業者
	山口源兵衛（同）	西陣工芸帯地製造卸業誉田屋源兵衛
	亀田利三郎（同）	薬問屋
	野口安左衛門（同）	友禅染付問屋
	林新助（同）	美術商、林新助商店
	山田茂助（同）	「元雑劇二種」抄録者
	長瀬長次郎（同）	長瀬商店
	奥村安太郎（同）	奥村埴塙製造所を創業
	宮本儀助（同）	染織物問屋
	松尾喜七（同）	京都紋工業組合
次第不同		

3. 内貴清兵衛について

今回は『保勝會一覽』に見られる人物の中でも内貴清兵衛について着目する。内貴清兵衛は北大路魯山人や富田溪仙のパトロンとして知られる人物である。内貴甚三郎の息子であり21歳で京都の老舗呉服屋「錢清」家督を継ぎ26歳にして実質的な主人となるが「錢清」を一代でつぶしたことが知られる。(甚三郎は「錢清」を継がず、初代京都市長となっている)内貴は仏教をはじめとした美術品のコレクターであり、家督を継ぐ明治30年代以降頃から収集していたとされる。明治30年末から、経営を支配人の弟にまかせ船屋の本宅から山荘に移り住み、より美術品の収集に熱を帯びていくことが知られる。清兵衛とゆかりの深い富田と北大路を通してその関りを下記にまとめる。

富田溪仙について明治38年前後から、内貴清兵衛がパトロンとして確認される³。清兵衛は溪仙の生計の面倒を見るほどに肩入れしており、台湾・南清行(絵画旅行)の援助までしている。清兵衛とのかかわりの中で、溪仙の絵画は「洋風志向から古画や仏画などの伝統絵画の中に規範を求める方向に転換」⁴したとされる。当時の雑記帳などから、明治39-41年を中心に奈良、京都の寺院や博物館をしばしば訊ね、仏画などの勉強をしていたことが知られる。また清兵衛は、画家としての溪仙の領域まで踏み込み⁵、溪仙も清兵衛から学ぶところが少なくなかったのではないかと分析されている⁶。北大路魯山人については明治44年(1911)清兵衛と出会い、物心両面の援助を受けたとされる。清兵衛のところでは古美術の鑑賞眼とともに料理について感覚をみがき、また土田麦僊、富田溪仙、速水御舟、小茂田春樹など新進の日本画家と詳しく交わる⁷。

4. 考察と今後の展望

清兵衛の美術品へのまなざしは、実父甚三郎の影響であると推測される。甚三郎は請願運動の代表者であり、文化財保存に寄与した人物である。彼がいた保勝会に清兵衛の名前が確認できるのも甚三郎の紹介と考えて不自然ではなく、保勝会が美術運動の繋がりをより広くしていった可能性もあると推測される。今後は内貴清兵衛と関わりの深い人物たちとの交流を調べ、その可能性について吟味する。対象人物としては美術商である林新助などである。また林は京都府技師安田時秀との関係性も見られるため、甚三郎を介してまた林を介して清兵衛と安田の関りについても分析していきたい。

<注釈>

注1 水瀧あまな 藤岡洋保「古社寺保存法に果たした京都の役割」『日本建築学会計画系論文集 503号』1998.1

注2 保勝会「明治十四創立保勝會一覽」1929.10(京都府庁所蔵)

注3 吉川智次「溪仙の茂作時代(四)―溪仙とパトロン・内貴清兵衛―」人文論叢編集委員会編『福岡大学人文論叢 17(1)』1985.06 p275

注4 同上 p288(下線筆者加筆)、注5 同上 p293

注6 『伎芸天』製作中、光背の金泥の失敗を清兵衛が消したエピソードより(下線筆者加筆)

注7(魯山人会『魯山人のやきもの』徳間書店 1963.12.20 p96

<図版典拠> 図1 京都府教育庁指導部文化財保護課『国宝慈照寺銀閣修理工事報告書』2010.12 p42)

東京ブラックアウト 1923

Tokyo Blackout 1923

小岩正樹研究室 博士後期課程 1 年 伊藤瑞季

1. はじめに

1.1. 背景

北海道胆振地方中東部を震源として 2018 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震（以下、「今回の地震」と記す。）の影響は、地震による建物損壊、地盤沈下、地滑りなど多くの被害をもたらした。とりわけ電力系統への被害は大きく、北海道全体の電力需要のうち、大部分の負荷を担っていた北海道電力株式会社の苫東厚真火力発電所が緊急停止したことに起因する供給区域の全停電（ブラックアウト）は復旧までに数日～数週間を要するに至り、その間、被災者は限られた電力供給の中での避難を強いられることとなった。

大規模な蓄電技術がない現代では、電力系統は供給区域の電力の需要に応じて供給量（発電量）を調整する必要があり、何らかの要因でそのバランスが乱れると供給量を抑える場合は発電停止、需用量を抑える場合は停電が発生する。今回の地震では苫東厚真火力発電所の発電機が地震により緊急停止したことにより、供給量が著しく低下し周波数が乱れたことにより停電が発生したが影響範囲が広範囲に渡り、需要量の制限と供給量の制限が制御できず全系統を停止させるブラックアウトが発生したと考えられる。（詳細は北海道電力の調査結果の公表を参照されたい。）今回の地震に伴うブラックアウトは現代生活における電力系統の弱点を浮き彫りにさせた反面、電力の重要性を再認識させる出来事であったように思う。

さて本稿ではかつて関東大震災により発生した東京でのブラックアウトについて論じようと思う。関東大震災は、地震・火災による人的被害・建物被害が甚大であったことや後の建築学への影響から主に耐震・耐火・都市計画に関して論じられることが多いが、明治中期から急速に普及した電気についても多くの被害と知見をもたらした。本稿ではその状況について紹介したい。

2. 関東大震災による電気工作物の被害

大正十一年（1923）9 月 1 日に発生した関東大震災により、東京府の約 40 万世帯が被災、罹災者は 10 万人に昇る未曾有の大災害となった。地震が発生したのは昼食の時刻にあったことに加え、水道管破損により消火活動が遅延したこと、薬品などの危険物処理が適切に行われなかったこと、木造家屋が多く延焼を阻止できなかったことなどにより被害が拡大した。インフラの被害として上・下水道、ガス、電気などにも被害があった。上水道は給水栓の 6 割強が焼損し、鉄管の損傷 86 本、破壊 204 箇所、漏水 41,387 箇所を数えた。

電力供給設備の被害については震災予防調査会がまとめた報告書「震災ニ因ル電気工作物ノ被害状況」（大正十三年（1925）、澁澤元治氏による報告）から抜粋して紹介する。

澁澤氏の報告によると、「(前略) 電気施設も亦此厄を免るゝことが出来ないで、第一震と同時に全く其の機能を停止し、送電を回復するに早くも二日余を要し、災後の混乱状態を醸す一因を為したのである。(以下略)」という記述があり、9月1日の本震により電力供給施設が停止、復旧に早くても二日間を要し、その間は電力供給が行われない状況となっていたことがわかる。その被害状況は「電気工作物と言ふも、電気に関するのみならず、土木、機械、建築等他の専門に属するものが非常に多い」としており、発電設備・送配電設備の震災被害はもとより、その基礎や設備を保護する目的で建造された建築物の被害による供給停止を要因となっていたことが分かる。特に建築物の被害による供給停止については「前にも述べた様に発電所、変電所が震災の為め送電不能となったのは主として建物の崩壊であった」と繰り返し指摘している。図1は澁澤氏が報告した震災当時の発電所・変電所の分布状況を示したものである。東京中心部と横浜・横須賀・鎌倉など神奈川の広範囲の電力設備が被害を受けていることが分かる。

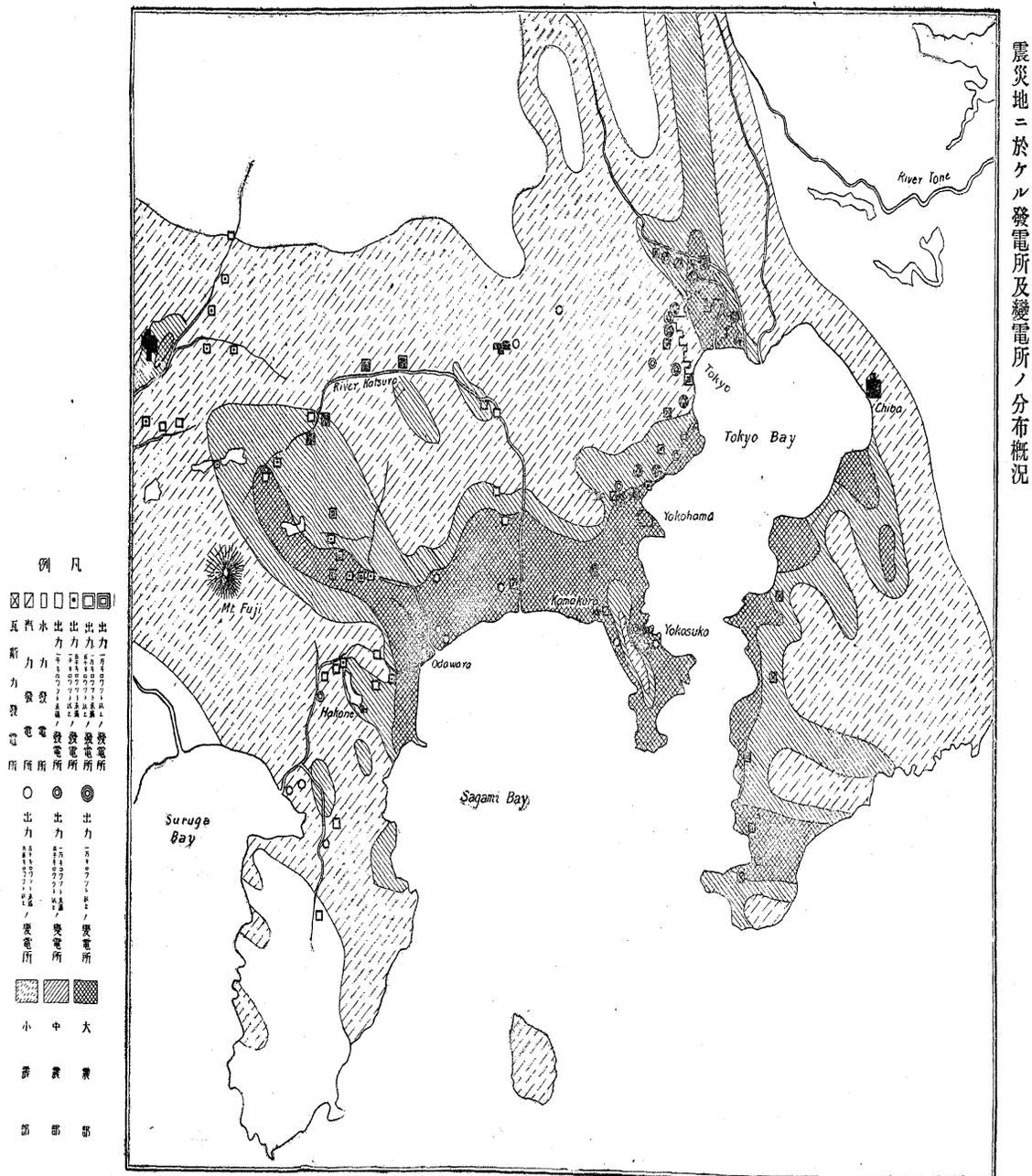


図1 「震災ニ因ル電気工作物ノ被害状況」に示される関東大震災時の電気工作物の分布状況

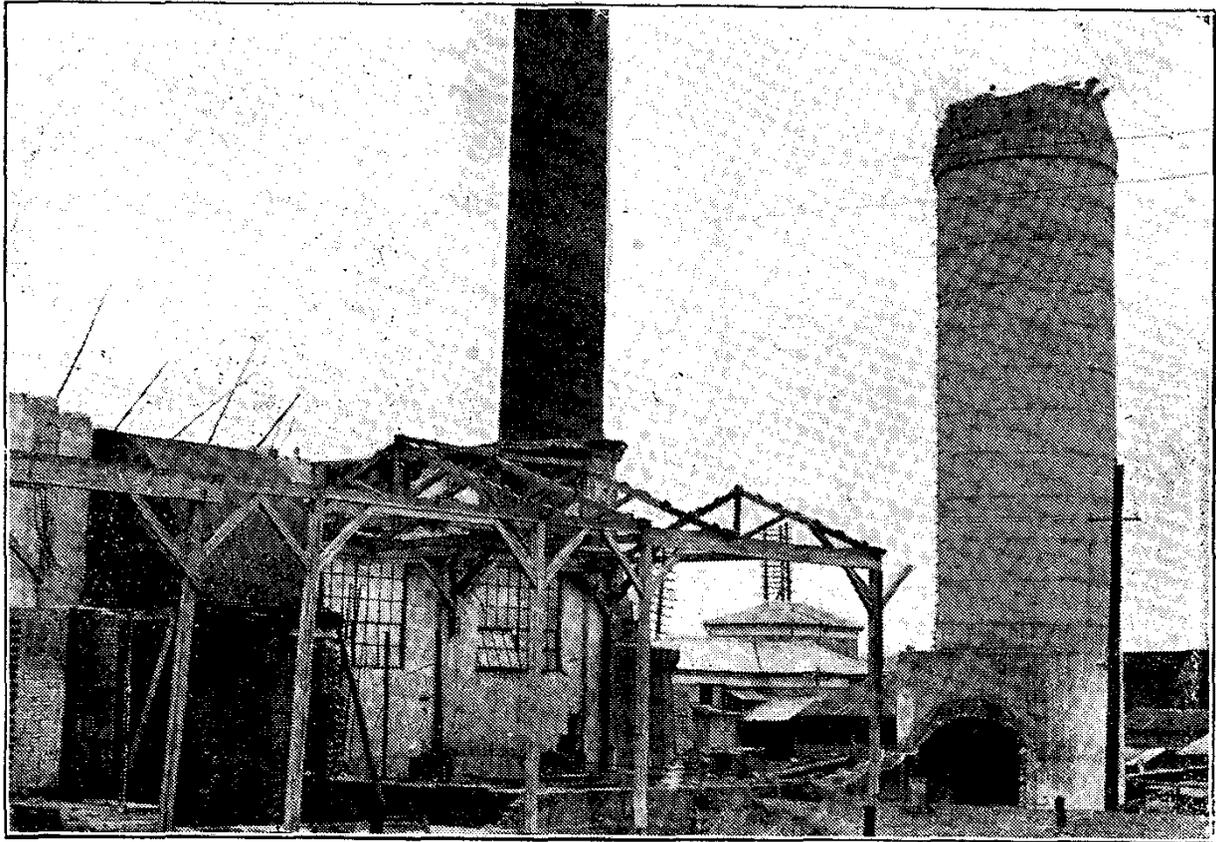


図2 東京電燈株式会社神奈川発電所の状況

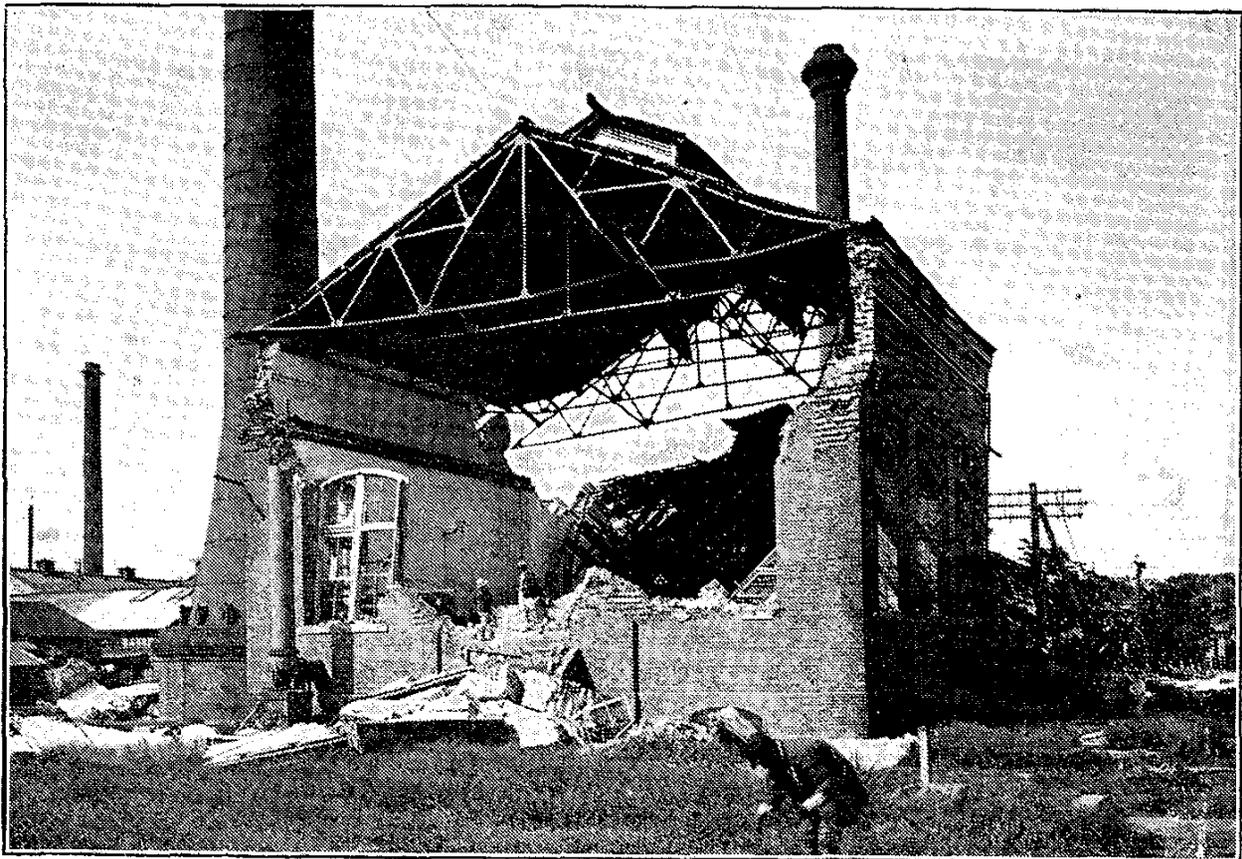
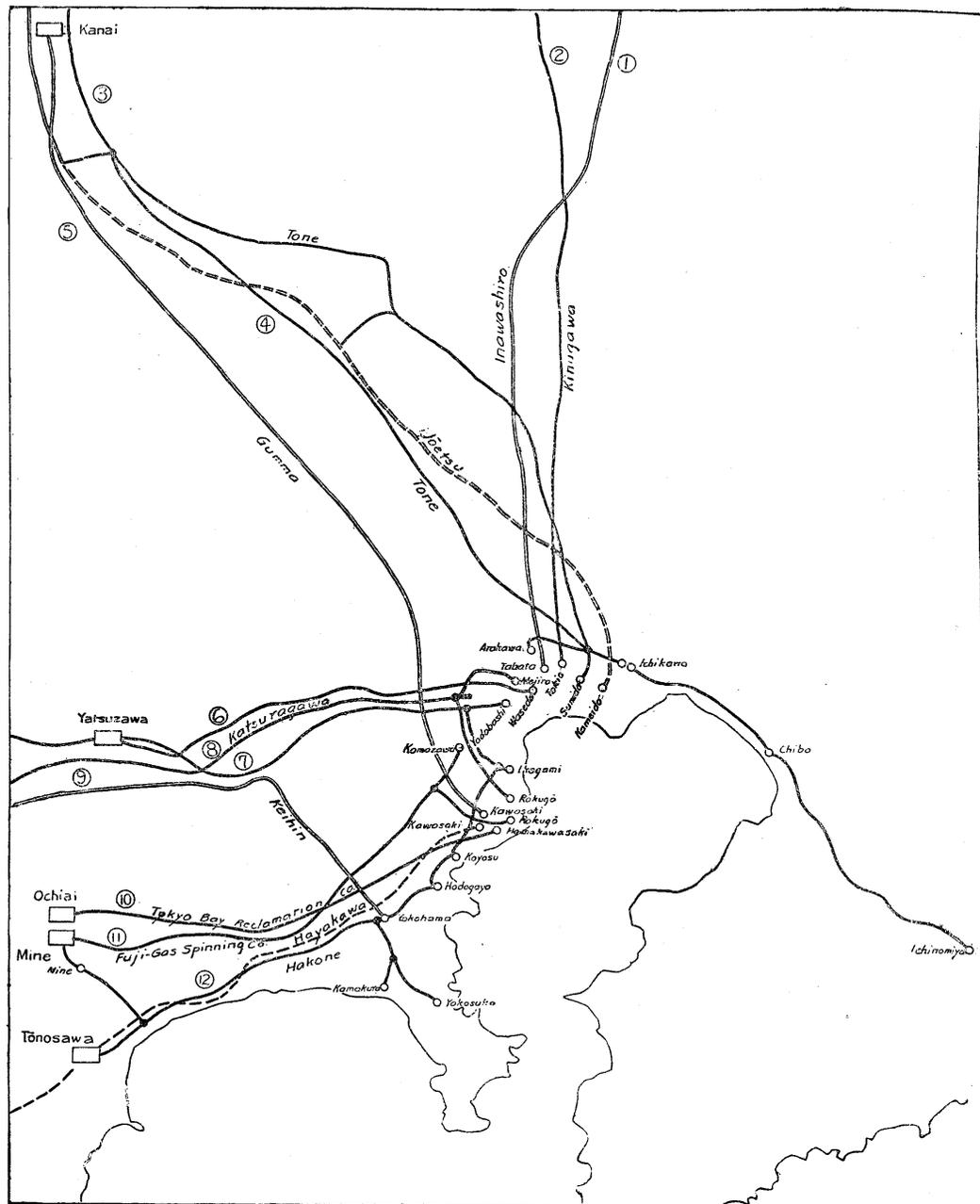


図3 東京市電気局品川発電所の状況

3. 震災からの復旧・送電開始の過程

本節では震災からの復旧過程について記す。震災により電気工作物も多くの被害を受けていたが、最初に送電を再開したのは東京電燈会社（以下、東京電燈と記す）の猪苗代系（猪苗代湖を水源とする水力発電所から東京の田端変電所に送電するルート）であった。澁澤氏の報告によると、田端変電所は軟弱な地盤に建てられており、「附近の建築物は崩壊したものが多かったに拘らず殆んど被害がなく、為にめ災後応急事業に欠くことの出来なかった電力を速に供給することが出来た」としている。うまくいった要因は基礎工事が「完全」であったことを挙げている。



震災地ニ於ケル架空送電線路分布ノ概況

- 発電所
 - 変電所
 - 閉鎖所
 - 例 — 送電線落成
 - 例 - - - " 工事中
- 大正十二年
九月一日現在

図 4 「震災二因ル電気工作物ノ被害状況」に示される当時の送電系統の状況

また東京の焼失区域のうち、幸運にも延焼を免れた7つの変電所（東京電燈：東町、深川、林町、豊島町、松葉町、久保町、東京市電気局：常盤橋）により供給区域の復旧が可能となったことも指摘しており、これらの電力施設の耐火設備を「将来の参考として貴重なもの」と評価している。東京市内の送配電設備の復旧のため2日を要したが、9月3日より猪苗代系から送電を再開されることになった。東京電燈では猪苗代系に続き、桂川系、信越系、利根川系と順次復旧を開始したが、最も甚大な被害を受けた箱根系は復旧まで2ヶ月以上期間を要した。

東京電燈は「公安上、公益上必要なる公共的期間の復旧を第一とし」復旧活動を行った。まず9月3日に淀橋浄水場へ給電し上水道復旧を支援した。合わせて変電所付近の点灯を行い、次いで中野電信隊、精米所、各新聞社への送電を行った。普通電灯は街路灯を優先し、「公共の安寧」を図った。4日以降、急速に電気が復旧したことにより人々の間に安堵の色が広がった。その様子は社史に次のように記されている。「余燼未だ熄まず流言卑語乱れ飛ぶ暗闇の中に幾夜かの不安を続けた市民も漸くその胸を安んずるに至った。災害後初めて電灯の点火せらるるや期せずして歓呼の声が巷に上り、恂々たりし市民も面上俄かに喜色を浮かべたのであった。」一方で、横浜地方の被害は甚大であり、復旧に相当の日数と労力がかかった。

4. 震災後の経過

関東大震災の被害を受けたこと、およびその復旧過程における教訓として、澁澤氏は大地震への予防方法としてまず「建築物の耐震化」を挙げている。加えて異常時に需要家（使い手）が、自身の手により引込口の開閉器を遮断する訓練が必要であること、速やかに送電復旧を必要とする需要家は特別な配電線とし、かつ地中線とすることを挙げている。また建物設備のエレベーターについて、一時停電時に中の乗員が自力で避難することが困難であったことを受け、自力で避難するための装置の必要性を指摘している。

表 1 各送電系統の復旧状況

送電系統名	図 4 中の番号	送電線路の復旧	変電所の復旧（送電開始）
東京電燈会社 猪苗代系	1	9月1日	9月1日
東京電燈会社 桂川系の二	7	9月3日朝	9月3日
鬼怒川水力電気会社	2	9月4日夜	9月4日
東京電燈会社 信越系	4	9月4日夜	9月5日
東京電燈会社 桂川系の三	8	9月6日	9月6日（一部分）
群馬電力会社	5	9月6日～9日	9月6日（低電圧） 9月9日（規定電圧）
京浜電力会社	9	9月13日	9月13日
東京電燈会社 利根川系	3	9月18日	9月7日～18日
東京電燈会社 桂川系の一	6	10月2日	10月3日
富士瓦斯紡績会社	11	10月10日	9月18日（群馬電力会社より応急受電して再開）
東京湾埋立会社	10	10月15日	10月15日
東京電燈会社 箱根系	12	11月10日	11月10日

一方で、関東大震災は電力需要拡大の契機となった。東京電燈では「震災を契機として更始一新盛んに電力を原動力として利用する傾向を生じ、家庭用、工業用の電熱其他鉄道電化等が著るしく促進せられた」と当時の需要増の要因を分析している。澁澤氏の報告を受けて復興局建築部がまとめた『復興建築叢書第 9 号 家庭の電灯、電熱及電力』では木造から耐震・耐火に適した構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨造）への普及に向け、電化への対応を積極的に奨励している。電化の奨励において、震災時に火災の原因にならなかったことも大きな要因であり、次の様な評価をしている。「是迄非常に漏電は起り易い様に世間から思われて居りましたが大震後数月ならずして送電は開始されました。家の多くは倒れ或は破損して居りましたにかかはらず漏電による火災は全くなくてすみました。是は従来少し原因の怪しい火災に対し漏電ではないかと思ふ人々に対しよい反省であると思ひます。電気は単に漏電を起し難いものであるといふのみでなく、電気は却って火災を少からしむるものであるといふことが分りました。」

電気工学の面では反省もあったが、結果として関東大震災は電気の有用性・安全性を際立たせることとなった。

5. 終わりに

以上、大正十一年の関東大震災により発生した停電とその復旧と経過について述べてきた。大きく以下 2 点が指摘できる。

- ①関東大震災により東京へ電力を供給する系統も甚大な被害を受けたが、耐震・耐火性能を備えた一部の送電系統（猪苗代系）の被害が軽微であったため震災後 2 日で停電が復旧し始めた。
- ②電気は漏電による火災をもたらすと信じられてきたが、震災時の火災の要因として電気が原因となった火災は殆どなく、関東大震災は電気の安全性を示す結果となった。

関東大震災は明治中期以降、電気技術が普及し社会に浸透していく過程において体験した最初のブラックアウトを発生させたが、その復旧において、電気工作物や建築物に対し多くの知見や再評価をもたらした。それは結果として電気利用の拡大に繋がっていった。今回の地震によるブラックアウトは現在検証が進んでいるが、これからの電力供給に資する知見が発見させることを祈る。

< 参考文献 >

- 石塚裕道・成田龍一『東京都の百年』1986,10 山川出版社
澁澤元治「震災ニ因ル電気工作物ノ被害状況」1926
東京電燈株式会社『東京電燈株式会社開業五十年史』1936
復興局建築部『復興建築叢書第九号 家庭の電灯、電熱及電力』発行年不詳（1920 年代）

< 図版典拠 >

- 図 1～4…「震災ニ因ル電気工作物ノ被害状況」より引用
表 1…「震災ニ因ル電気工作物ノ被害状況」を元に筆者作成

遺構・古写真にみる大工棟梁・山田源市の作風について

建築技術者からみる田舎家の様相 (2)

Master Carpenter Yamada Genichi's Style

小岩正樹研究室 修士課程2年 大和祐也

0. はじめに

近代和風建築研究は、近代化という現象を伝統の側から問い直すことに意義があり、強大な西洋の建築文明を前にして、既存の建築文化がどのように変容し、どうやってアイデンティティを保持しようとしたのかに注目して、日本の近代をとらえなおす作業¹として近年研究が盛んに行われてきている。そのような研究の一環としても近代数寄者と呼ばれるブルジョワジーの建築文化—近代数寄屋邸宅は既往研究においても注目されてきた。

しかしながらこれまでの歴史観は益田鈍翁、原三溪、團琢磨、松永耳庵などの実業家＝施主の評価に帰することが多く、その実業家たちの理想を実現していた工匠の動向・業績についての研究は浅い。一部大工棟梁、建築家の活動は近年の発掘的研究により一断片が明らかになっている²が、現在もこのような研究史上の余白を埋めていく作業が必要とされている。本研究はそのような近代数寄者が関与した建築文化—田舎家について建築技術者の視点から再解釈を与えることを目的としている

前稿において筆者は原三溪（1868-1939）お抱えの大工棟梁・山田源市について、原三溪・小林勇・和辻哲郎の自伝、伝記、随筆を中心に建築活動の一端を明らかにした。本稿においては、前稿より明らかになった建築活動と他の数寄屋建築家との比較からみる彼の特徴と、関与したとされる建物の遺構・古写真から大工棟梁・山田源市の作風について明らかにする。

1. 田舎家と大工棟梁・山田源市について

田舎家について以下に示す。

「多くは農村部などに建てられた古民家のこと。茅葺入母屋造、室内に板間の囲炉裏があることなど共通する意匠をもつ。一方、農家やその古材を移築再利用し、自らの好みにあわせて改築し、わびた風情を醸す建物を特に田舎家と呼ぶこともある。こうした古民家を邸内に改築し、茶の湯にも使えるようにした田舎家はとりわけ近代数寄者と呼ばれる人々のあいだで流行した。例えば、松永耳庵の柳瀬荘黄林閣などが知られる。」³



図1 柳瀬荘黄林閣(埼玉県所沢市)

本研究で対象とする田舎家は下線部分である。田舎家に関する研究は、近年近代数寄者の茶会記録を基にした土屋氏の一連の研究⁴により網羅的な把握が進んでいる。本稿も土屋氏の成果を基にしている部分が多い。土屋氏の研究において山田源市は和辻哲郎、原三溪との繋がりが大工として紹介されているが、それ以上の考察は行われていない。

前稿における成果、またその後明らかになった資料・情報などを加えて、現時点における大

表1 山田源市が関与した建物リスト

年代	出来事・携わった建物	業主の職業	所在地	建物	民家移築前所在地	文献	史料	土屋氏の研究	盛殿	現存	設計者	備考
明治21(1888)年 大正頃まで	岐阜に生まれる 名古屋の大工として働く	-	-	-	-	小林勇『小間』東京創元社 1990 藤本實也『原三溪伝』1945 (藤本稿本)	-	-	-	-	-	-
大正5(1916)年	前田青郎邸	画家	神奈川県鎌倉見生寺町	田舎家	伊豆	・中村まゆみ『前田青郎の思い出』葦香会 2008*4 ・タウト著 藤田英雄訳『タウトの日記 1933年』 ・森川勘二『田舎家の茶』1986 (各府だけ)	・一部外観写真	△(田舎家として把握されているの分)	茅葺	×(未確認)	-	-
大正9(1920)年	三溪園・白雲邸	実業家 (原三溪)	神奈川県横浜三溪園	新築	-	・三溪園保存会編『原三溪の描いた風景：三溪園100年』神奈川県 2006 ・三溪園の建築と原三溪』有隣舎 2019 ・藤本實也『原三溪』鹿次郎茶屋 2014 ・藤本實也『原三溪の茶』事務所文化財課編『横浜近代和風建築調査報告書』2009	・外観写真 ・内観写真 ・断面図 ・断面図 ・遺構	×	柳皮葺 銅板葺	○	原三溪	横浜市の近代和風調査報告書には原三溪の設計と伝聞が記録されている。
大正末	京福臨川寺北隣・隣花庵 (三溪の別荘)	実業家 (原三溪)	京都市西醍醐	田舎家	秩父	・三溪園保存会編『原三溪の描いた風景：三溪園100年』2006.6 (写真あり) ・藤本實也『原三溪伝』1945 (藤本稿本)	・外観写真	○	?	×	-	-
昭和3(1928)年	伊豆長岡・南風村荘 (三溪の別荘)	実業家 (原三溪)	静岡県伊豆長岡	田舎家	伊豆	・三溪園保存会編『原三溪の描いた風景：三溪園100年』2006.6 (写真あり) ・藤本實也『原三溪伝』1945 (藤本稿本) ・和辻哲郎『田舎家の茶』『新潮』1957-4*2 ・松永安左エ門『茶道三年』『松永安左エ門著作文集 第五巻』	・外観写真	○	茅葺 瓦葺	×	-	-
昭和5(1930)年	西郷妻子邸 (三溪長女春子の婚家)	歌人	横浜本牧	田舎家	伊豆長岡	・三溪園保存会編『原三溪の描いた風景：三溪園100年』2006.6 (写真あり)	・調査資料(現状写真) ・遺構 ・西郷家所蔵資料 ・西郷家移築前民家に関する手紙	○	瓦葺	○(一部柳皮と料亭への用材変更時に改築)	-	会館料理・隣花庵として現存
昭和6(1931)年 -昭和7(1932)年	内藤源七の麾下として遊雲居 (山口玄洞別邸田舎家)の作事に関わる	実業家	京都市左京区松ヶ崎	田舎家	鈴鹿峠	・中村昌生編『敬寄屋部宅集4』1995.12 ・中村昌生、次々庵善太郎『近代の敬寄屋63 遊雲居』『新住宅』1984.12~1985.3	・外観写真 ・平面図	○	茅葺	○	-	中村氏らの『敬寄屋部宅集』において山田棟梁が内藤源七の麾下として関与した記述があるが、山田棟梁=山田源市と証明されていない。田舎家であること、土屋氏が山田源市の関与を資料として残していることから可能性として載せている。
昭和7(1932)年	河杉切邸	歌人	神奈川県鶴見	田舎家	田舎家	・藤本實也『原三溪 偉大な茶人の知られざる真相』淡交社 2014 ・『住宅』1936.8 ・『住宅』1936.8 ・タウト著、藤田英雄訳『タウトの日記 1933年』	・外観写真 ・平面図	×	瓦葺	×	-	-
昭和11(1936)年	前田青郎邸	画家	神奈川県鎌倉	新築(北材利土材用)	伊豆の民家の古材	・中村まゆみ『前田青郎の思い出』葦香会 1997 ・『日本画史前田青郎の家』私の部屋ビズ BIST』1997 ・『住宅』1936.8	・調査資料 (現状写真、現状平面図) ・遺構	×	瓦葺	○	山口文象	2018年7月山田源市が小島研究家の有志により調査、建築家・山口文象の和風住宅として現存。
昭和11(1936)年 -昭和12(1937)年	島崎藤村邸	詩人・小説家	東京都麹町区	不明	-	・藤本正孝『知られざる島崎藤村』 ・三溪園保存会編『原三溪の描いた風景：三溪園100年』2006.6	-	×	?	×	-	三溪園保存会の文献には関与が記述されているが詳細は不明。この時期に島崎が建てた敬寄屋風部宅を和辻哲郎に依頼したこと、この時期の関与が可能性としては高いのではと考えている。
昭和13(1938)年	和辻哲郎邸	哲学者	東京都練馬 →神奈川県鎌倉	田舎家	相模(和辻哲郎「田舎家の茶」より)	・和辻哲郎『田舎家の茶』『新潮』1957-4*2 ・和辻哲郎『田舎家の茶』『新潮』1966*3 ・小林勇『竹影』1965	・調査資料(現状写真) ・川崎多岐見記念館所蔵資料 (工事図面) ・報告書平面図	○	瓦葺	○	-	鎌倉市川崎多岐見記念館において田川隆多邸として現存
昭和16(1941)年	小林勇邸(冬青庵)	編集者・画家 (岩波書店編集者の最期)	神奈川県鎌倉 →山梨県北杜市	田舎家	藤沢	・小林勇『小間』1960 ・小林勇『昭和十年』『情熱社主人』1963 ・小林勇『昭和十一年』『情熱社主人』1963 ・嶋田徳『冬青庵再訪』『青春』1992.10.20 ・小松美沙子『我が愛語屋「冬青庵」のこと』『青春』1992.10.20	・遺構(2013年杉本博司氏によつて改築、レストラン兼透視として現存)	×	瓦葺	△(2013年レストランとして改築)	-	-
戦後 昭和35(1960)年	和辻哲郎邸 小林勇と再会	-	-	-	-	・小林勇『老棟梁』『小間』1980	-	-	-	-	-	-

表 2 仰木魯堂の施主リスト

人物名	生没年	職業	肩書	備考
団琢磨	だんたくま	1858-1932	実業家	三井財閥、男爵 田舎家
益田孝	ますだたかし	1848-1938	実業家	三井財閥
有賀長文	あるがながふみ	1865-1938	実業家	三井系の会社の重役
松平直亮	まつだいらなおあき	1865-1940	衆議院議員、農業経営者	華族
中村作次郎	なかむらさくじろう	1858-?	好古堂主人	
福井菊三郎	ふくいきくさぶろう	1866-?	実業家	三井系会社の重役
池田成彬	いけだしげあき	1867-1950	政治家、財界人	三井系の会社の重役も務める
山田保次郎	やまだやすじろう	1860-?	骨董商「玉鳳堂」創業者	
馬越恭平	まごしきょうへい	1844-1933	実業家	三井物産重役
大橋新太郎	おおはししんたろう	1863-1944	実業家・政治家	日本工業倶楽部会長
川部太郎	かわべたろう	1890-1937	骨董商	
小林一三	こばやしいちぞう	1873-1957	実業家・政治家	阪神東宝グループ創始者
塩原又策	しおばらまたさく	1877-1955	実業家	三共株式会社創業者 田舎家（別邸）
岡部長景	おかへながかげ	1884-1970	外交官・政治家	子爵 田舎家（別邸）
松永安左衛門	まつながやすざえもん	1875-1971	財界人・政治家	田舎家（別邸）
吉田五郎	よしだごろう	1900-1993	技術者	キャノンのルーツである精機光学研究所の創業者 田舎家（別邸）
水戸幸	?	?	?	
小倉房藏	おぐらふさぞう	1883-1952	実業家	日本石油社長 田舎家（早稲田大学に完之荘として現存）
牧田環	まきたたまき	1871-1943	実業家	團琢磨の女婿
小倉常吉	おぐらつねきち	1865-1934	実業家	小倉石油社長
岩原謙三	いわはらけんぞう	1863-1936	実業家	三井物産常務取締役

工棟梁・山田源市に関する建築活動を表 1 としてまとめた。

前稿から明らかになった点は以下の通りである。

- ・前稿で最後に述べた前田青郵邸（1936）以前にも大正期に前田青郵邸を田舎家として手掛けている⁵
- ・京都・遊雲居の田舎家工事において大工棟梁・内藤源七⁶の麾下として働いている⁷
- ・その他図面資料などの発見

現状整理した作事の範囲では、11 件中 8 件が田舎家と民家を移築する仕事が多いことが分かる。加えて田舎家ではない 3 件の内、1 件は一部茶室が古材で作られており、1 件は詳細不明であるため、全て新築である工事は現時点で三溪園・白雲邸のみである。田舎家の割合は既往研究で明らかになっている数寄屋建築家・仰木魯堂⁸（1863-1941）の仕事（表 2）と比較すると、仰木が数寄屋邸宅の手法の 1 つとして田舎家の別邸を手掛けていたと読み取れるのに対して、山田源市は民家を移築する田舎家大工としてより専門性が高かったのではないかと推測される。また、仰木の施主は三井系の実業家、政治家、財界人がほとんどを占めているのに対して、原三溪の若手芸術家に対する経済的援助が背景にある可能性が高いが、山田源市の施主は画家、歌人、哲学者などの文化人が多いことが伺える。

2. 山田源市の作風に関する考察

2-1. 屋根について

田舎家の代表的事例の 1 つとして紹介されている柳瀬荘黄林閣（図 1）が茅葺屋根であるのに対して、表 1 から 8 件中 5 件の田舎家に瓦葺が使われていることが分かる。茅葺ではなくて瓦葺である理由として、河杉初邸、西郷春子邸は建築条例のために茅葺の許可が出なかった法規的理由であるとされている⁹。大正 8(1919)年に制定された市街地建築物法（翌年 6 大都市（東京・大阪・京都・名古屋・横浜・神戸）から施行することを指定）が背景にあると推測され、タウトの日記によると河杉初邸の隣家とされる前田青郵邸（大正 5 年）が茅葺である（図 2）



図2 前田青邨邸(大正5年頃移築)



図3 伊豆長岡の南風村荘(昭和3年移築)



図4 旧西郷春子邸(昭和5年移築)



図5 河杉初邸(昭和7年移築)



図6 旧和辻哲郎邸(昭和13年移築)



図7 素透撫(旧小林勇邸)(昭和16年移築)

ことを勘案して市街地建築物法の影響があったと考える。したがって当時の都市計画における不燃化の流れの中で山田源市の仕事が法規的な制限を受けていたと考えられる。

加えて、瓦屋根の田舎家だけに注目すると(図4-7)、縁側部分に裳階的な屋根が附属して二重屋根となっている寄棟屋根であることが共通して確認できる。これは移築時にもし屋根の最高高さと同平面が変わらない場合、茅葺から瓦葺としたときに屋根勾配が小さくなり、軒先部分の軒高が高くなるため、二重屋根にして軒高を調整した役割が仮説として考えられる。しかしながら現実的には最高高さを変える、平面を変化させる手法と並立して茅葺から瓦葺による齟齬の調整が行われた可能性が高いため移築前の様子が不明瞭な現時点でこれ以上の実証は行え

ていない。

またその仮説の延長上として、縁側部分だけ増築した結果が二重屋根という可能性—すなわち移築前は縁側がなかったという可能性を、山田源市の移築前所在地として多い伊豆地域の民家を対象として検討した。しかし伊豆地域の重要文化財・江川家住宅と今回参照した民家報告書¹⁰には縁側が確認できたため、元の民家に縁側がなくて移築時に後付けされたものという可能性は実証できなかった。一方で、河杉邸を当時紹介した雑誌記事¹¹においては西側部分の縁側が移築時に付加されたものとされる記述もある。さらに図3の伊豆長岡の南風村荘にみるように茅葺と瓦葺の折衷事例もあり、これは後付けされた結果と見ることもできる。このように縁側部分に何らかの作為的操作が行われていた可能性は否定できない。後述するように、縁側部分には柱をずらす具体的な作為的操作が確認されている。一方で、上層の民家では下屋を縁にした入側縁がある¹²とされており下屋の名残である可能性もある

いずれにしても、現時点では①瓦の二重屋根が田舎家において茅葺 から瓦葺において生じる齟齬を調整する方法的形態②縁側を増築した結果による形態③民家の下屋がという3点の可能性を挙げる。

2-2. 天井仕上げについて

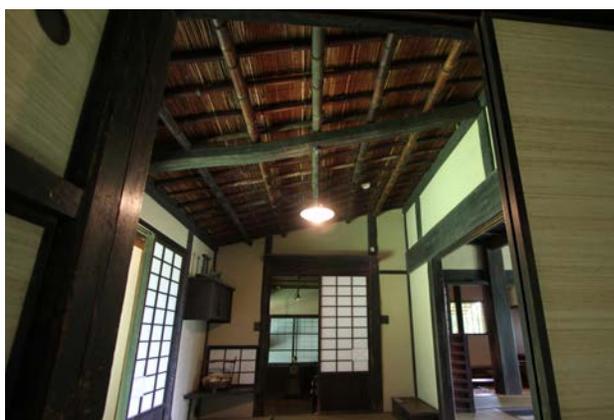


図8 旧和辻邸六畳和室天井

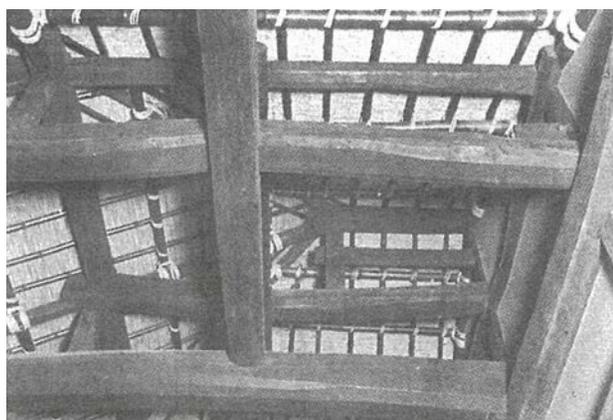


図9 河杉初邸居間部分屋根裏

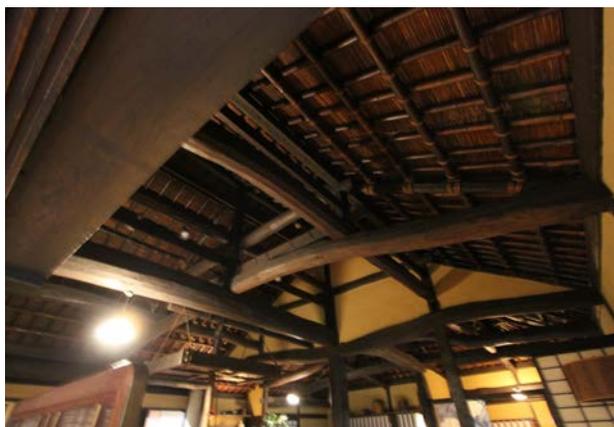


図10 旧西郷春子邸土間部分部分屋根裏



図11 茅葺屋根の下地材

図8に示すように旧和辻邸の現状として和室六畳の部屋に掛込天井と類似した天井意匠があり、瓦屋根の民家にはあまり見られない意匠であることから大工によるアレンジの1つである可能性を考える。他の河杉初邸古写真(図9)、西郷春子邸(現・隣花苑)の現状(図10)を

みると土間部分に天井が貼られておらず、共通した天井仕上げが見られる。この天井仕上げは山田源市が過去に白雲邸で数寄屋普請に関わっていた経歴を持つことから、茶室などにみられる掛込天井から来ている可能性が1つある。一方で茅葺屋根の下地材（図11）から来ている可能性もある。ここで判断材料となる部分は、垂木材の下に地面と平行の竹材が和辻邸、河杉邸、西郷邸の天井仕上げに確認できることである。これは図2の屋中から来ている部材と推測でき（掛込天井は図1に見るように化粧垂木より下に部材がない）、すなわち形態的特徴でみると山田源市の田舎家にみる天井仕上げは茅葺屋根の下地材からきていると考えられる（瓦葺のため一番上の材が茅ではないことは相違点である）。しかしながらこのような茅葺の下地材を意匠として取り入れようとする発想自体が、数寄屋の掛込天井に通じるものと捉えることもできる。以上より、茅葺の下地材を基にした形態と下地材を化粧天井とする発想に数寄屋的な考えが見られ、茅葺屋根下地材と掛込天井の2つの融合手法と考えることができる。これが瓦葺の田舎家に共通して確認できることが特徴で、山田源市が前述したような法規上の制限の中で、瓦葺でありながらも茅葺の雰囲気を残そうとした志向¹³の結果と解釈できる。

2-3. 縁側部分外側について



図 12 旧西郷春子邸縁側部分



図 13 旧和辻邸縁側部分

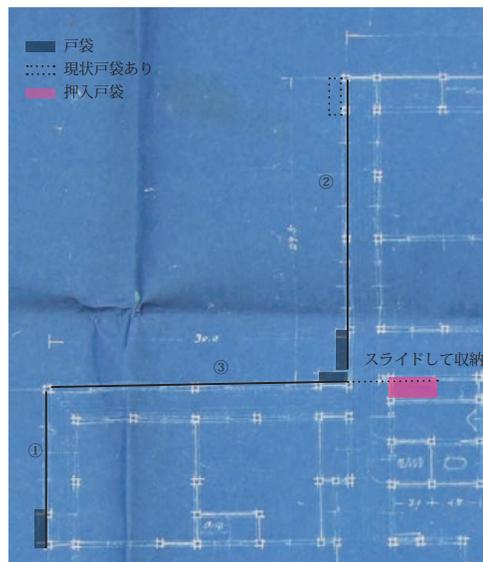


図 14 旧西郷春子邸戸袋

旧西郷春子邸（図12）と旧和辻邸（図13）の現状縁側部分に共通する特徴として、ガラス障子が柱間ではなく柱の外側に立っている点が指摘できる。これにより縁の外側の建具を全て戸袋に収納可能になっている。現所有者西郷氏による証言や図12の柱間に痕跡が見られないことから当初から計画されていた可能性が高い。さらに、大規模改築が行われているが旧小林勇邸（図7）においても柱の外側に建具が立てられていること、南風村荘（図3）・河杉初邸（図5）の古写真の建具が全面

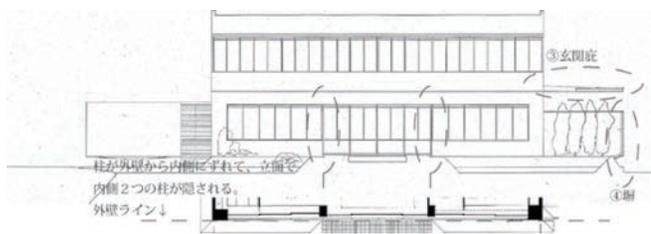


図 15 山口文象設計「若尾邸」にみる柱ずらし

収納されているようにも見られること、雑誌に掲載された河杉初郎の平面図に同じ箇所に戸袋が2つ記載されていることも類似した特徴として指摘できる。以上より山田源市の田舎家において一貫して確認できる特徴である可能性が高い。

この事例における、柱の外側にガラス障子が建て込んでいる意味とそれによる戸袋の調整について考察を行う。まず結果から見ると同時代的にモダニズム建築家の作品に同様な特徴が確認できる。例えば、RC造ではあるが筆者がかつて研究対象として扱った建築家・山口文象の若尾邸（1936）¹⁴に確認できるが、これは連続水平窓という外観デザインの実現のために柱を内側にずらした操作と解釈されている。目的は違えどこの事例と同様に本来柱間に建てられるガラス障子が柱を内側にずらす操作により外側に立っていると1つ解釈することができる。

一方で、そのような山田の作風ではなくてガラス障子の民家への導入という史的事例として捉える見方もある。前述したように上層の民家では下屋を基にした入側縁があり、ガラス障子ができてからは、この部分に雨戸を建て込んで、縁は室内の廊下¹⁵とされている。この時期は現時点で確認した既往研究の範囲では不明であるが、1つ推測として新たにガラス障子を建て込むときそれまでの雨戸と同様に柱の外側に入れ込むのと、柱間に入れ込むという2つの選択があったのではないか。すなわちこの事例は民家へのガラス障子の導入における過渡的現象として捉える見方である。旧西郷春子邸は移築前、静岡県田方郡にある廣瀬神社の神官・西郷氏の邸宅であった¹⁶とされており、上層の民家であった可能性が高く後者の説を裏付ける。以上のようにガラス障子の取り付けられている位置に関しては2通りの可能性がある。

いずれにしてもガラス障子を建て込むことにより、戸袋に収納する建具の量が二倍になる。それに対する戸袋の調整について旧西郷邸を基に考察を行う。まず、最も単純な方法として①戸袋の幅



図 16 旧西郷春子邸押入戸袋

を二倍にすることが考えられる。それは図 14¹⁷において①の部分に確認できる。しかしながら①のような短い部分ではいいが、雨戸を建て込む距離が長くなると①の方法では戸袋を大きくすることに限界が生じる。そのため一定以上の距離では②両側に戸袋を設置する。これは図 14において②の部分に確認できる。さらに③の部分になると②同様に距離が長く両側に戸袋を配置しようとするが、回り縁の隅部分に戸袋の設置を避けようとするため片側の戸袋になるため①②の方法だけでは解決できない。ここで第3の方法③戸袋に雨戸を収納して、ガラス障子をその先の押入にスライドして収納する仕掛けをとる図 14において③の部分に確認された。これを押入戸袋と呼ぶ。押入戸袋はガラス障子を雨戸と柱の間に建て込むときに生じる戸袋の変化を平面計画の中で調整した第3の解決法であったと考えられる。一方で旧和辻邸では、いつ付けられたか詳細は不明だが、2012年の工事図面¹⁸において横幅を二倍にする手法が見られ①の方法が取られている。押入戸袋の詳細な史的性格については他の住宅としてつくられた田舎家¹⁹、同時代の民家へのガラス建具・雨戸、戸袋の導入と合わせながら今後の課題としたい。

以上のように、柱がガラス障子の外側に建て込まれている特徴に関しては、それが当時の近代建築家のように作為的に柱をずらした結果か民家へのガラス障子の導入における過渡期的現象のどちらかは断言できないが、それによって生じる戸袋が二倍になる問題に関しては押入戸袋という調整法に山田源市の特異な点を指摘できるかもしれない。

3. 結論

大工棟梁・山田源市が関与したとされる瓦屋根の田舎家を中心として以下のような共通する特徴が確認できた。

- ・当時の建築法規の下で制限を受けた瓦屋根の外観としながらも茅葺屋根の雰囲気を残そうとした、茅葺屋根下地材と掛込天井の融合手法と見られる天井仕上げ
- ・縁側部分の柱の外側にガラス戸を建て込むことと、それによる戸袋の調整法

以上の特徴は、前提となる施主、建築法規、新材料の導入の要素、また他の大工、民家との比較を無視することはできないが、可能性として一貫した大工棟梁・山田源市の1つの作風として読み取ることができるのではないか。外見上単なる民家の移築、近代数寄者による一趣味として捉えられる事例の中にも、見澄ますと建築として趣向を凝らした側面があることを発見できた点は今回の収穫である。

鈴木博之氏は、日本の近代化の過程で、日本建築の固有性と関わりをもった人々を①擬洋風建築とよばれる建築群を作り出した人々②宮大工や数寄屋大工たち③西欧建築の技法を学んだ建築家たちと3つの系譜に分類し、①③の前衛的表現に比べると、②は前衛的表現に向かって新しい道筋を切り開こうとするものではなかったと指摘している²⁰。しかしながら、表面的には個人の新しい主張と無関係のように見える②の中にも、①③の人々のように異彩を放つデザインではないが、何か新しいものを織り交ぜながら模索した人々がいたのではないか。そのような存在を裏付ける嚆矢として大工棟梁・山田源市、そして彼が関わった田舎家文化に注目してもよいのではないだろうか考える。

<注釈>

注 1…大川三雄「明治・大正昭和戦前期における和風大邸宅の変容と展開に関する史的研究：近代和風建築史確立のための基礎的研究」日本大学学位論文 平成 11 年 p.13

注 2…例えば近年の代表的な研究として以下のようなものがある。

近江栄「和風建築を支えた工匠に関する史的研究」住宅総合研究財団研究年報 No.18 1991

鈴木博之『庭師小川治兵衛とその時代』東京大学出版会 2013.5

有住侑子+藤田勝也「中野家住宅茶室にみる近代の工匠北村傳兵衛の作事について」日本建築学会計画系論文集 2012.6

注 3…中村昌生監修『茶室露地大事典』淡交社 2018.3 p.60

注 4…土屋氏による近年の田舎家に関する研究には以下の通りである。

・土屋和男「近代数寄者の別荘建築における場所性と姿 田舎家をめぐる多文化的状況と美意識」『常葉学園大学研究紀要（教育学部）第 28 号』2008.3 pp.59-86

・土屋和男「『田舎家』の風景 多文化的状況を通して発見された民家の価値」『常葉学園大学研究紀要（教育学部）第 30 号』2010.3 pp.67-89

・土屋和男「近代数寄者の茶会記録に見られる「田舎家」に関する記述」『日本建築学会計画論文集 第 78 巻』2013.5 pp.1151-1160

・土屋和男「松永耳庵の茶会記録に見られる「田舎家」に関する記述」『常葉大学造形学部 第 14 号』2016

注 5…中村まり子『前田青邨の思い出』蒼穹会 2008

注 6…内藤源七【ないとうげんしち】明治二十七(1894)～昭和四十三(1968)年。数寄屋大工。十三歳の時、上坂浅次郎に弟子入りし、町家や数寄屋の普請などにたずさわる。その頃の仕事には、大正二(1913)年の高台寺時雨亭、傘亭の改築や同八年の妙喜庵の修築などが挙げられる。昭和九(1934)年、棟梁としてはじめての仕事となる京都市北区の土橋嘉兵衛邸と玄庵の普請にあたり、地位を築く。

注 7…中村昌生+矢ヶ崎善太郎「近代の数寄屋 63 遊雲居」『新住宅』1984.12-1985.3 において、内藤源七の麾下として田舎家の工事に参加した山田棟梁について記述されている。土屋氏はこの文献を根拠として山田源市の遊雲居への関与をデータとして載せているが、これ以上の根拠が不明であるためここでの山田棟梁=山田源市とは現時点では言い切れない。

注 8…仰木魯堂【おおぎろどう】文久三(1863)年～昭和十六(1941)年。数寄屋建築家。益田鈍翁、団狸山、高橋箒庵ら数寄者たちの信頼を得て、独自の作風に才腕を發揮した。自らも名品を収集し、洒脱な書画に堪能で、茶事に嗜みのある数寄者でもあった。

注 9…河杉初郎に関しては『住宅』1936-8 の記事、西郷春子邸に関しては現所有者からの聞き取りを根拠としている。

注 10…静岡県教育委員会編『静岡県の民家—静岡県文化財調査報告書第 12 課』静岡県教育委員会 1973

注 11…『住宅』1936-8

注 12…日本民俗建築学会編『図説民俗建築大事典』柏書房 2001 p.115

注 13…『住宅』1936-8 の記事内にも「瓦葺だが茅葺の感じを出すため、母屋極など竹を用ひ前例の如くスタレをしいてゐる」のような記述が確認できる。

注 14…大和祐也「山口文象における若尾邸の研究」日本建築学会大会学術講演梗概集 2017-8

注 15…日本民俗建築学会編『図説民俗建築大事典』柏書房 2001 p.115

注 16…南勉「建築史 今に生きる古い建物(9) 隣花苑」『歴史読本』2006.9 p.33

注 17…この図面は作成年代が書かれていないため、竣工当時を示している図面とは限らない。

注 18…川喜多映画記念館に所蔵されている、2012 年に床下修繕を行ったさいの工事図面

注 19…田舎家は「明治期より民家を移築して田舎家茶室に改修する事例が見られ、殊に昭和初期には住宅建築として移築改修することが流行した。」(藤田治彦『民芸運動と建築』p.148)とされており、前述した仰木魯堂は前者、山田源市は後者に関与したと推察される。他に住宅建築として使用されていた現存する田舎家としては武相荘(旧白洲次郎邸)がある。

注 20…鈴木博之+初田亨『図面でみる都市建築の昭和』柏書房 1998 年 p.8

< 図版典拠 >

図 1…筆者撮影

図 2…山種美術館編『前田青邨：その人と芸術 特別展』山種美術館 1994 p.149

図 3…三溪園保勝会編『三溪園 100 年 原三溪の描いた風景』神奈川新聞社 2006 p.74

図 4…南勉「建築史 今に生きる古い建物(9) 隣花苑」『歴史読本』2006.9

図 5…『住宅』1936-8 p.85

図 6…筆者撮影

図 7…素透撫 HP : <http://www.stove-kiyoharu.com/> (閲覧日 2018.10.20)

図 8…筆者撮影

図 9…『住宅』1936-8 p.86

図 10…筆者撮影

図 11…日本民俗建築学会編『写真でみる民家大辞典』p.48

図 12…筆者撮影

図 13…筆者撮影

図 14…筆者撮影

図 15…大和祐也「山口文象における若尾邸の研究」日本建築学会大会学術講演梗概集 2017-8

図 16…筆者撮影

表 1…筆者作成

表 2…土屋和男「高橋箒庵の茶会記録に見られる仰木魯堂の初期作品に対する評価」日本建築学会大会学術講演梗概集 2013.8、土屋和男「松永耳庵の茶会記録に見られる仰木魯堂の建築作品」日本建築学会大会学術講演梗概集 2016.8 を基に筆者作成

< 参考文献 >

- ・土屋和男「近代数寄者の茶会記録に見られる「田舎家」に関する記述」『日本建築学会計画論文集 第 78 巻』2013.5 pp.1151-1160
- ・土屋和男「近代数寄者の別荘建築における場所性と姿 田舎家をめぐる多文化的状況と美意識」『常葉学園大学研究紀要（教育学部）第 28 号』2008.3 pp.59-86
- ・土屋和男「「田舎家」の風景 多文化的状況を通して発見された民家の価値」『常葉学園大学研究紀要（教育学部）第 30 号』2010.3 pp.67-89
- ・土屋和男「松永耳庵の茶会記録に見られる「田舎家」に関する記述」『常葉大学造形学部 第 14 号』2016
- ・土屋和男「高橋箒庵の茶会記録に見られる仰木魯堂の初期作品に対する評価」日本建築学会大会学術講演梗概集 2013.8
- ・初田享 他著『近代和風建築 伝統を越えた世界』建築知識 1992
- ・大川三雄「明治・大正昭和戦前期における和風大邸宅の変容と展開に関する史的研究：近代和風建築史確立のための基礎的研究」日本大学学位論文 平成 11 年
- ・日本民俗建築学会編『図説民俗建築大事典』柏書房 2001
- ・日本民俗建築学会編『写真でみる民家大事典』柏書房 2005
- ・中村昌生監修『茶室露地大事典』淡交社 2018.3
- ・三溪園保勝会編『三溪園 100 年 原三溪の描いた風景』神奈川新聞社 2006

コンボン・スヴァイのプレア・カーン寺院伽藍寸法計画試論

Experimental Discussion about Ancient Khmer Dimensional Planning at the Preah Khan Temple in Kongpong Svay

小岩正樹研究室 博士一年 成井 至

0. はじめに

クメール寺院伽藍における伽藍計画研究は、現在までに名城大学および早稲田大学によって継続的に行われており、コー・ケー遺跡群、ベン・メアレア寺院、トマノン寺院、バンテアイ・サムレ寺院、そしてプレア・ヴィヘア寺院などを主体として、一定の成果が発表されている¹。これらの研究は、現地実測調査によって得られた数値資料を基に分析を行い、既往の研究と照合することによって、寺院構成を把握し寺院の設計計画に指針を与えることを目的とする。本稿では、2011年～2015年において行われた精緻な実測結果から作成した図面資料から、コンボン・スヴァイのプレア・カーン寺院の寺院構成を分析、寸法計画の手順を復元的に考察する試論を展開することを主な目的とする。また、先行する伽藍計画研究と比較し、コンボン・スヴァイのプレア・カーン寺院における建築計画的特色を明らかにすることで、計画意図の考察を行う。

1. 寺院概要

コンボン・スヴァイのプレア・カーン寺院（以下、PKKS 寺院と記述）はプレア・ヴィヘア州に位置する大型複合伽藍である。12世紀の前半から13世紀前半にかけて築造されたものであると見られており、約2300haに相当する4.8km四方の土塁と水路が、三重の周壁によって囲まれる。中央に位置する第一伽藍はおよそ44m×40m、第二伽藍はおよそ217m×173m、第三伽藍はおよそ970m×656mほどの規模

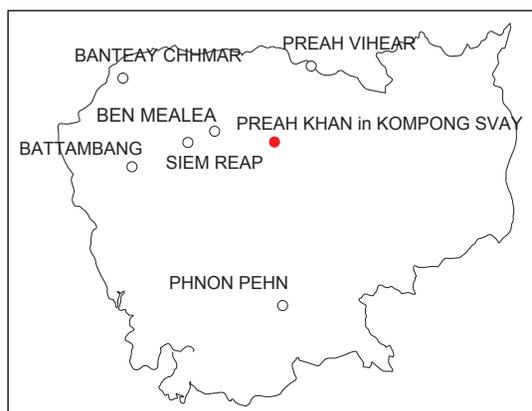


図1 カンボジア主な国内地方拠点

であり、アンコール地方における複合伽藍と比較しても、とりわけ大規模であるといえるだろう。

PKKS 寺院はアンコール地方の東方約95kmに位置しており、アンコールから続く王道がベン・メアレア寺院を介して本遺構に達することが知られており、クメール地方統治の側面からみても重要な地方拠点の一つとして機能していたといえる。一方で、伽藍の崩壊は著しく、特に第一伽藍および第二伽藍を主に構成する回廊、ゴープラ、中央祠堂および拝殿、付属建物群はほぼ完形に残存しているものはない。したがって、寺院平面図の作図に関しては、現地調査において直接測量可能であった箇所を基に、クメール建築において対称であると判断される建築部に転用して作図をしている部分が多い。そのため現地において採取された寸法値を手がかりに、各部を適宜復元的に数値を解釈することが必要である。

2. 既往研究

H. モーガーは PKKS における伽藍内各建物、付属建物群、およびバライなどの水利施設に関する建築的な詳細な記録を行っている²。各建物の項目を統一し、基本的な現場調査状況を記述、また発見された碑文史料に関して記述を行っており、さらに発掘遺物や彫刻等の年代照合から、伽藍計画順序の想定を行っている。結果的にモーガーは伽藍計画順序が大まかに四期に区別されると述べている（表 1）。

表 1 H.Mauger の編年考察

王名	年代	Maugerによる編年考察 Präh Khan de Kampon Svay									
		中央祠堂	第1周壁	AB1～3、5～12	AB4	第2周壁	第3周壁	第3ゴープラ	Preah Thkol	Preah Damrei	Prasat Preah Stung
ウダヤディティヤヴァルマン1世	1001-1002	11世紀 (第1期)	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ジャヤヴィーラヴァルマン	1002-1010										
スーリヤヴァルマン1世	1010-1050										
ウダヤディティヤヴァルマン2世	1050-1060										
ハルシャヴァルマン3世	1066-1089	12世紀前半 (第2期)	■	■	■	■	■	■	■	■	
ジャヤヴァルマン6世	1080-1107										
ダラニンドラヴァルマン1世	1107-1113										
スーリヤヴァルマン2世	1113-1150										
ダラニンドラヴァルマン2世	1150-	12世紀後半 (第3期)	■	■	■	■	■	■	■	■	
ヤショヴァルマン2世	-1165										
トリヴァナディティヤヴァルマン	1165-1177										
ジャヤ・インドラヴァルマン4世	1177										
ジャヤヴァルマン7世	1181-1218	13世紀以降 (第4期)	■	■	■	■	■	■	■	■	
インドラヴァルマン2世	1218-1243										
ジャヤヴァルマン8世	1243-1295										
シュリーンドラヴァルマン	1295-1307										

一方で、O. クニンバイオン様式の成立過程に関する研究の中で PKKS を扱っており、PKKS の装飾に着目して時代的な位置付けを行っている³。その中で第三伽藍および一部の付属建物の計画がさらに後年に計画されたものであろうと判断している（表 2）。モーガーに対して12世紀以前の築造年代の証左がやや不足しており不明瞭である一方、クニンは図像学的分析からバイオン期内的時代の位置付けに関して詳細な年代指針を与えているといえる。

表 2 O. Cunin の編年考察

王名	年代	Olivierによる編年考察 Präh Khan de Kampon Svay									
		中央祠堂	第1周壁	AB1～3、5～12	AB4	第2周壁	第3周壁	第3ゴープラ	Preah Thkol	Preah Damrei	Prasat Preah Stung
ウダヤディティヤヴァルマン1世	1001-1002	11世紀 (第1期)	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ジャヤヴィーラヴァルマン	1002-1010										
スーリヤヴァルマン1世	1010-1050										
ウダヤディティヤヴァルマン2世	1050-1066										
ハルシャヴァルマン3世	1066-1089	12世紀前半 (第2期)	■	■	■	■	■	■	■	■	
ジャヤヴァルマン6世	1080-1107										
ダラニンドラヴァルマン1世	1107-1113										
スーリヤヴァルマン2世	1113-1150										
ダラニンドラヴァルマン2世	1150-	12世紀後半 (第3期)	■	■	■	■	■	■	■	■	
ヤショヴァルマン2世	-1165										
トリヴァナディティヤヴァルマン	1165-1177										
ジャヤ・インドラヴァルマン4世	1177										
ジャヤヴァルマン7世	1期	13世紀以降 (第4期)	■	■	■	■	■	■	■	■	
	2期										
	3期										
	4期										
	5期										

早稲田大学は 2011～2015 年にかけて PKKS 寺院における測量調査、および痕跡調査を行っ

てきた。その結果、第二伽藍以内における平面図を作成した。PKKS 寺院は各箇所崩壊が著しく、多くの建築部位に関して当初の原位置を把握することが困難であった。したがって、クメール建築において対称と見なされる部位は同一の計画で施工されるという基本的な法則に基づいて、各平面図の作図を行っている。描画を行った図面は図 1 に示す。本稿の分析は基本的に図 3 において示した図面を用いて、寸法値の抽出を行うこととする。また、各部の寸法値はクメール建築において造営尺度として示されているハスタ (=412mm ± 1mm) を前提に、1 ハスタ =412mm として分析を行い、試論の展開を進めていく。

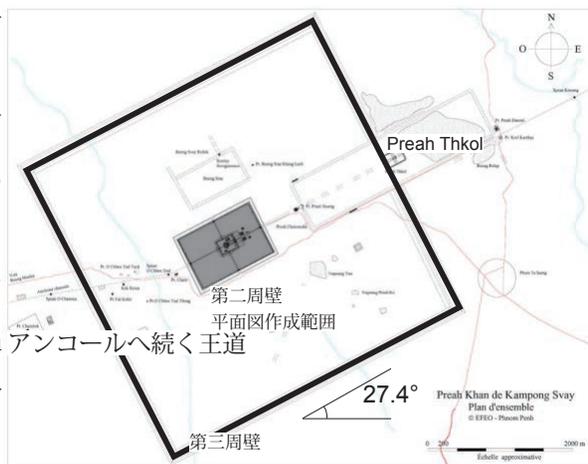


図 2 PKKS 寺院広域配置図 (EFEO より加筆)

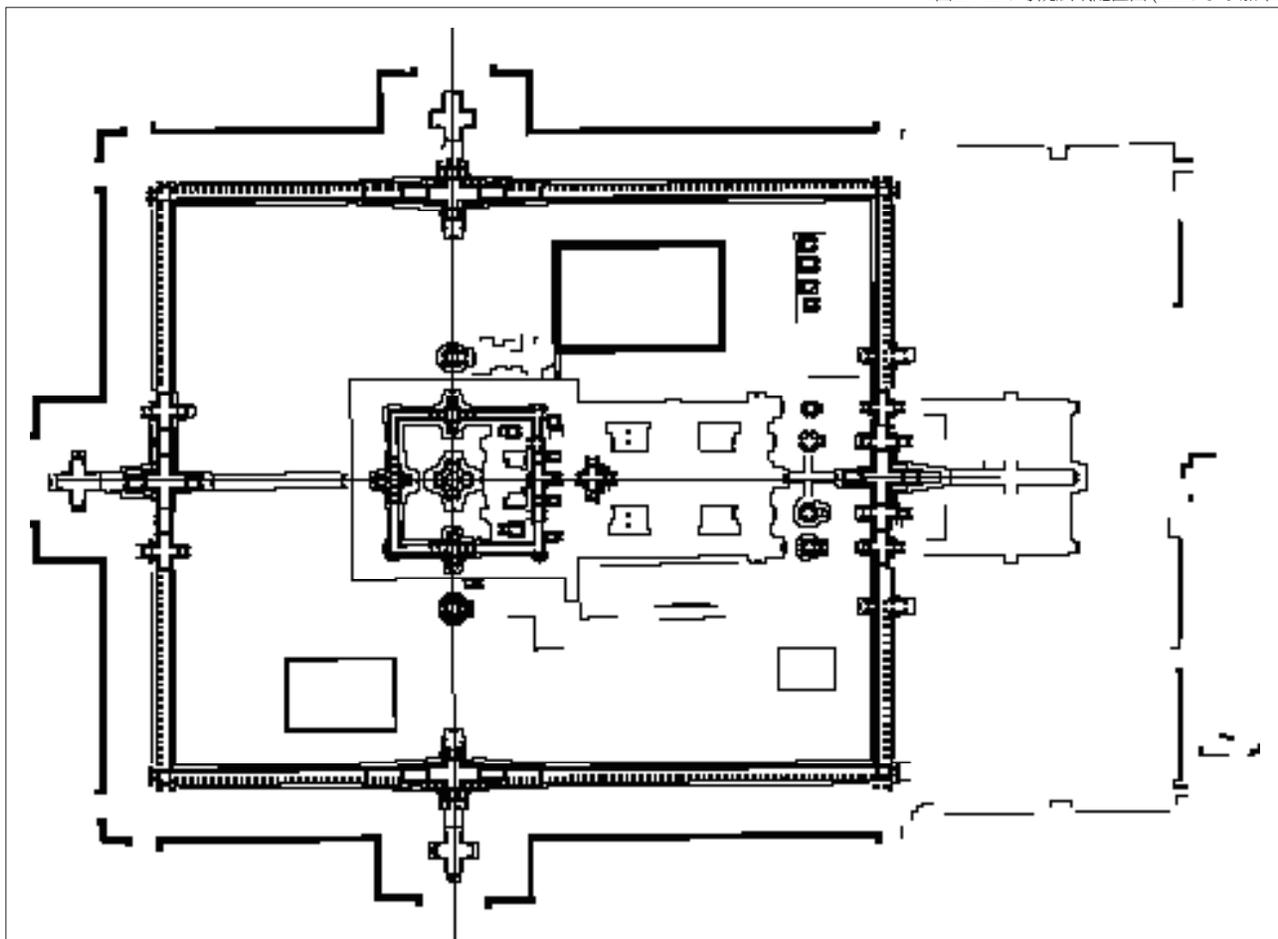


図 3 PKKS 寺院第二回廊内平面図 (早稲田大学)

3. 伽藍計画に関する分析

3.1. 第一伽藍平面構成

中央祠堂の基壇外法は、それぞれ方形に 24-48 ハスタ四方としてほぼ相似関係にて計画されたものと推測される。実測値にはややばらつきが見られるが、中央部方形一辺長は外側方形一辺長の二倍と見なす事ができ、非常に簡明な計画性が伺える。

第一伽藍回廊規模計画は、西辺総長が 118 ハスタ (48565mm、117.88ht) に近似しており、東西軸を基調として南に 2 ハスタ偏向した結果、西側回廊北辺・南辺に 4 ハスタの寸法差が設

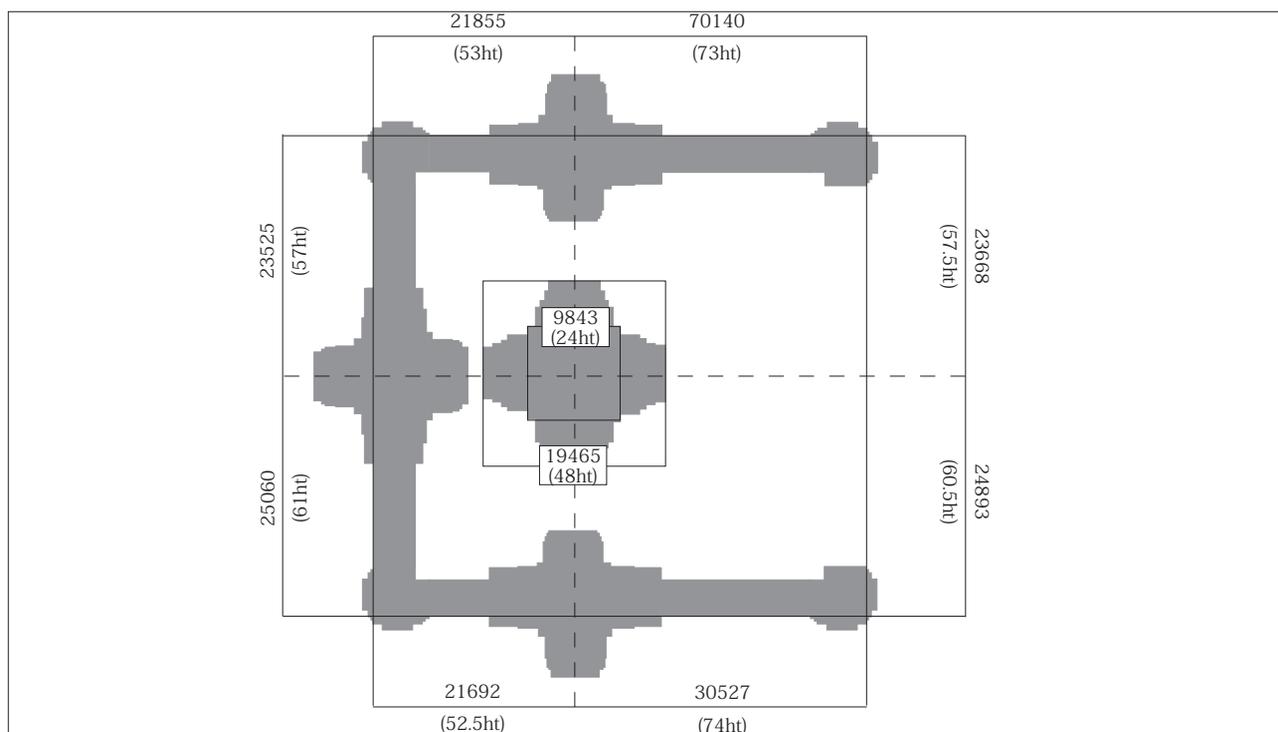


図 4 PKKS 寺院第一伽藍模式図①

けられたものとしてみる事ができる。

北辺総長は 126 ハスタ (51995mm、126.20ht) に近似しており、南北軸を基調として東に 10 ハスタ偏向した結果、北側回廊西辺・東辺に 20 ハスタの寸法差が設けられたものとみられる。

第一伽藍規模計画に関して、北辺総長と西辺総長の和は $118+126=244$ ハスタとなる。この値は中央祠堂の基壇外法計画 48 ハスタに対して $48 \times 5 + 4$ ハスタといった数値を想起させる。仮に周長を一定として 240 ハスタを保持した基本計画があったと想定すると、伽藍東辺を観察するとそれぞれ伽藍東辺北側-南側=58-60 ハスタとして見なすことも出来そうである。その際、東西辺において減算した 2 ハスタを南北辺に加算、さらに 4 ハスタを加算し、東西に 20 ハスタの寸法差を設ける計画があったと考慮すれば、一連の基準規模計画は完結するといえる。一方で、周長を保持させることを目的とした計画操作に対し、その上で 4 ハスタを加算するといった操作はやや意図が不明瞭である。したがって、基壇の出が南北・東西それぞれにおいて 1 ハスタずつ小さく計画されたと見なすと、東西辺 116 ハスタ、南北辺 124 ハスタと換算されるため、一連の計画が簡明である。すなわち、周長を 480 ハスタ=120 ヴィヤマとし、東西辺および南北辺に 4 ハスタ=1 ヴィヤマの縮減・拡張操作を行い、周長を保持させるかたちで規模計画が完結したものと想定される。寺院正面となる東側回廊では、他部分と回廊およびゴープラの形状が異なるにもかかわらず、遺構の損傷状況によって、正確な原位置を記録出来ないことから復元的に考慮する必要がある。

第一伽藍内に位置する一対の経蔵は、寺院全体が東向きに計画されているのに対して、西向きに施工されている。前述した様に、中央祠堂を中心とした南北軸はやや西側に偏向しており、東西に約 20ht 程度の寸法差を有している。

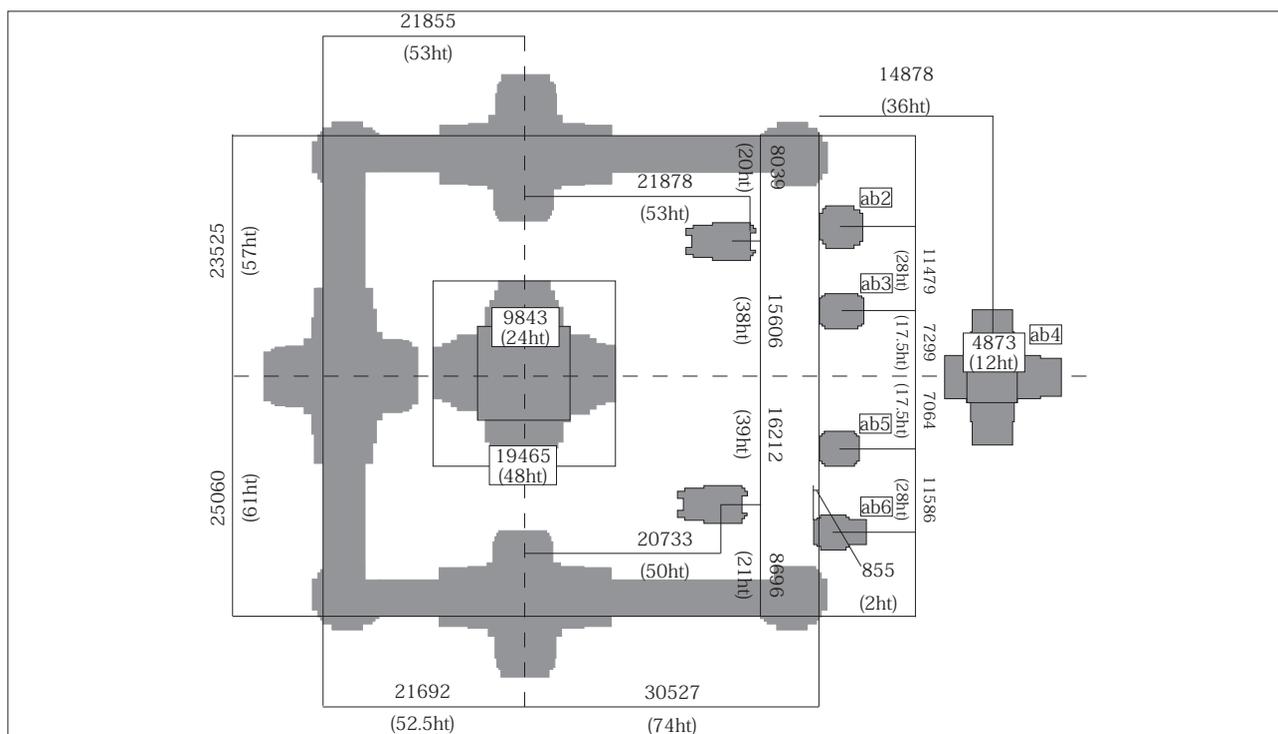


図 5 PKKS 寺院第一回廊模式図②

北経蔵擬似扉側の壁体外法は西側の寸法値とほぼ一致 (53.10ht、21878mm) している。

一方で、南経蔵は北経蔵と比較してやや東側に位置しており、南経蔵中心は中央祠堂を中心とした南北軸より、50ht (50.32ht、20733mm) 離れて位置している。

両経蔵の東西位置が、内室中心が基準となって決定されたのか、あるいは壁体外法を基準として決定されたのかは定かではなく、南経蔵は北経蔵と比較し、長辺方向・短辺方向いずれも長大に計画されるため、両経蔵の計画を考察する必要があると考えられる。

北経蔵・南経蔵の南北位置はそれぞれ伽藍基準線・東西軸を中心として決定されたと考えられ、北側伽藍基準線～北経蔵中心 20ht (19.51ht、8039mm)、北経蔵中心～東西軸 38ht (37.87ht、15606mm)、東西軸～南経蔵中心 39ht (39.35ht、16212mm)、南経蔵中心～南側伽藍基準線 21ht (21.11ht、8696mm) に換算される。東西軸の偏向にしたがって、全体規模計画のもと縮減された値を分散させた配置寸法であると見なすことができる。

第一伽藍周辺に位置する付属建物の中で、ab2、3、5、6 は回廊東辺前に四基の祠堂として立ち並ぶ。各建物はそれぞれの大きさが微妙に異なるため、祠堂中心に関しても一致していない。一方で、南端に位置する一祠堂 (ab6) を除いて、三祠堂 (ab2、3、5) の西辺がほぼ直線上に一致している。したがって、ab2、3、5 は擬似扉側壁体西端を基準に直線上に配置されたものと想定される。各祠堂の並ぶ直線は、ほぼ北東・南西隅建物の基壇を結ぶ直線上に並んでいる。第一伽藍東側基壇は現状では記録出来ておらず、各祠堂の増築に伴って基壇を改築した可能性が考えられるが、改めて現地での踏査・観察を要する。一方で ab6 はやや伽藍に寄っており、2ハスタ程度西に接近している。

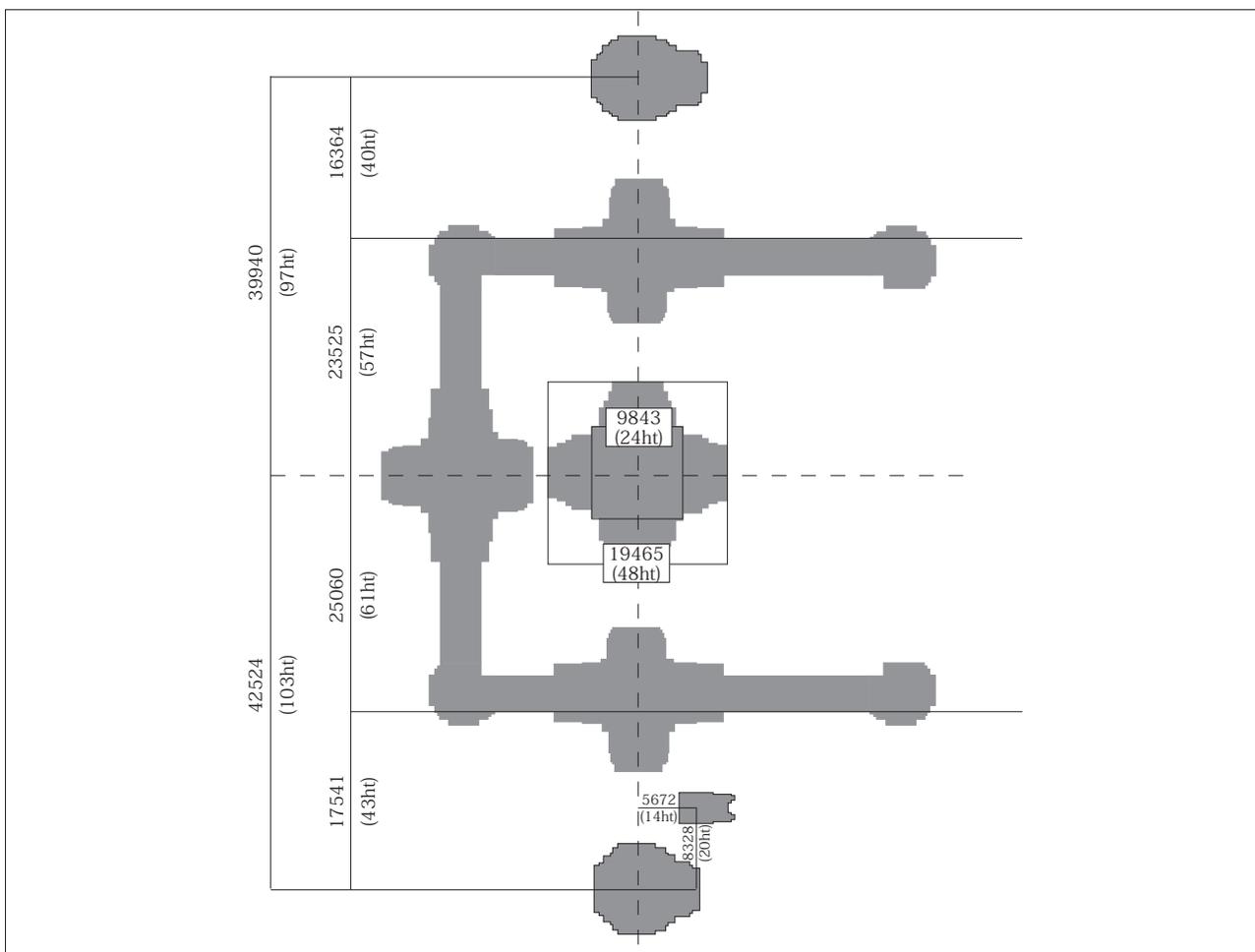


図 6 PKKS 寺院第一伽藍模式図③

南北方向の祠堂間寸法は、ややばらつきがみられるが同一の寸法値（南北配置が東西軸に対して対称のものとして）を志向したものと考えてよいだろう。各寸法値には南北の対応箇所に応じて 0.3 ~ 0.6ht 程度の寸法差を有するため、二次的操作を行った可能性も考えられる。ab4 は ab2、3、5、6 に対してさらに東側に位置する十字型の建物であり、中央部が一辺 12 ハスタ程度（4873mm、11.83ht）の方形平面によって計画されたものとみられる。中央部は第一伽藍東辺における基準線と想定される箇所から 36 ハスタ（14876mm、36.11ht）離れて位置しており、また南北方向には第一伽藍東西軸上に配置されたものと想定される。

前述した第一伽藍東辺より外側に位置する付属建物群に対し、ab1、8 は第一伽藍南北ゴープラの延長上に位置する祠堂であり、対称として計画されたものであると考えられる。両建物の基壇および祠堂壁体は同一の計画ではなく、幅および奥行きが相互に異なっていることが指摘される。両祠堂の内室中心はほぼ南北軸上に位置しているが、南側に位置する ab8 が 0.5 ハスタ程度西側に位置している。一方で、南北方向の位置は ab1 がややゴープラに接近して配置される。東西軸と祠堂内室中心間距離は ab1 ~ 東西軸 97 ハスタ（96.94ht、39940mm）、ab8 ~ 東西軸 103 ハスタ（103.21ht、42524mm）となり、ab1、ab8 の中心間距離が 200 ハスタ（200.16ht、82464mm）と明快に完数にて完結するため、中央祠堂に対して 200 ハスタを基準とし、3 ハスタの拡幅・縮減操作を行ったものと想定出来る。

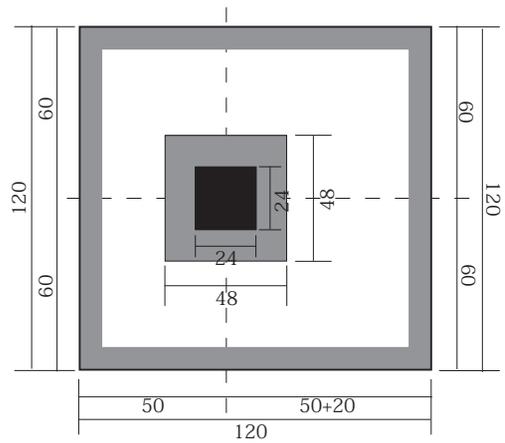
3.2 第一伽藍平面計画

【第一伽藍基準規模計画】

中央祠堂を 24-48 ハスタ四方にて計画する。

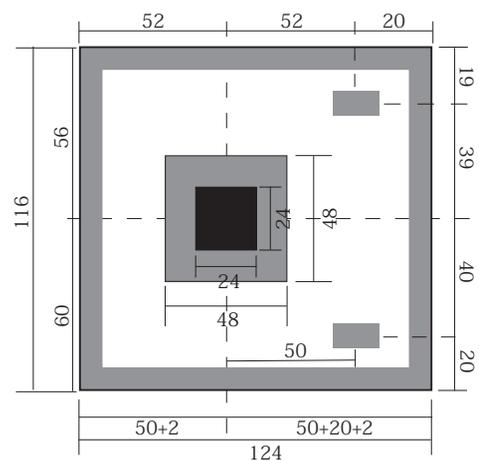
また、第一伽藍を 120 ハスタ四方にて基準計画を定める。

東西軸は第一伽藍中央を通るかたちを基本計画とし（北側 60 ハスタ - 南側 60 ハスタ）、南北軸は第一伽藍南北辺に対して 20 ハスタ偏向するかたち（西側 50 ハスタ - 東側 50 + 20 ハスタ）で計画される。



【経蔵の配置計画】

左経蔵を南北軸から 50 ハスタ、右経蔵を南北軸から 53 ハスタの位置へ配置する。また、南北方向の配置は 20 ハスタを基準として左経蔵が東西軸より 40 ハスタ、右経蔵が 39 ハスタの位置へ配置する。（要個別計画分析）



【各付属建物の計画】

ab1、ab8 はそれぞれ南北軸上に位置するよう配置する。

またそれぞれ ab1 から ab8 の総長を 200 ハスタとし、第一伽藍規模計画の二次的操作にしたがって、3 ハスタの偏向を設ける。

ab7 は ab8 祠堂中心に対して南北軸から西へ 14 ハスタ、祠堂南西軸より北へ 20 ハスタにおいて配される。

ab2、3、5、6 は第一伽藍規模計画東辺に沿うかたちで配される（ab6 は 2 ハスタ東辺に接近して計画される）。各建物間は東西軸に対して対称にそれぞれ ab2 - ab3 : 28 ハスタ、ab3 - ab5 : 35 ハスタ、ab5 - ab6 : 28 ハスタとして配置する。

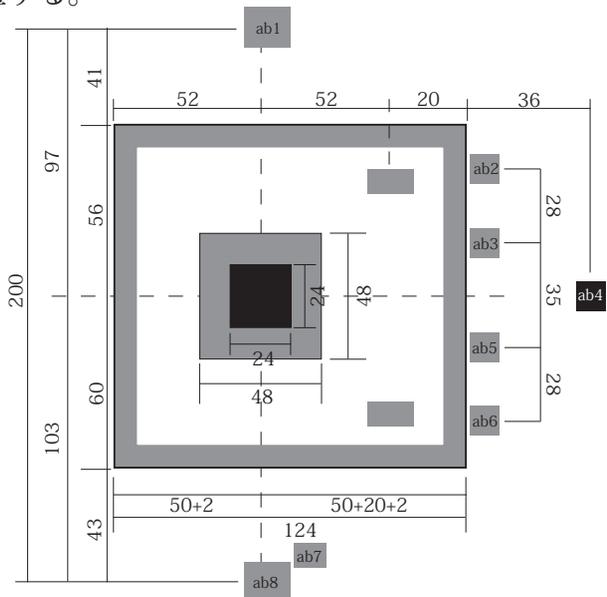


図 7 第一伽藍周辺模式図

ab4 は中央部を 12 ハスタ四方として計画し、第一伽藍規模計画東辺より 36 ハスタの位置へ、東西軸上に施工する。一方で、各付属建物、経蔵の配置計画には、対応する祠堂ごとに大きさが異なる祠堂も散見されており、より詳細な結論には個別計画の分析を要する。

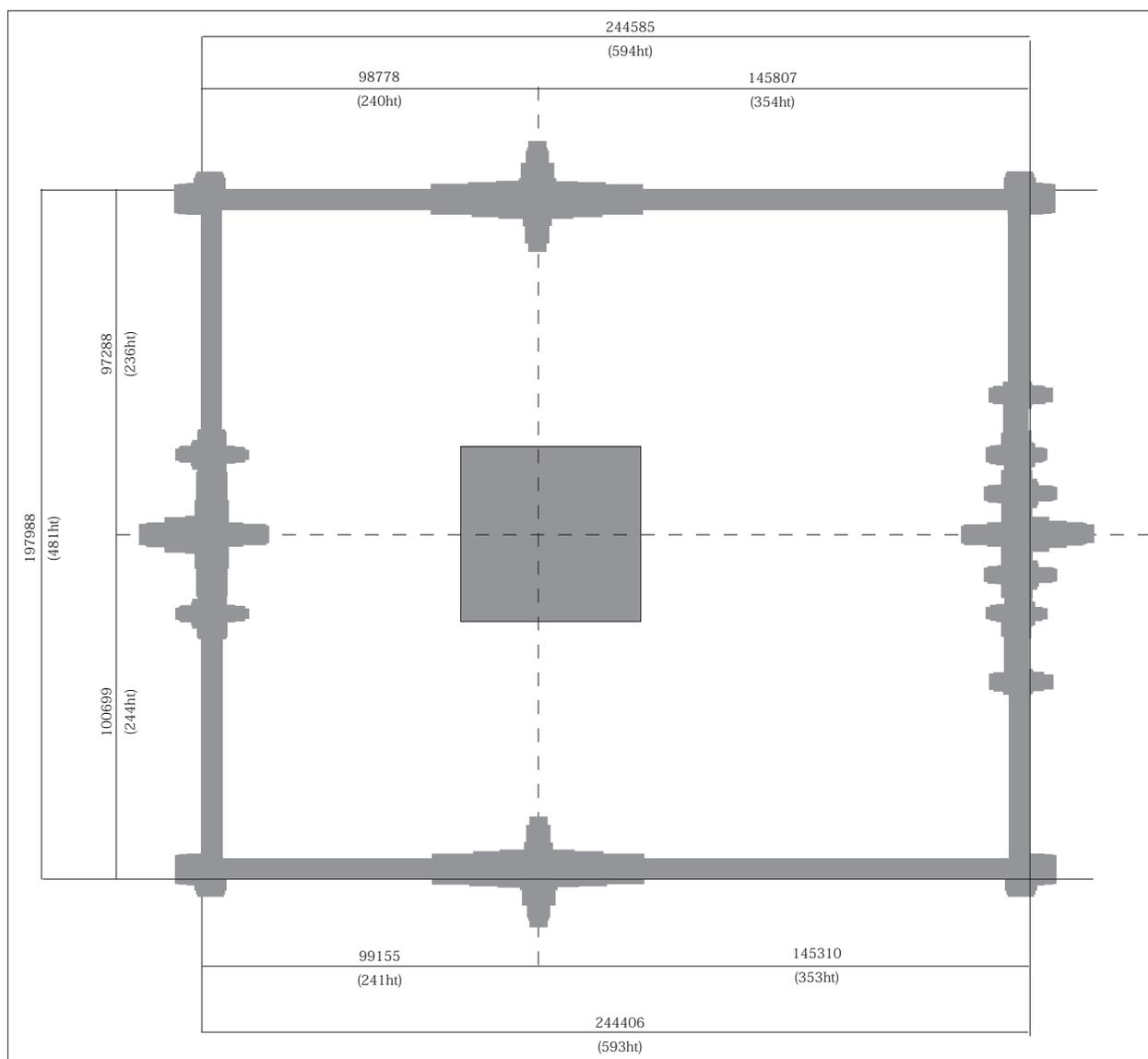


図 8 PKKS 寺院第二伽藍模式図

3.3 第二伽藍平面構成

第二伽藍回廊規模計画は、西辺総長が 481 ハスタ (197988mm、480.55ht)、東辺総長が 480 ハスタ (197938mm、480.43ht) となり、寸法値としては大きな差がない。中央祠堂に対する東西軸を考慮すると、西辺北側が 236 ハスタ (97288mm、236.14ht)、南側が 244 ハスタ (100699mm、244.42ht) となる。また、東辺北側は 238 ハスタ (98159mm、238.25ht)、南側が 242 ハスタとなり、東西辺総長が 480 ハスタとして計画されたと考えられる。一方で、東西軸の偏向が行われたことは明らかであるが、北側・および南側にて 2 ハスタか 4 ハスタのいずれかが適用されたかを判断するのは一見して難しい。

北辺総長は 594 ハスタ (244585mm、593.65ht)、南辺総長は 593 ハスタ (244466mm、593.36ht) となり、同様に大きな差は見受けられない。中央祠堂に対する南北軸を考慮すると、北辺西側が 240 ハスタ (98778mm、239.75ht)、北側東辺が 354 ハスタ (145807mm、353.90ht) となる。また、南辺西側が 241 ハスタ (99155m、240.67ht)、南辺東側が 353 ハスタ (145310mm、353ht) となり、南北辺総長は 594 ハスタとして計画されたものと想定される。また、南北辺西側は 240 ハスタとして計画されたと考慮すると、南北辺東側は 354 ハ

スタとして計画されたものと考え、南北辺総長を 600 ハスタとして基本計画とし、東西に 60 ハスタの偏向を操作した上で、東側を 6 ハスタ切り取った、といった計画操作を想定出来る。

第二伽藍周辺に施工される附属建物群は ab9 ~ ab16 の八基である。ab9 ~ ab12 は第二回廊北東側に位置する四基の祠堂である。これらはいずれも微妙に相互の大きさが異なっており、同一基壇上に位置しているが、壁体外法の位置も同一軸上にないため、やや計画性の把握が困難である。

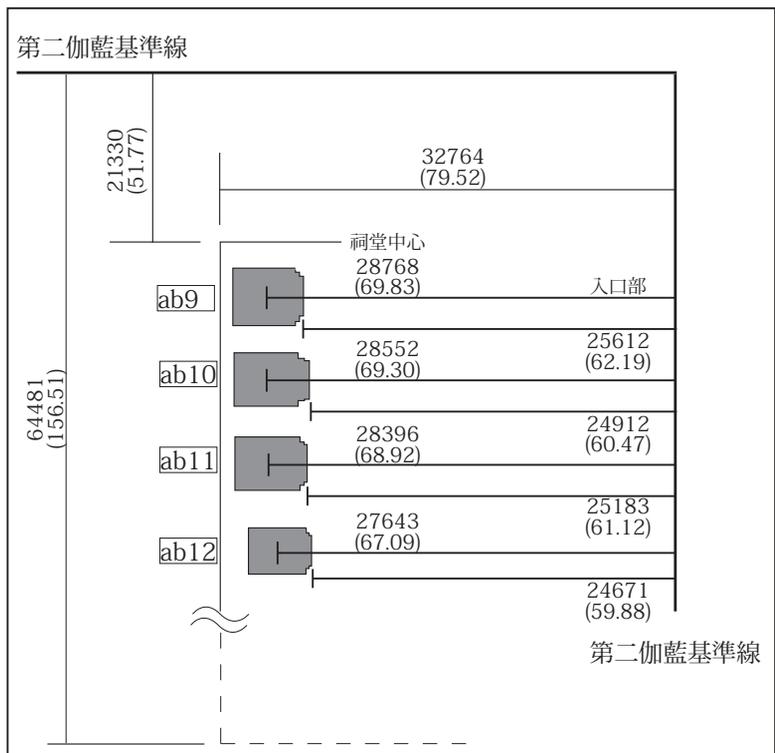


図 9 ab9 ~ ab12 祠堂の配置計画

現在、測量出来ている基壇の角部は、第二回廊規模計画において用いたと考えられる基準線からそれぞれ南北に 52 ハスタ (21330mm、51.77ht)、東西に 80 ハスタ (32764mm、79.52ht) 程度離れて位置している。ab9、10、11 の内室中央部は 0.5 ハスタ程度のずれはあるものの、ほぼ同一直線上に位置しており、第二回廊基準計画線から約 70 ハスタ程度に位置しているが、ab12 は 3 ハスタ程度第二回廊東辺に接近している。一方で、ab12 祠堂入口側 (東側) モールティング部は、第二回廊計画基準線より 60 ハスタ (24671mm、59.88ht) 離れて位置しており、各祠堂の配置がこの値に基づいて配置された可能性も考えられるが、ab9 ~ 11 は 1 ハスタ程度のばらつきを有するため、内室中央部か入口側モールティング部のどちらかを基準としたかは定かではない。

ab13 ~ ab16 は第二回廊東ゴープラ付近において東西軸を対称に並ぶ四基の祠堂である。ab14、ab15 は相互に 56 ハスタ (23202mm、56.32ht) 程度離れており、ab14 ~ 東西軸 29 ハスタ (12053mm、29.25ht)、ab15 ~ 東西軸 27 ハスタ (11149mm、27.06ht) と、相互に 2 ハスタ程度の偏向がある。一方で、

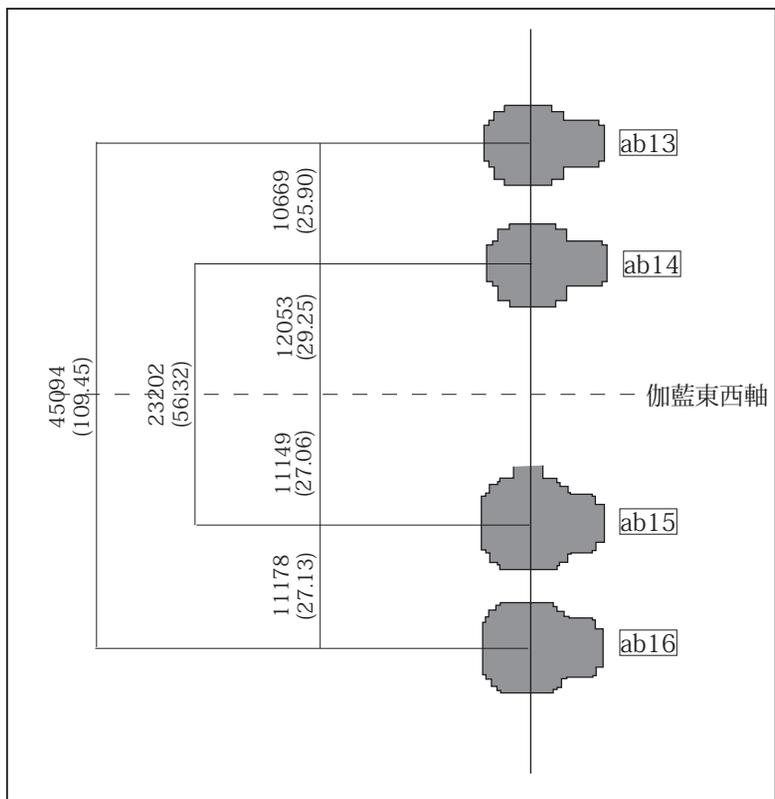


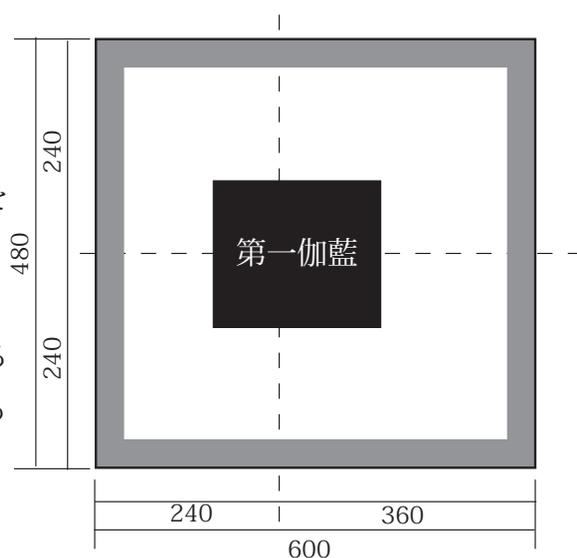
図 10 ab13 ~ ab16 祠堂の配置計画

ab13 と ab14、ab15 と ab16 相互の距離はそれぞれ 26 ハスタ (10669mm、25.90ht)、27 ハスタ (11178mm、27.13ht) であり、1.2 ハスタ程度の寸法差が観察される。ab13 ～ ab16 の総長は 109 ハスタ (45094mm、109.45ht) に換算される。東西軸～ ab15、ab15 ～ ab16 が同一寸法 27 ハスタであったと考え、ab13 ～ ab14、ab14 ～東西軸は一定の値を縮減、拡張したものとする、それぞれ 25 ハスタ、29 ハスタと考えられるが、その際の計画総長寸法は 108 ハスタとなり実測値とのずれが大きい。したがって、ab13 ～ ab14 は 26 ハスタ、ab14 ～東西軸は 29 ハスタとして計画され、ab13 から ab16 の総長は 109 ハスタとして計画されたものと想定される。ab13 ～ ab16 はそれぞれ南北上に同列として配置されたものと考えられ、中央祠堂より 285 ハスタ (117418mm、285.00ht) の位置に計画されたものとみることが出来る。

【第二伽藍基準規模計画】

第二伽藍東西辺総長を 480 ハスタ、南北辺総長を 600 ハスタとして第二伽藍の基準規模計画とする。

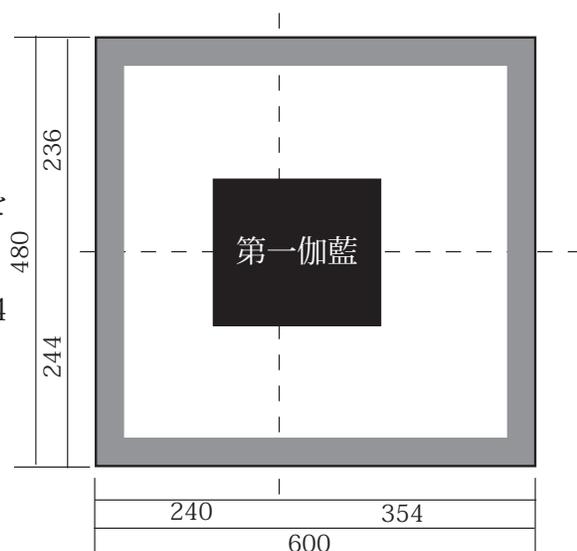
初期計画として東西軸は第一伽藍中央を通るかたちとし、南北軸は南北辺東西部に 120 ハスタ偏向するかたちで計画される。



【第二伽藍規模計画の二次的操作】

東西辺総長に 4 ハスタの偏向操作を行い、北側を 236 ハスタ、南側を 244 ハスタとする。

また、南北辺東側を 6 ハスタ縮減し、総長を 594 ハスタとする。



【各付属建物の計画】

ab9 ～ ab12 の配置計画

基壇部を第二伽藍基準線に対し、南北に 50 ハスタ、東西に 80 ハスタの位置に基壇を形成する。また、東辺に対し 70 ハスタの位置に各祠堂中央を配置し、施工する (要個別計画分析)。

ab13～ab16の配置計画

ab13～ab16を伽藍南北軸より285ハスタの位置に同列上に計画する。ab13～ab14を26ハスタ、ab14～東西軸を29ハスタとして計画する。また、東西軸～ab15を27ハスタ、ab15～ab16を27ハスタとして計画する（要個別計画分析）。

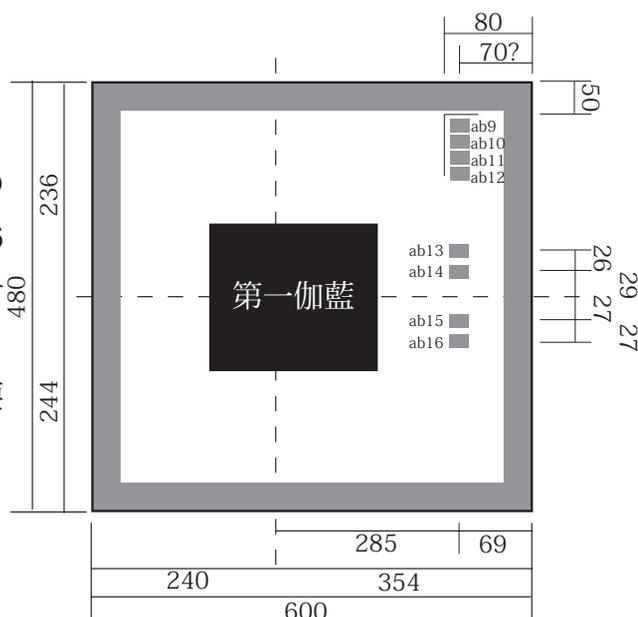


図 11 第一伽藍周辺模式図

4. まとめと今後の展望

以上の実測寸法値の分析を経て、PKKS 寺院の伽藍計画の大枠を把握することが出来た。規模計画に関しては、第一伽藍の規模計画において周長の保存が行われた後に、東西辺に4ハスタの拡幅操作を加えたか否か、といった点が要点になろう。計画上の簡明さに関しては、周長を保存させる縮減・拡幅操作が行われ、適用されたと見なすのが適切であろう。東側回廊に関しては、基壇部分の残存状況が悪い事からも、明確な寸法値を採取することは困難であるが、東側回廊の側廊幅が4.5ハスタ程度に換算され、現状では基壇の出を2ハスタ程度と見なしていることから、基壇の出幅が1.5ハスタ程度であり、回廊内法幅が4.5ハスタで計画されたと想定すると、伽藍の東西辺総長、南北辺総長が2ハスタずる縮減することとなるため、結果的に半周長が240ハスタ、周長が480ハスタと換算される。

一方で、第二伽藍規模計画に関しては、東西辺総長が600ハスタ、南北辺総長が480ハスタの基本計画があったことが想定され、540ハスタ四方の方形平面を一次計画としていたことが伺える。しかし、南北辺の偏向はそれぞれ4ハスタの拡幅・縮減操作が行われたと想定されるのに対し、南北軸に関しては60ハスタの偏向操作が行われた上で、東側回廊を6ハスタ取り取ったような計画操作が想定された。結果的に方形平面とした際の周長は保持されず、計画性としてもやや難解である。このような伽藍計画は他遺構における計画性と比較することで、今後この意図を明確にする必要があるだろう。

各付属建物、および経蔵の配置計画に関してはやや難解な部分が多い。対応して配置、施工されたと想定される建物に関して、建物の大きさ、内室中央部が一致しないものが多く観察され、基壇規模に関しても異なる祠堂に関しては、一見して内室中央部か、基壇規模のどちらを基準として計画されたかは判断し難い。本論考では主に内室中央部を基準とした計画性を想定したが、基壇規模計画に関して一方の建物を配置・施工し、その建物に対して数ハスタの差異を設

けるといった計画性があった可能性も考えられる。したがって、今後さらに各建物の配置計画に関して精査するためには、個別の建物計画を分析することが必要であると考えられる。

一連の伽藍計画にはある程度の想定を行うことができたが、今後の課題としてすでに指摘されているアンコール期の伽藍計画手順と比較する必要がある。その中で、伽藍計画上における各建物の時代性、あるいは PKKS 寺院における特殊性などが指摘出来る可能性があり、PKKS 寺院、および地方拠点寺院の位置付けにさらなる視座を加えることができるようになるだろうと考えられる。

< 図版典拠 >

図 1、図 4～8：筆者作成

図 2：EFEO

図 3：早稲田大学

表 1, 2：早稲田大学アンコールゼミ

< 注釈 >

注 1：溝口明則他：クメール建築の造営尺度と設計技術に関する研究 (1)～(7), 日本建築学会計画系論文集, 2007～2014 年

注 2：Henri Mauger：Preah Khan de Kompong Svay, BEFEO, 1939

注 3：Olivier Cunin：De Ta Prohm Au Bayon, INPL, 2004

Khmer 後期寺院における付属建物の研究：試論

A Study of Annexed Buildings in Late Khmer Temple: tentative assumption

小岩正樹研究室 修士課程 2 年 石井由佳

1. 付属建物の定義と後期大型寺院の様相

カンボジアの Khmer 建築において、アンコール朝の後期に建造された大型寺院は複雑な伽藍構成を持つ。その中で、中央祠堂や回廊といった主要な施設を除いた副祠堂や矩形・方形建物である付属建物（図 1 濃い網掛け）はこの時期に多様化・群化していることが指摘できるが、未だその機能や目的は明らかでない。一方で後期大型寺院では Ta Prohm 寺院の碑文（K273）において、多数の建造物や夥しい量の食物の寄進が示す¹ように、大規模な煮炊きがされ、寄食する者も含めて多数の人間が寺院内で生活していたことが推測できる（表 1）。



図 1 付属建物の定義

（薄い網掛けは広義の付属建物、濃い網掛けは本稿での付属建物の定義）

表 1 Ta Prohm 寺院の関係者と徴収物

行	項目	内容	換算した数値
51	Ta Prohm 寺院の関係者のための食料用の米	28040khari・1drona	10711.304t
52	Ta Prohm 寺院の維持のための米	112161khari (51 行の 4 倍)	42845.502t
53	村 (grama) などから徴収されるべき米穀	4093kharika,3drona,2kuduva	1563.599t
54	村 (grama) などから徴収されるべきゴマ、豆類	ゴマ：183drona,6prastha 豆：210khari,2drona,10prastha	ゴマ：4401kg 豆：80.283t
55	村 (grama) などから徴収されるべきバター油、酪	バター：400ghatika,9prastha 酪：507ghati,7prastha	バター：9613.5kg 酪：12178kg
56	村 (grama) などから徴収されるべき牛乳、蜂蜜	牛乳：586ghati,1prastha 蜂蜜：538ghati,5prastha	牛乳：14065.5kg 蜂蜜：12919.5kg
57	村 (grama) などから徴収されるべき糖蜜、ゴマ油	糖蜜：480ghatika ゴマ油：13prastha	糖蜜：11520kg ゴマ油：19.5kg
58	村 (grama) などから徴収されるべきタル果油（松柏科）	5ghati,5prastha、	127.5kg
59	村 (grama) などから徴収されるべき Yugala (2本の糸を撚ったもの、布?)	40095、さらにまた yugala の半分を徴収する	18331.434m
60	村 (grama) などから徴収されるべき蜜蝋	17bhara,18tula,5katti,9pana	3340.5696kg
61	村 (grama) などから徴収されるべき鉛、馬、女奴隷、象	鉛：51bhara,10tula,3kattika 馬：1 女奴隷：2 象：1	鉛：9611.136kg 馬：1 女奴隷：2 象：1
62	寄進村落	3140	3140
63	寺院の構成員	400 人の総代 (pums)、 18 人の長老 (adhikarin)、 2740 人の僧 (karin)	総代：400 長老：18 僧：2740
64	使用人の数	2232 人でそのうち 615 人は女の踊り子	使用人：2232 (踊り子：615)
67	Ta Prohm 寺院の関係者総数	79365 人 (ビルマ人、チャンパ人の捕虜を含めた奇食者)	79365 人

従って、寺院は大規模になると共に、多数の僧侶の宗教的空間を保持すると共に寄食者のための生活拠点の側面もまた増大したと言えよう。また、K273 にはこの寺院に尖塔 39、石造建物 566、煉瓦建物 288 といった多数の建造物があったことが記されているが、現在残っている遺構の構成要素数とは大きく異なっており、より伽藍計画が複雑なものであった可能性もまた指摘できる。以上のような伽藍の複雑化の背景に寺院の社会的様相の変化を指摘しつつ、具体的に伽藍を複雑化させた付属建物を類型化することを展望に、まずは建造年代が近く、比較的大型の平地縦深型伽藍である Preah Khan と Ta Prohm、Banteay Kdei を対象に分析を行う。

2. 付属建物の形態分析

まずは Preah Khan (以下 PK) および Ta Prohm (以下 TP) における付属建物の形態分析を通して伽藍における相対的な重要度、また伽藍の部分的性格を整理する。建築要素(痕跡・構成要素)は次のように整理できる(図 2~4)。

■屋根形式

屋根形式では 6 つの分類ができた。このうち、PK で見られた切妻に塔を載せた形式の屋根は TP には見られなかった。これら PK12,13,14,19,21,26,27,28 は特に装飾が多く、構成要素のプロットと合わせると、装飾のためにこの形式を選択した可能性も指摘できる。同様に、TP48・58 においても、切妻屋根にも関わらず南北にペディメントを設けており、装飾面積を増やす必要性があった、即ち相対的に重要度が高かったと推測できる。一方で、立面という点に着目すると、PK 中央祠堂以東の付属建物では祠堂形式が選択されるのに対し、中央祠堂の背後に位置する付属建物では中央祠堂よりも高さを抑えた形式を選択した可能性も否めない。ただし、TP においても崩壊していて推測することしかできない TP48,58 を除いて中央祠堂以東には塔形式が選択されているが、以西の TP53,55 もまた塔形式であることから、中央祠堂との高さの兼ね合いによって選択されると類型化することは難しく、PK の特異性に留まるだろう。

また、PK12 および 28 においては前室側部(南側)に開口部を埋めた痕跡が認められたことから、PK12 と 28 は対称に作られたが、後に PK13,14,19,21,26,27 に合わせて計画が変更された可能性が指摘できる。

■構成要素

次に、構成要素を見ていくと、PK 第一回廊西半分の方が構成要素の点で全ての建物に十全であり、また制作途中の彫刻が見られないため、計画が完遂されたことを指摘できる。一方で、第一回廊東部では南側の建物 PK7,8,9,10 に対して北側 PK30,31,32 は未完成な部分があり、おそらく南側を模範にして計画されたことは指摘できよう。加えて、PK8 および 10 のリントル・ペディメントは PK9 の壁面によって埋められていることから、PK9 は PK8 および 10 の計画に付加されたものである。

同様に、TP53,55 でも南側の砂岩造 TP53 は構成要素こそ少ないものの、開口部に装飾が施されており、ラテライト造で北面のみにリントルを設けた TP55 に対して、そのモデルとなったこと、あるいは、南北に対して南側を優越する計画とも考え得る。

また、PK 第一回廊外の付属建物(PK55~62)は要素が少なく、石を積んだ後に未整形な部分も見られたことから、計画されながらも完遂できていない部分でもある。しかし、このような不完全な建物であってもコロネットが必ず四方に見られたことから伽藍計画上重要な役割を期待された部分であった可能性がある。この部分については理由としてコロネットなどの装飾材が後期には規格化し、大量生産が可能なものであったことも考え得るが、部材として開口部の扉高に合わせなければならない。実際に測量した結果、開口高さが祠堂規模に対して規格化されておらず(図 5)、やはり自動的に付加されるものではなかったと考えられる。同種の形式・同規模の建物である PK15,16,17,22,23,24 では一定であるが、異なる形式および異なる場所

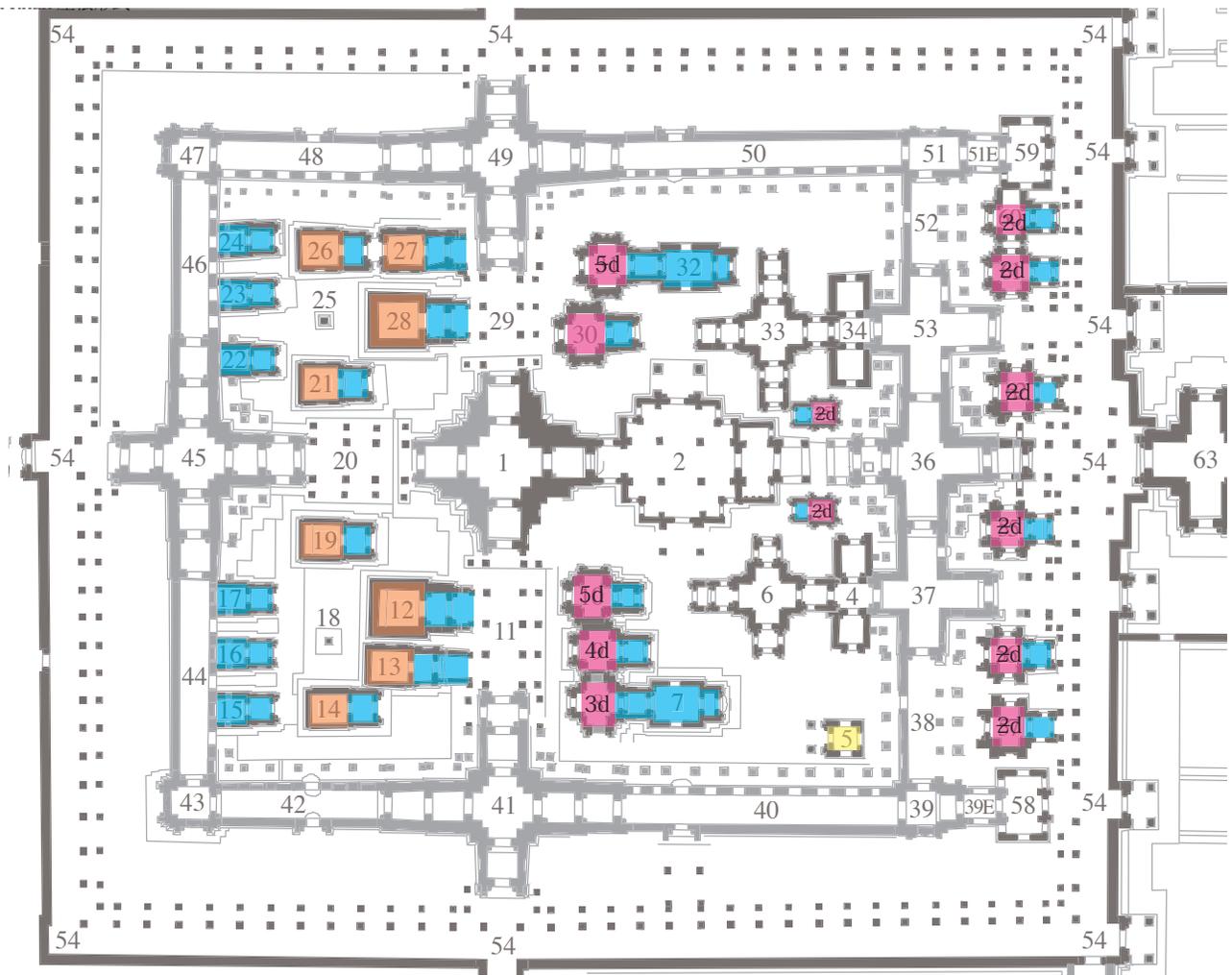


図2 PK屋根形式のプロット

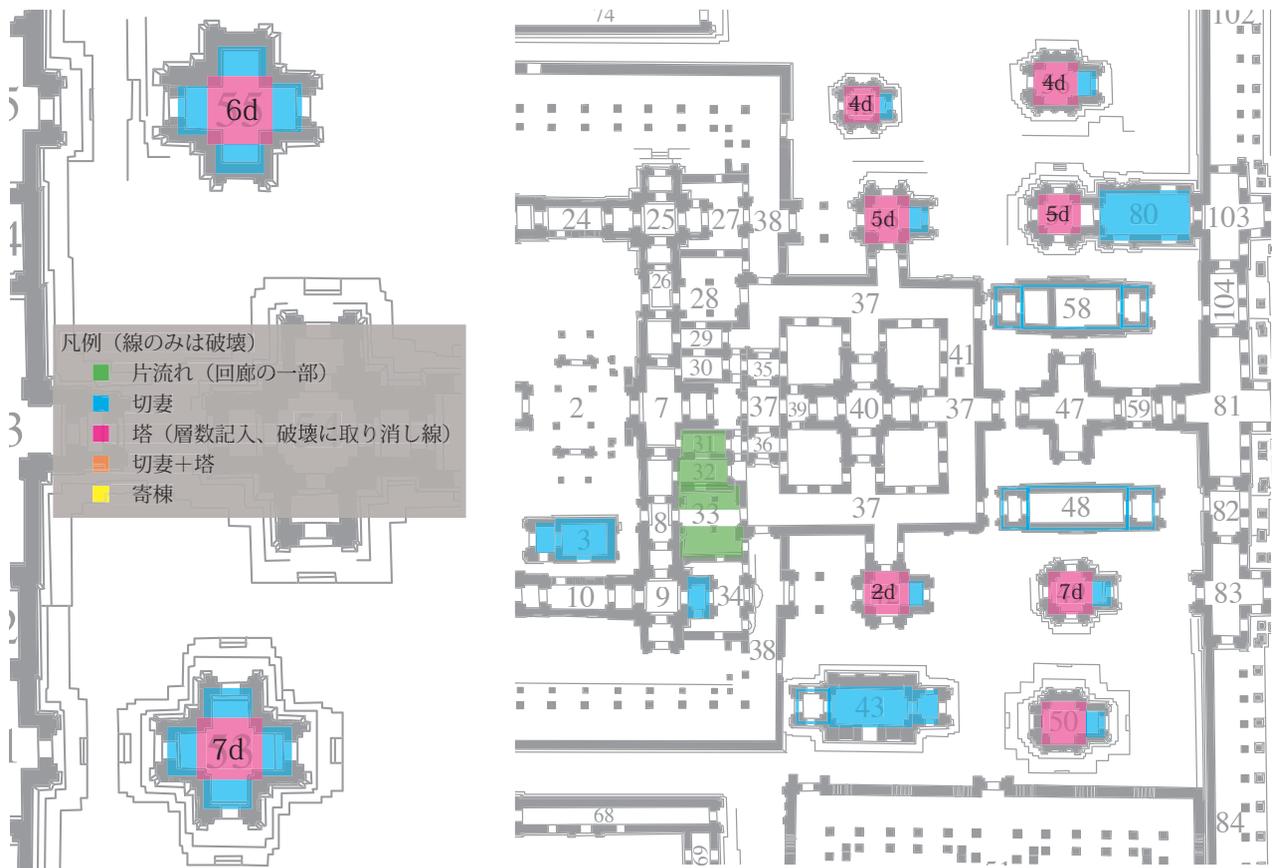


図3 TP屋根形式のプロット

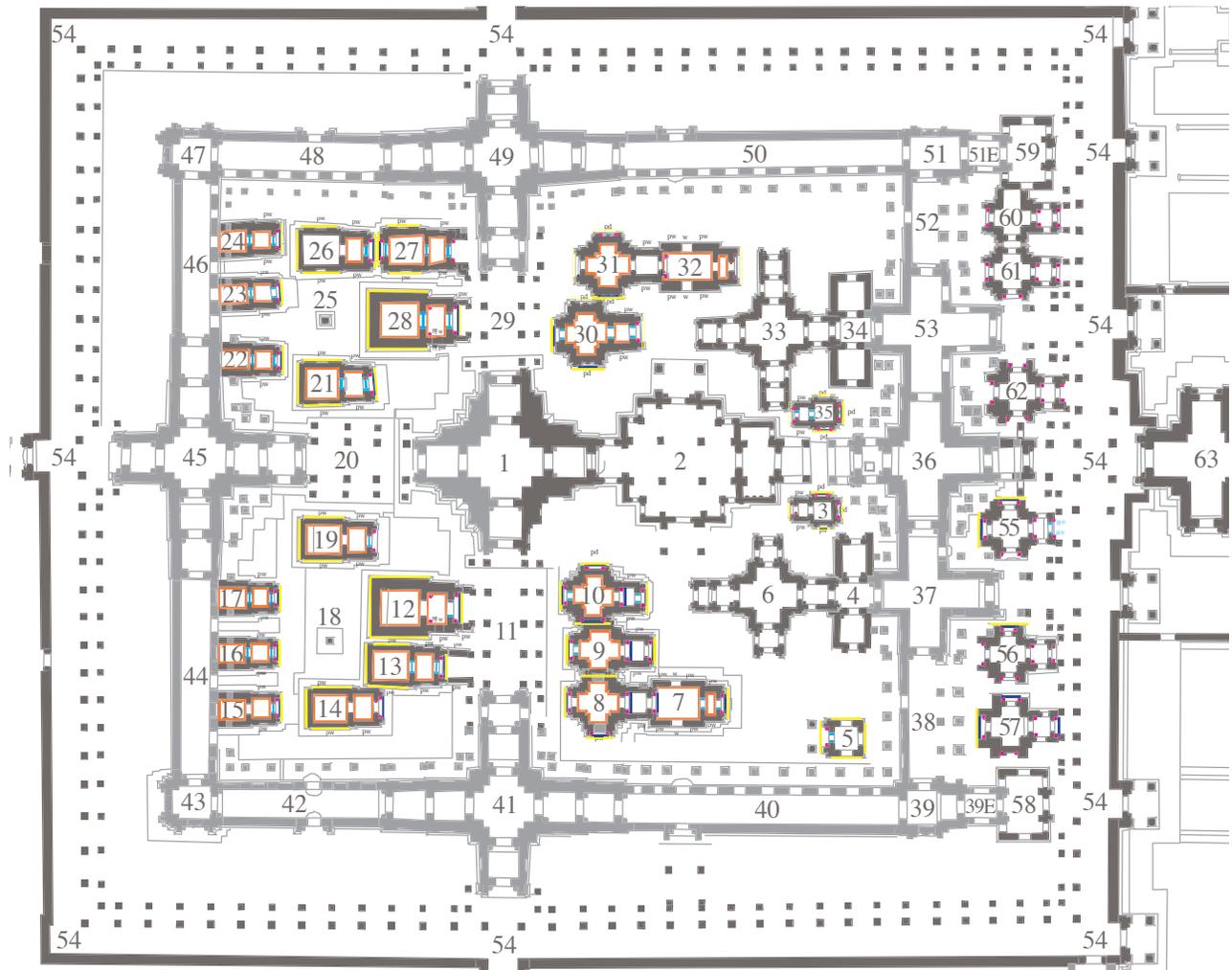


図 3 PK 建築構成要素のプロット

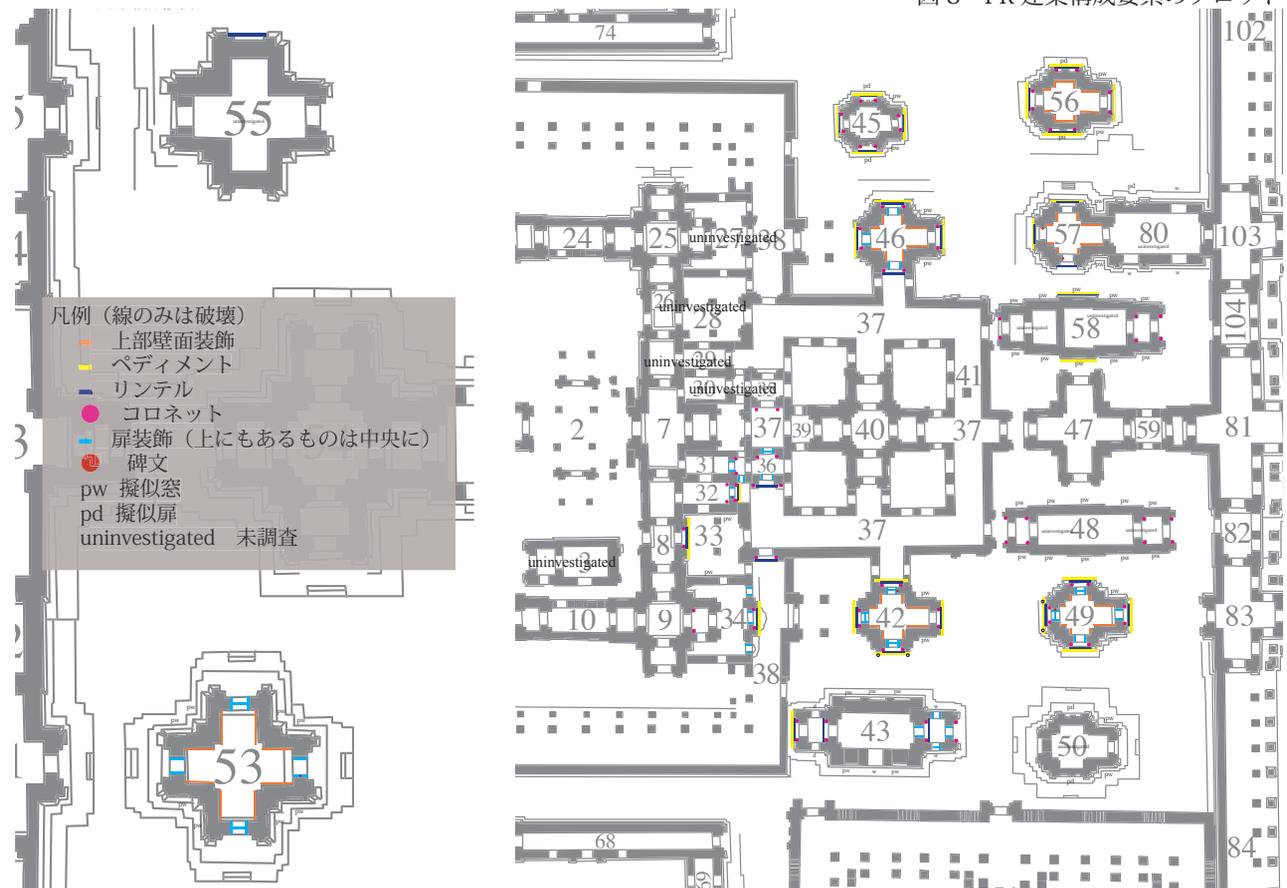


図 4 TP 建築構成要素のプロット

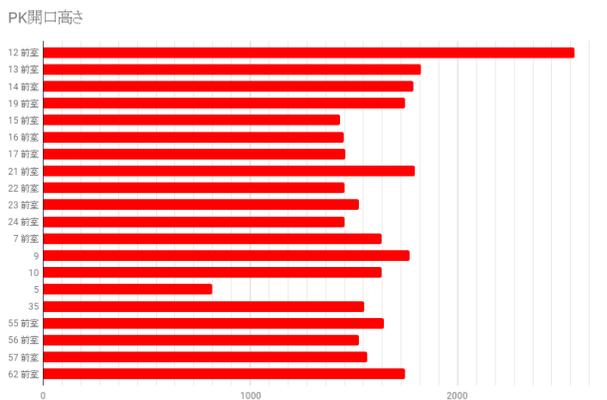


図 5 PK 付属建物開口部の高さ

の PK55,56,57,60,61,62 には別の規格のコロネットが用いられており、祠堂自体の荘厳化が必要と判断された部位でもある。また、この部分について祠堂規模（1 層目までの立面規模）と開口部（入口扉高さ）の関係を見ていくと（図 6,7）、PK56,57,62 では平面計画こそ同じものの、PK62 において一層目高さに

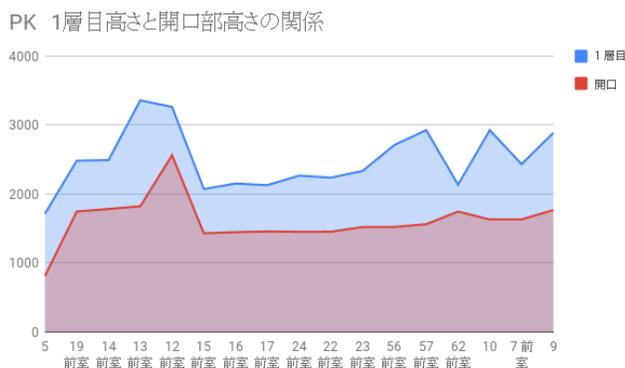


図 6 PK 付属建物 1 層目高さ と開口部高さ

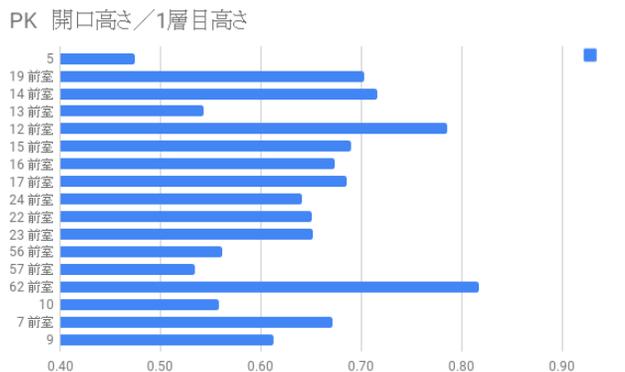


図 7 PK 付属建物 1 層目高さ と開口部高さの関係

対して開口高さが著しく大きくなっていることが指摘できる。開口高さ自体は PK56,57,62 で近い値を志向すること、三塔とも回廊から直接アクセスできることから、先にできた回廊のかけた高さ制限によって決定された開口高さを優先させた可能性はある。

3. 動線計画による付属建物の分析

本節では、痕跡および高さを手がかりに動線と空間の優劣について考察していく。扉痕跡と室内の天井痕跡（図 8,9）を見ると、TP と PK では天井の有無が大きい。PK では PK60,61,62 および PK3,35,5 のみ天井を持たないが、それ以外の祠堂には天井板の痕跡を確認できた。一般的な経蔵位置である PK5 に加えて PK3,35 も天井を持たない理由として、規模の小ささも加味すべきであろうが、三祠堂とも西向きであることが指摘できる。経蔵は南側に高い窓を持つことから火の儀式に関わる建物であると見なされることもあるが、その場合には天井を貼ることは換気を阻害するため、避けられるだろう。従って、祭祀に関連した可能性も指摘できる。

また、南北で対称な PK55~62 のうち、北半分である 60,61,62 のみが天井を持たず、かつ両方が扉痕跡を持っていることは、未完成というよりは南側を優越した可能性の方が高い。

さらに、PK 第一回廊内の東側付属建物 PK7~10,30~32 および西側 PK27 は通り抜けできる祠堂平面でありながら、扉痕跡を見ると東西に扉を持ち、空間としては可変的に閉ざされていたことが伺える。ここで、床面の高さにさらに着目していきたい。PK11 を高さの基準とした場合（図 10）、並び立つ形式の PK8,9,10 のうち、前室を設ける PK8 は著しく床面が上げられていることが分かる。既往研究者 Olivier によって PK8 および 10 は同時期の建造に比定されていることから、PK8 は相対的に重要度の高いものとして作られた可能性が指摘できるが、北側の PK30~32 の床面高さが測量できなかったために推測の域を出ない。他の付属建物に関し

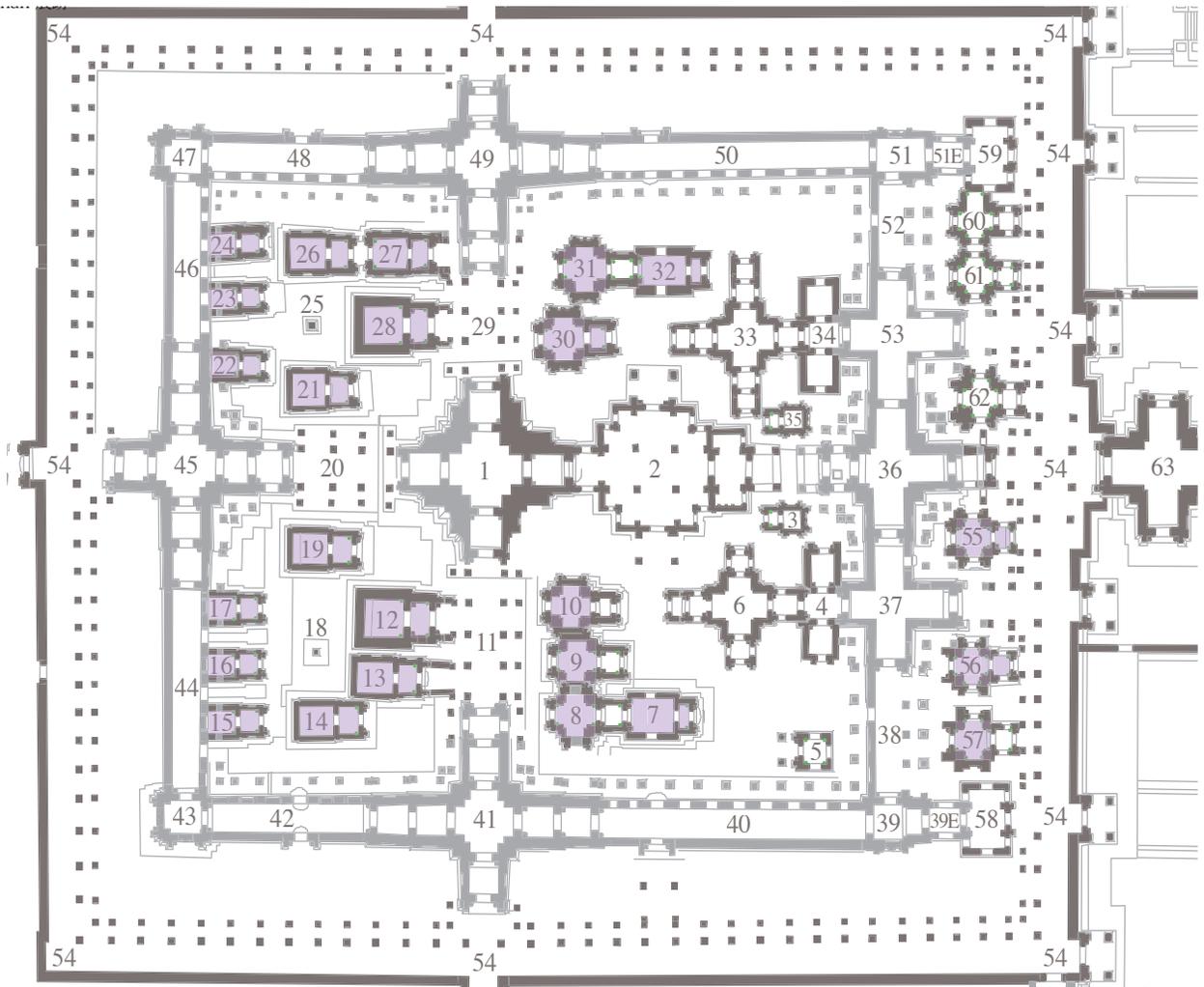


図 8 PK 痕跡のプロット

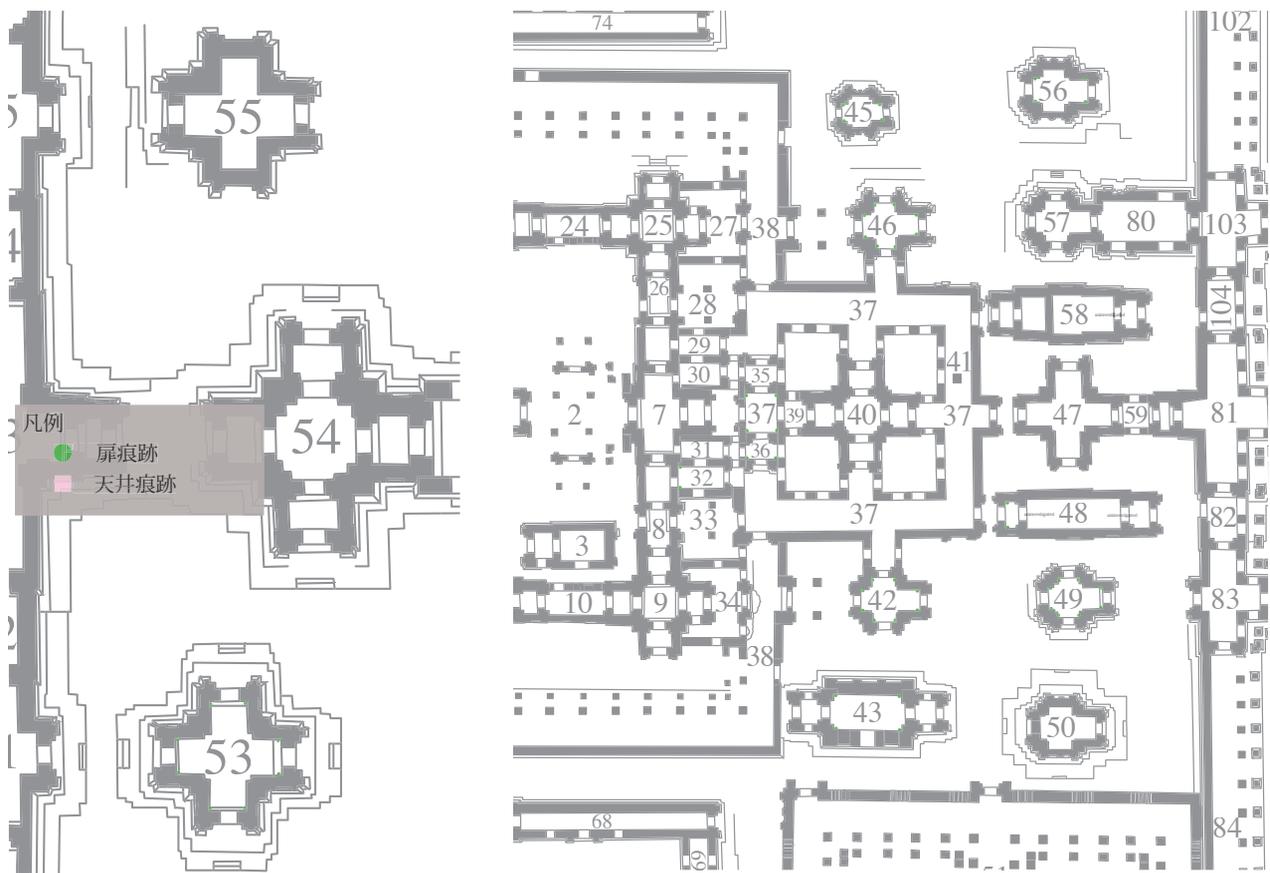


図 9 TP 痕跡のプロット

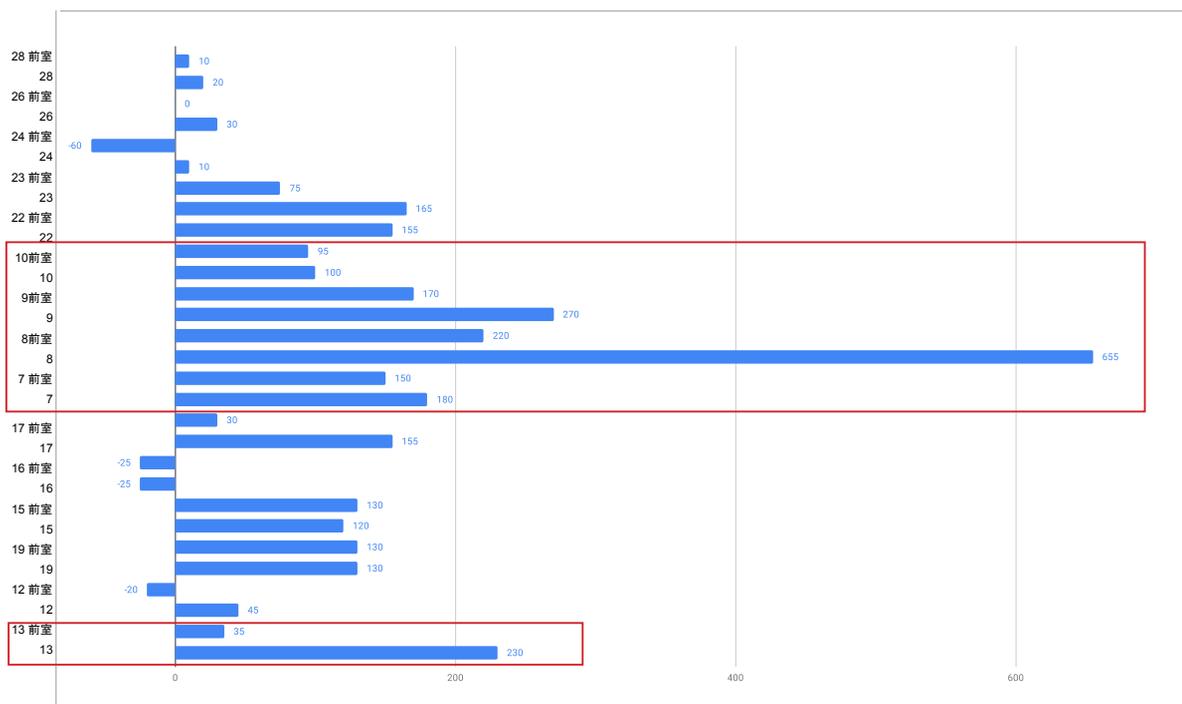


図 10 PK 付属建物の床面高さ

てもまた、値のばらつきが大きいため一定の指標にすることは難しい。

4. 碑文および神像と付属建物の関係

ここでは、碑文や神像といった神格と付属建物の関係について、どちらも記録の多い PK を対象に考察していく。PK に残る碑文は寺院の創建を示すとされる中央祠堂の石柱碑文²に加え、各付属建物の入口にある。PK の付属建物入口の扉に刻まれる碑文は、kamraten jagat śrīsam madadeva|rūpa kamraten añ śrīsam madakumāra|| (K907) のように、kamraten jagat śrīsaṃmadadeva と kamraten añ śrīsaṃmadakumāra の名前が見られ、「サンマダクマーラの姿をしたサンマダデーヴァ」のように恐らくそこに収められた尊像とそのモデルの名前に訳出できる。このとき、モデルとなった冠位者は地方領主もしくは高官の地位にあったと推測される。しかし、そのモデルの地位と付属建物の形式には関係が見られない。また、尊像に与えられた名称において、神格を表す deva と支配者 isvara、王妃 isvari の違い（表 2：isvara には緑、isvari にはピンク、高官を示す sanjak には青の網掛け）もその形式とは関係が見られないが、わずかに PK19 と 21 の間には対称性と王妃を示す isvari の関連が指摘できる。しかし、これも PK16 において isvari が見られながら、PK23,24 には碑文が確認されていないことから対称性と神格の関連にはやはり疑問が残る。

表 2 PK 碑文における尊像名とそのモデル・奉獻者名 (KJ = kamraten jagat, KA = kamraten añ, 'NS = 'nak sañjak) (緑の網掛けは isvara、ピンクの網掛けは isvari、青の網掛けは高官を示す sanjak を含む碑文である)

建物名	碑文番号	尊像名	尊像のモデル／奉納者名
3	907	KJ śrīsaṃmadadeva	KA śrīsaṃmadakumāra
35	907	KJ śrīrṅpatīndradeva	KA śrīrṅpatīndrakumāra
7	462	KJ śrījayadeva	KA śrījayavardhana
		KJ śrīpavitradeva	KA śrīpavitrakumāra
		磨滅 ...lokādhiśvāryadeva	KA 磨滅
32	462・639	KJ śrī...reśvara	KA śrī...
12	462	KJ tamruñ śivapura	
13	462	KJ śrīmahīdharadeva	KA śrīmahīdharapaṇḍita

14	462・638	KJ trailokyarājeśvara	KA śrītrailokyarājapaṇḍita
15	462	KJ śrīnripendreśvara	KA ta gurupāda suvarṇakṣetra janaka
			KA śrīnripendraṇḍita
16	907	KJ śrīnripendreśvarī	NS kamrateñ janani vraḥ kamrateñ añ śrīnripendraṇḍita
17	640	KJ śrīnripendraśvara	KA śrīnripendra[ṇḍita]
19	462	KJ śrīrajendravalabhadeva	KA śrīrajendra vallabhavarṇma
		KJ śrīparvatīśvarī	NS pārvatī
21	462	KJ śrīrajendreśvara	KA śrīrajendraṇḍita
		KJ śrīrajendraśvara	
		KJ śrīrajendreśvarī	
24	641	KJ śrīsurendreśvara	NS vraḥ ṛṣabha
26	925	KJ śrīmahīdharendradeva	KA śrīmahīdharavarṇma
		KJ śrīmahīdharendreśvara	
27	462	KJ śrīmahīdharendradeva	KA śrīmahīdharavarṇma
		KJ śrīmahīdharendreśvara	
28	462	KJ śrīrajendraśvara	KA śrīrajendraṇḍita kanthamra
			KA śrīnripendraṇḍita

むしろ伽藍西側の付属建物 PK8,9,10,30,31 に碑文が見られないことこそ、目的の違いが形式に表れたと考えた方がいいのかもしれない。

■神像と建物形式の関係について

さらに、PKに残っていた神像と建物形式の関連について考察すると、PKには伽藍西側に多くの台座が残っており、東側ではPK8で唯一ガネーシャ坐像が発見されている(図11)。また、PK19では観世音菩薩の立像が3体が発見されており、PK13では数珠を持つ右手が発見されている。しかし一方で、久保真紀子氏によってもう一つの主要PK碑文である石柱碑文K908において第一回廊内には仏教の神格を、その北側にシヴァが勧請されたことが記され、かつペディメントおよびリントルに描かれるモチーフが第一回廊内では仏教図像であることが指摘されている³。加えて、もしも初期計画が石柱碑文の記す通りに仏教神格の勧請にあるとすれば、同時期に建造されている第一回廊内東側の付属建物は仏教神格のために建てられたと考えた方が自然である。従って、これらの台座および神像が当初からあったと断定するには当時の仏教およびヒンドゥー教の優劣もしくは共生関係を踏まえた上で注意深く考える必要があろうが、西側と東側における平面形式が大きく異なる背景に神格あるいは信仰の別があり、それが建築計画に影響した可能性は捨てきれない。

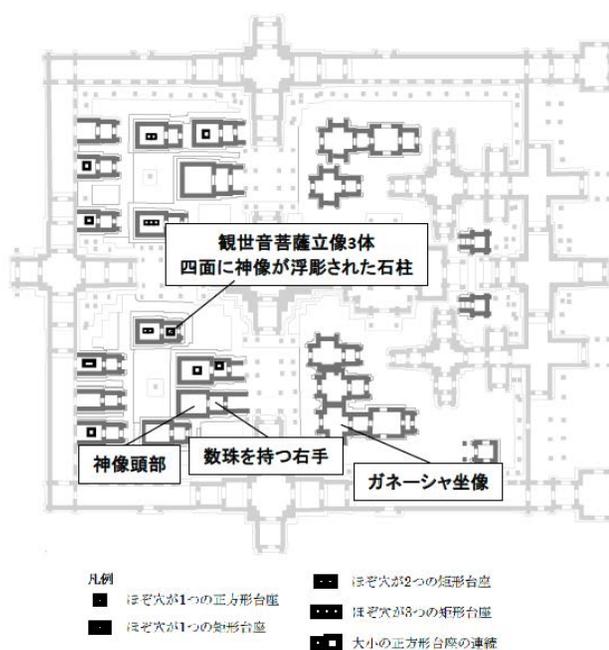


図 11 PK 神像配置

また、高橋氏の修士論文⁴では Bayon 期に多く見られる内向き列柱廊内に間仕切り痕跡が見られること、さらに回廊外部と繋がる通路空間とそれ以外の回廊区間とで柱間の割付が異なることから、身廊に仏像・台座を安置して個室化し、利用者が側廊を回るアプローチがあったことを指摘されている。高橋氏の指摘するようにもしも PK でも側廊を回るアプローチがあるならば、第一回廊内の西半分は身廊に接する形で増築しており、むしろ右繞(プラダクシナ)をなぞらえて回廊を利用する計画を妨げていることから、やはり計画同士に齟齬をきたしている

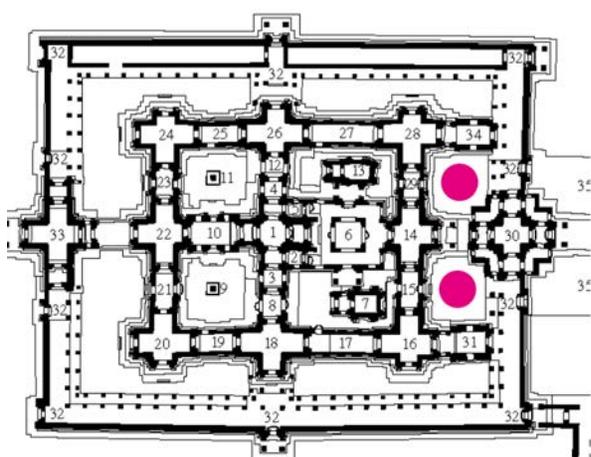


図 12 BK ラテライト基壇痕跡箇所



写真 1 BK ラテライト基壇痕跡

ことが伺える。付属建物の位置付けをすすめていく上では伽藍の中で相対化していく必要があることに今一度留意したい。

5. 付属建物の類型化への試論

以上、いくつかの点から取り留めもなく可能性を挙げてきたが、これを改めて伽藍全体で整理する。

これまでに述べた可能性を明らかにしていく上での課題はそれが寺院自体の固有の問題であるのか、それとも計画背景自体の問題であるのかを明らかにすることである。それぞれの寺院における付属建物を、後期寺院を通して類型化していくために、4 節までの付属建物の性格を元に伽藍における配置計画との関連について考察する。

一例として、PK55~62 について取り上げる。PK55~62 は第一回廊外東側に配置されるが、TP においてこれに該当するのは TP27~34 である。しかし、屋根形式に着目すると TP27~34 は片流れでかつ壁を共有することで空間を分割しており、PK と同形式のものは TP42,45 が第二回廊外ではあるが該当する。既往研究においては TP に第二回廊が作られた後にこの部分が建設されたことが明らかになっている。従って、PK55~62 が配置を優先して第一回廊の外側に作られるのか、形式が優先されて単に回廊の東側に作られるのかが疑問となる。そこで、同時期中型寺院であるが、Banteay Kdei に着目すると、Olivier らの既往研究の図面には作図されていないが、第一回廊外の東側にラテライトの基壇を確認することができた（図 12、写真 1）。明確な基壇の形を確認することができなかったこと、かつ柱痕跡も確認できなかったことから、付属建物であると明言することはできないながらも、第一回廊外の東側・かつ第二回廊の内側の位置に付加的に何らかの計画があったことが確認できた。しかしながら、TP27~34 の計画とこの PK および BK の計画が果たして同志向の元に形を変えて作られたのか、それとも全く別の計画であるのかは明らかでない。

以上のように、それぞれの考えられうるゾーニングを図 13~15 に整理した。機能および性質は以下の通りである。（点線はその可能性があるものを示す）

赤枠：沐浴機能（あるいは溜めの空間）	緑：神像の格納
赤：神像の格納	青：経蔵
黄：儀式の用途か（可変）	ピンク：用途不明

ここで計画とその施工の時期に着目して、計画段階まで遡行、分類することで図中の可能性を検証することを試みる。既往研究である Olivier によって、TP、PK および BK は編年考察がなされている。具体的な方法は以下である。

- ①：木造架構の痕跡および壁の取り合いに着目し、並び立つ建物同士の建造順序を分析
- ②：棟飾り・軒飾り・Devada 装飾・紋様・窓形式・扉梁痕跡を対象として、様式・工法から建造年代を分析し、①内で順列化
- ③：岩石の帯磁率から年代を分析し、①内で順列化

基本的には取り合いによる順序に年代的指標を加えたもので、これを整理して表すと次のようになる（図 16～18、罫字は取り付きでは同時と伴せられたもの、青の網掛けは回廊で濃い色ほど外側、黄色の網掛けは付属建物。それぞれの建物の番号は文末注 5 の図版を参照）。これらのうち、同時期に建造されたと判ぜられるもの（取り合いで同時期と判断できるもの）は、その計画自体に齟齬があれば、修正しつつ建造できたことを前提とすれば、同計画のもとに作られたものと見做すことができ（たとえ前の計画の続きだとしても、それは後の計画を含んで修正されたものになるはずなので）、その計画の差異と包括は次の部分、従って現在の既往研究を前提として、計画同士に齟齬をきたしたと思われる部分、もしくは Phase を跨いでも計画が同一とみなせる部分に見出せよう。

Preah Khan、Ta Prohm、Banteay Kdei の三つの寺院について齟齬をきたすと思われる部分で計画を分離すると次の通りである。

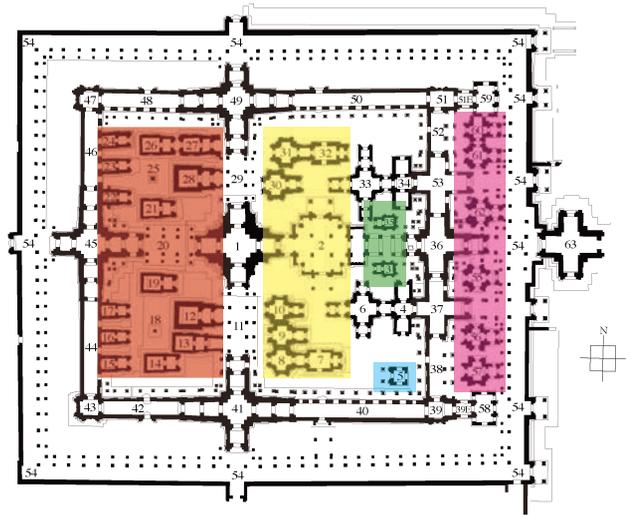


図 13 PK ゾーニング

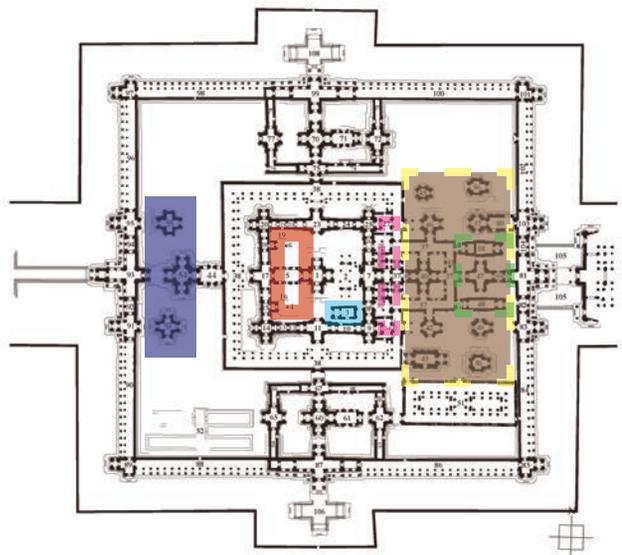


図 14 TP ゾーニング

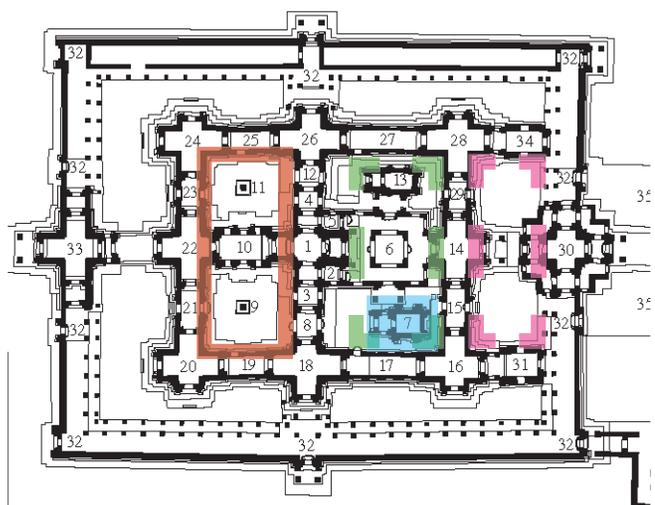


図 15 BK ゾーニング

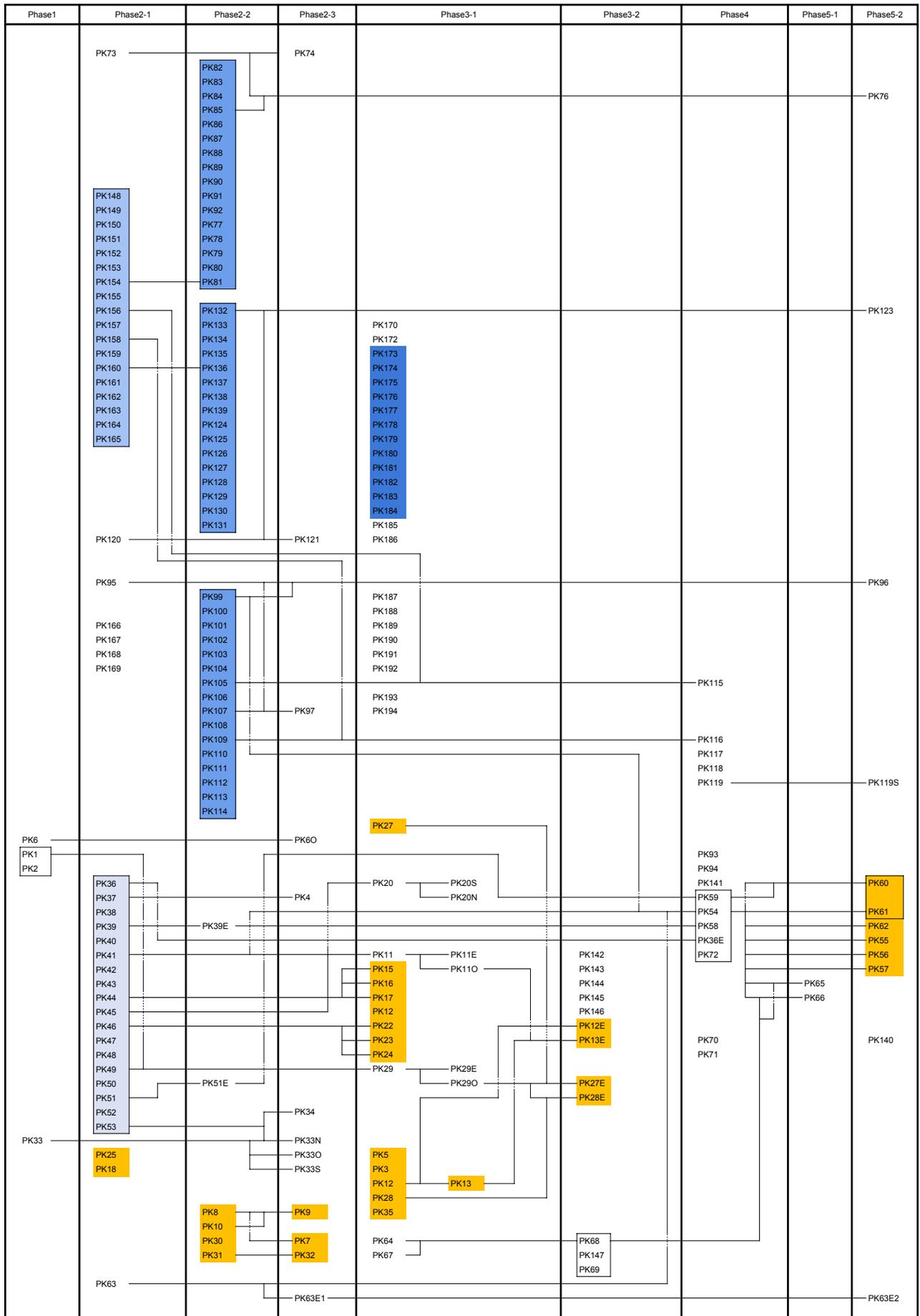


図 16 Preah Khan 編年考察

(罫字は取り付きでは同時と伴せられたもの、青の網掛けは回廊で濃い色ほど外側、黄色の網掛けは付属建物)

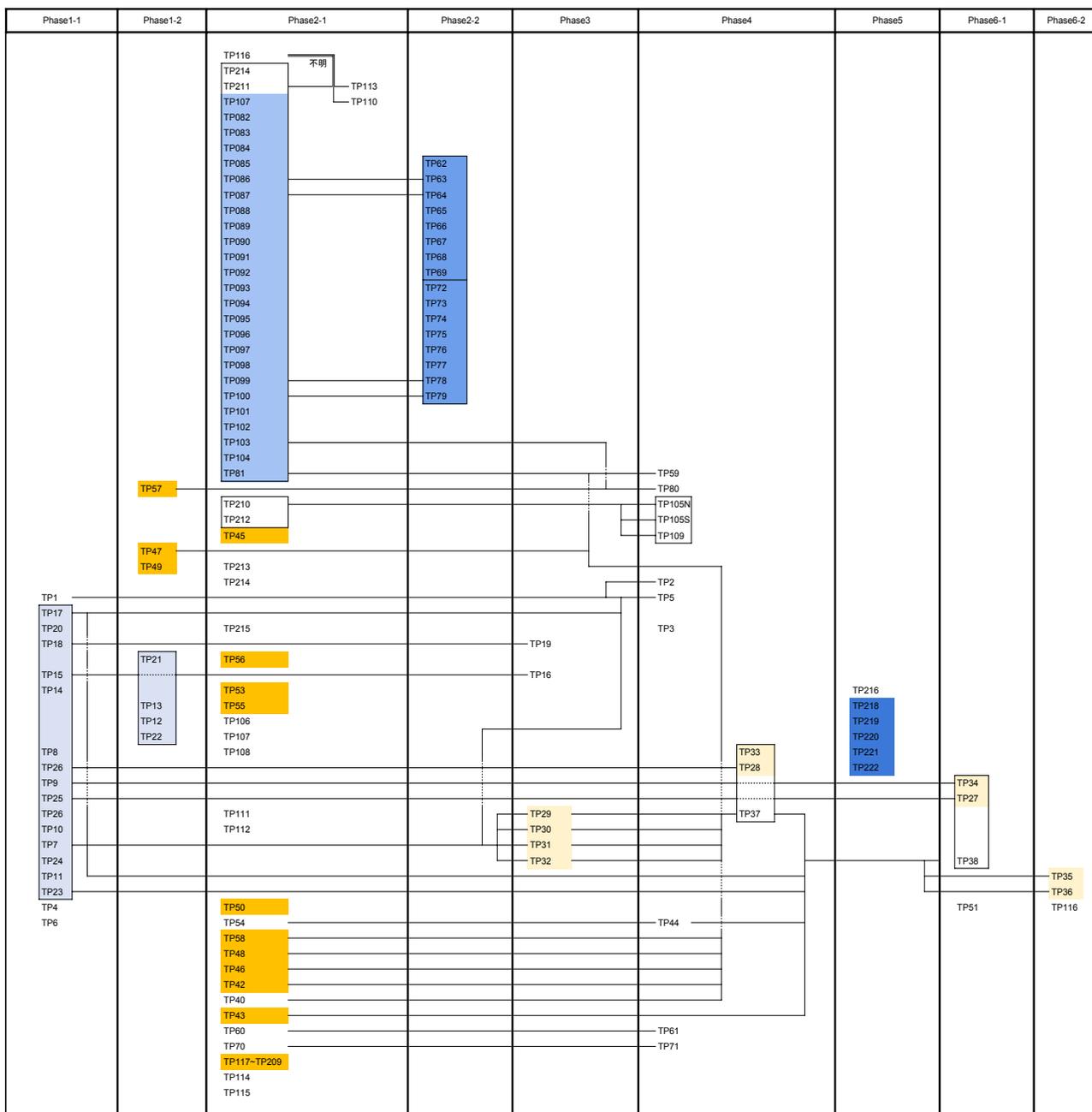


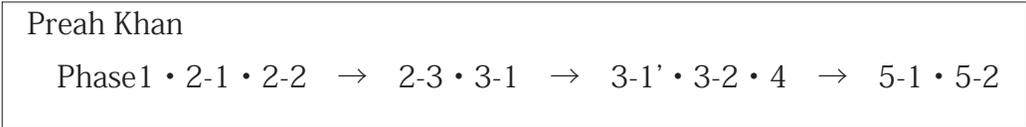
図 17 Ta Prohm 編年考察

(罫字は取り付きでは同時と伴せられたもの、青の網掛けは回廊で濃い色ほど外側、黄色の網掛けは付属建物)

表 3 計画同士の分離

計画の変更の視点	論拠
PK12 および 28 は 13~17,19,21~24,26~27 より先に計画された	PK12,28 の南側の窓から壁体への変更痕跡
PK54 (第二回廊) と PK55~62 の計画の分離	柱間の割付計画が付属建物入口を考慮しない ⁶
PK 第一次計画と付属建物 13~14、15~19、21~24、26~27 は別計画 (厳密には PK16,17,18,22,23,24)	第一回廊の窓を埋め立て (碑文と神像の矛盾)
PK8・10 は 9 より先の別計画	南北面の装飾を接合 = 外接面の計画変更
PK35 は PK33 より先の別計画	35 を装飾できない間隔に配置
BK7 は 13 より先で、13 に合わせるように計画変更	屋根形式および壁面の構成

以上の点から計画の変遷について整理して Phase を分離したものが次のものである。



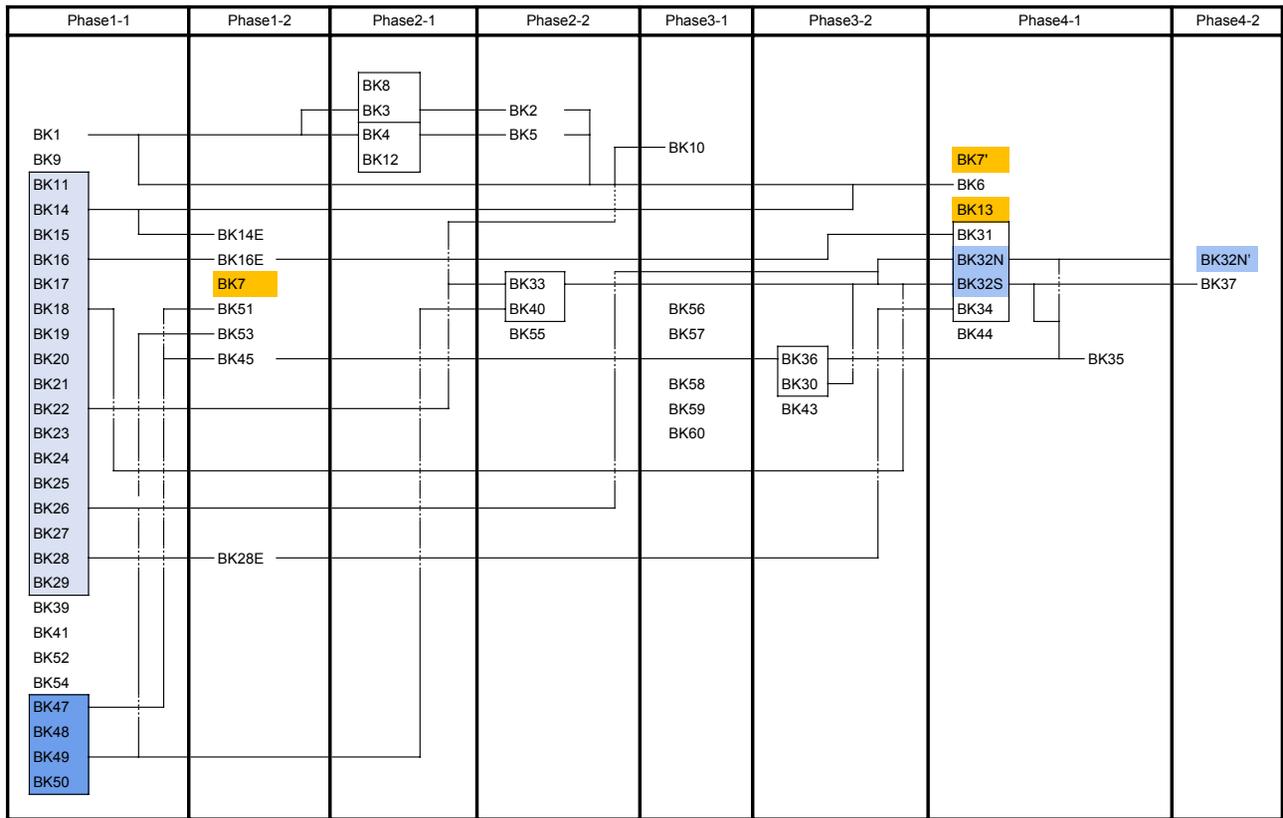


図 18 Banteay Kdei 編年考察

(罫字は取り付きでは同時と伴せられたもの、青の網掛けは回廊で濃い色ほど外側、黄色の網掛けは付属建物)

Ta Prohm	
Phase 1	2-1・2-2・3-1・3-2・4・5 → 6-1・6-2
Banteay Kdei	
Phase 1-1	1-2・2-1・2-2・3-1・3-2 → 4-1・4-2

これら三つの寺院は同時代のものであるが、一方でそれぞれの寺院の Phase 同士の時系列関係を整理したい。Olivier が「De Ta Prohm au Bayon」において美術様式・建築様式の観点から寺院毎の造営時期に言及したもの、さらに Stern の様式研究に言及したものをまとめ、上述のように計画期を反映したものが以下である。

表 4 分離した計画の同時代性 (濃い色の網掛けから順にそれぞれの寺院の第 1 期計画、第 2 期計画、第 3 期計画...)

Sternによる区分	アンコール様式	バイヨン様式							
		1期		2期		3期			
Olivierによる区分	Bayon移行期	Ta Prohm期		Preah Khan期		Bayon期			
				Preah Khan1期	Preah Khan2期	Bayon1期	Bayon2期		
両者を簡略化した区分		Bayon前期			Bayon後期				
Ta Prohm	P1-1,1-2	P2-1,2-2,3	P1	P2-1,2-2	P2-3,3-1	P3-1',3-2	P4	P5	P6-1,6-2
Preah Khan									
Banteay Kdei				P1-1,1-2			P2-1,2-2,3-1,3-2	P4-1	P4-2

PK の Phase5-2 である PK55~62 の建造は BK のラテライト部が第一東ゴープラ南北隅建物が建造された P4-1 以降と推定すれば、同時代の計画の元に作られた可能性が高いと言える。BK のラテライト基壇を持つ建築が先に計画されていたと見れば、それを試作として PK において付加的な計画として P5-2 が行われた可能性も指摘できよう。そして、TP27~34 の計画は第一維持計画の中にあり、Bayon 期への過渡期および初期の計画として位置付けられることから、PK および BK の計画とは意図が異なると推測する。

同様に、PK3,35 と伽藍において同配置の BK7,13 では PK を起点に新たな計画が付加されたと考えれば、その影響を受けて BK 第 1 期計画が変更された結果、BK7 が改築されたと見こともできる。

PK7,8,9,10,30,31,32 もまた、Phase2-1,2 に入り、これが TP の P2-1 の後にあたり、どちらも初期計画に含まれていることから、同じ計画のもとにあった可能性が考えられるが、その場合は計画の性質として「第一回廊内東側」「第一回廊外東側」ではなく、「第二回廊内東側」と想定できる。

以上のように試行してきたが、計画の遡行によって付属建物の区別および類型化は本節の最初に挙げた寺院自身の問題と計画背景の問題を判別することには一定の成果が見込めた。寺院毎の特性を踏まえつつ、その過程に妥当性を与えるという点で、これからの分析に用立てていきたい。

<注釈>

注 1...Ta Prohm に存在する碑文 No.K273 は石の四面に刻まれた 290 行からなる 145 詩頌のものである。Coédes・Majumdar らによる原文訳をさらに岩本氏が邦訳したものを参考に内容をまとめる。

行数	内容
1～5	仏・法・僧への帰敬と Lokesvara 菩薩と Prajnaparamita (仏の母般若波羅蜜) への帰依
6～18	Jayavarman VIIへの系譜
19～28	Jayavarman VIIへの賛辞、王の出征の記録、偉容
29～35	王が guru (crijayakirttipañḍita vrah) とその家族に贈った財貨や名誉
36～37	1108 年に塑像を造営したが、その中に guru と王の母の像があった
38～50	Ta Prohm 寺院で行われる種々の法令に必要な物品や必需品のリスト
51～61	Ta Prohm 寺院で消費される米の総量、農民や商人から徴収される物品とその量
62～82	王や村落所有者から贈られた村落の数、この荘園地に住む僧侶その他人間の数、そこに貯蔵された金銀その他物資
79	尖塔 39、石造建造物 566、煉瓦建造物 288、76*1150fm (ファゾム) の池、周囲 2702fm の城壁の存在
83～116	Caitra 月 (3-4 月) の白分の 8 日から満月の日までの 7 日間に行われる祭典の内容、必要物品リスト
117～140	国内に設けられた 102 の施療院に供給される物資のリスト
141～	これらの善根により功德が Jayavarman VIIの生母の成仏の供養になることを懇請 145「この prasasti (頌徳碑) は Jayavarman VIIの正嫡の王子 Suryakumara が建立した」

注 2...石柱碑文 K908 (一部訳:ローマ字への翻字は Coédes 1941: 274-275、英語訳は Maxwell 2007b: 32-34 による。日本語訳は久保 2015:15-16。下線部は筆者加筆)

[第 34 偈]「ここ (ジャヤシュリー) に、かのジャヤヴァルマン王は、彼の父親の姿をしたジャヤヴァルメーシュヴァラという名前のローケーシャを、形 (1)、月 (1)、月 (1)、ヴェーダ (3 もしくは 4) [の年 (釈迦暦 1113/14 年=西暦 1191/92 年)] に開眼させた。」

[第 35 偈]「中心のアールヤ・アヴァローキテーシャ (本尊ローケーシャを指す) の周りに、彼 (ジャヤヴァルマン) は 283 の諸尊を安置した。」

[第 36 偈]「かの王は、東の方角にトリブヴァナヴァルメーシュヴァラをはじめとした 3 尊を安置した。」

[第 37 偈]「南側に、王はヤショーヴァルメーシュヴァラをはじめとした 32 の諸尊を安置した。」

[第 38 偈]「西には、彼 (ジャヤヴァルマン) はチャーンペーシュヴァラの像をはじめとした 30 の諸尊を安置し、北にはシヴァパーダをはじめとした 40 の諸尊を安置した。」

[第 39 偈]「vr̥higr̥ha (米の保管倉庫) には 1 尊、caṅkrama (歩道または回廊) には 10 尊、upakāryā (宿駅) には 4 尊、ārogyāyatana (治療のための場所) には 3 尊安置した。」

[第 40 偈]「四方の門には 24 の尊像を安置し、これらはひとまとまりにされた 430 の諸尊である。」

注 3...久保真紀子によるリンテル・ペディメント装飾の図像分析は以下の通りである。

場所	内容
伽藍中央 (第一周壁とその内側の諸施設)	観世音菩薩中心の仏教図像
伽藍東側 (第二周壁東楼門)	仏教図像

伽藍南側（第三周壁内南側副次的伽藍）	仏教図像
伽藍西側（第三周壁内西側副次的伽藍）	ヴィシュヌを中心としたヒンドゥー教に関する諸神
伽藍北側（第三周壁内北側副次的伽藍）	シヴァを中心としたヒンドゥー教に関する諸神

注 4...kamrateñ jagat は 10 世紀以降に閣下・領主を意味する冠称として使用された (Coedes 1951:98)。一方で kamrateñ añ は閣下・領主様を意味する冠称として 10 世紀まで使用されたが、以降は地方領主など実在の人物の冠称として使用され (Coedes 1951:98)、各地方において功績を残した領主がその地方の守護神として尊格化される際に与えられた (Jacques 1985)。また、nak sañjak は Wat Ek 碑文 K211 より、王の家族や門弟に次ぐ身分で、宗教的役職に就いていた者に与えられた冠称である (Janer 2009:612) が、Prasat Penh 碑文 K230 では、sañjak は 7 人登場するが領主・裁判長・聖職者などを指す (Aymonier 1901:352)。従って、役職や仕事の内容は定義できないが、将官に限らず、王朝の高い地位にある役人の総称である (Jenner 2009:612)。

注 6...2016 および 2017 年度の早稲田大学小岩研究室アンコールゼミの現地調査によって、PK 第二回廊の柱間の割付は、ゴーブラの両脇に設けられた開口部を出入りするために広く設計した一方、その間に配置された付属建物の開口部を考慮していないことが明らかになった。具体的な数値は以下の図の通りである。

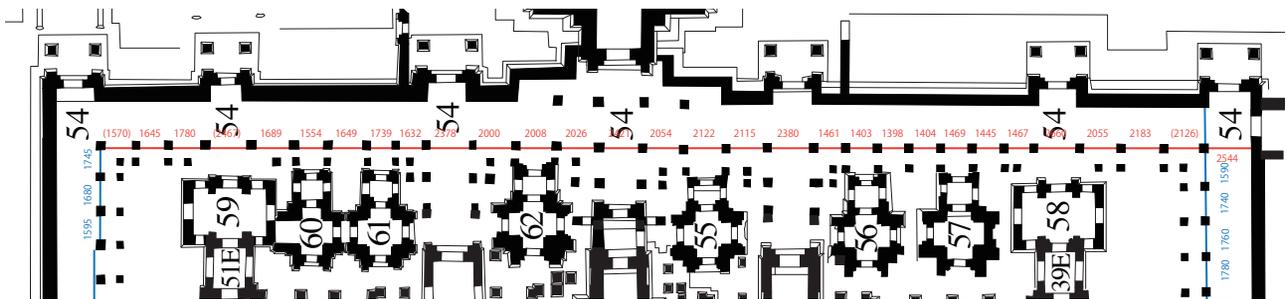


図 b PK 第二回廊の柱割付

< 図版出典 >

図 1,5~7,10,16~18... 筆者作成

図 2~4,8~9,12~15...Olivier 『De Ta Prohm au Bayon』 2004、図版に加筆

図 11... 久保真紀子「アンコールのプレア・カーンにおける図像表現とその配置構成」2012 年

図 a...Olivier 『De Ta Prohm au Bayon』 2004、Annex p6,7,12,13,17,18

図 b...2018 年度アンコールゼミ作成

表 1... 岩本祐氏「Ta Prohm 碑文に見られる数値について」(東南アジア研究 23 卷 1 号、1985 年) をもとに筆者作成

表 2... 久保真紀子「アンコールのプレア・カーンにおける図像表現とその配置構成」2012 年をもとに筆者作成

表 3,4... 筆者作成

< 参考文献 >

R.C.Majumdar 『Inscriptions Of Kambuja』 The Asiatic Society, Monograph Series、vol.8、1953

G.Coeds 「La Stéle de Ta — Prohm」 『Bulletin de l'Ecole française d'Extrême Orient VI』 p.44-81、1906

G. Coedes 「L'épigraphie des monuments de Jayavarman VII」 1951

岩本祐氏 「Ta Prohm 碑文に見られる数値について」 東南アジア研究 23 卷 1 号、1985 年

C. Olivier 『De Ta Prohm au Bayon』 2004

久保真紀子 「アンコールのプレア・カーンにおける図像表現とその配置構成」 学位論文、2012 年

久保真紀子 「禅定印仏坐像の表現と配置構成—アンコールのプレア・カンの出入口に施された浮彫装飾を中心に」 2013 年

注 5... 図 a-1 ~ 6

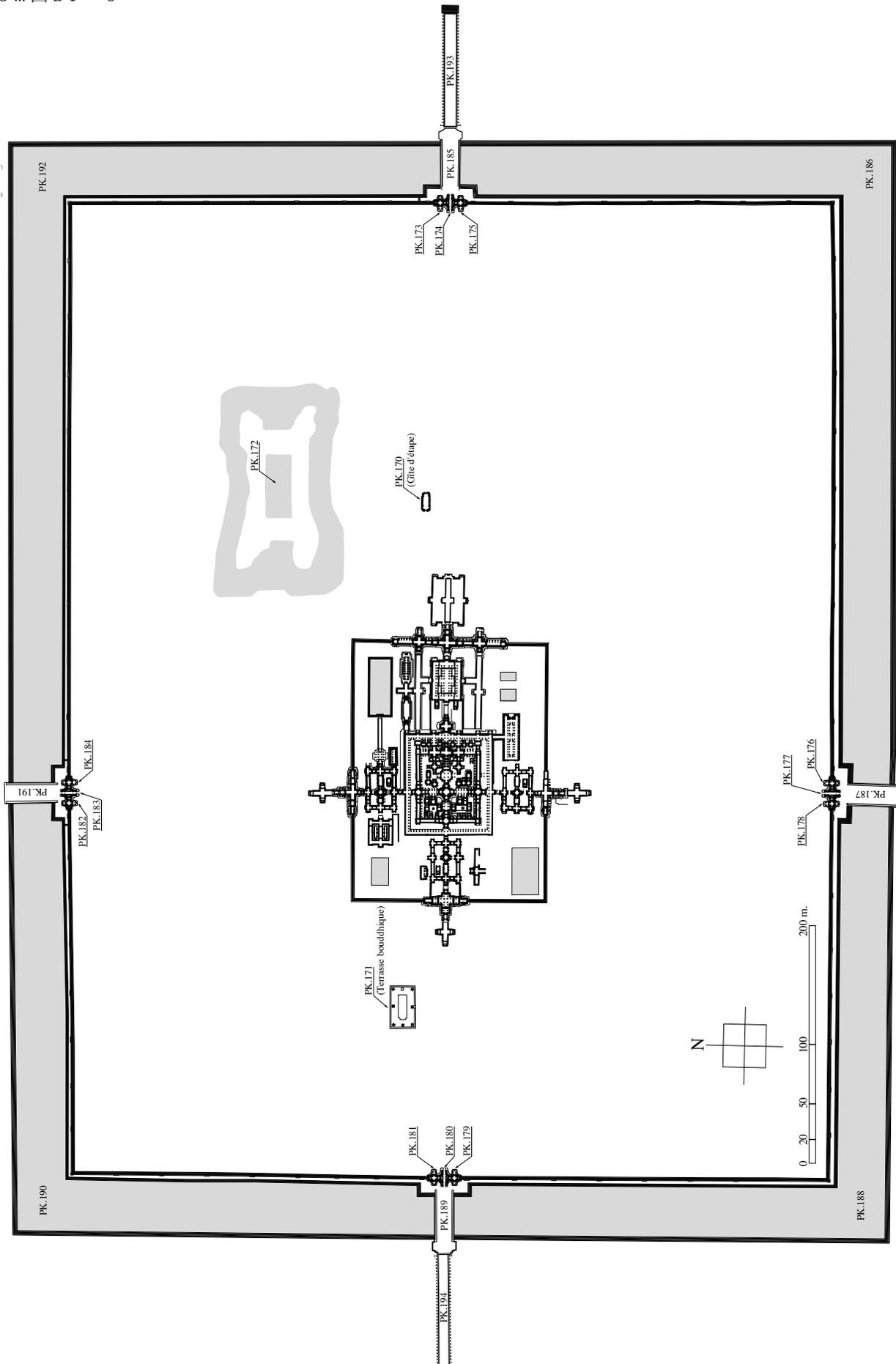


図 a-1 Preah Khan 全体平面図

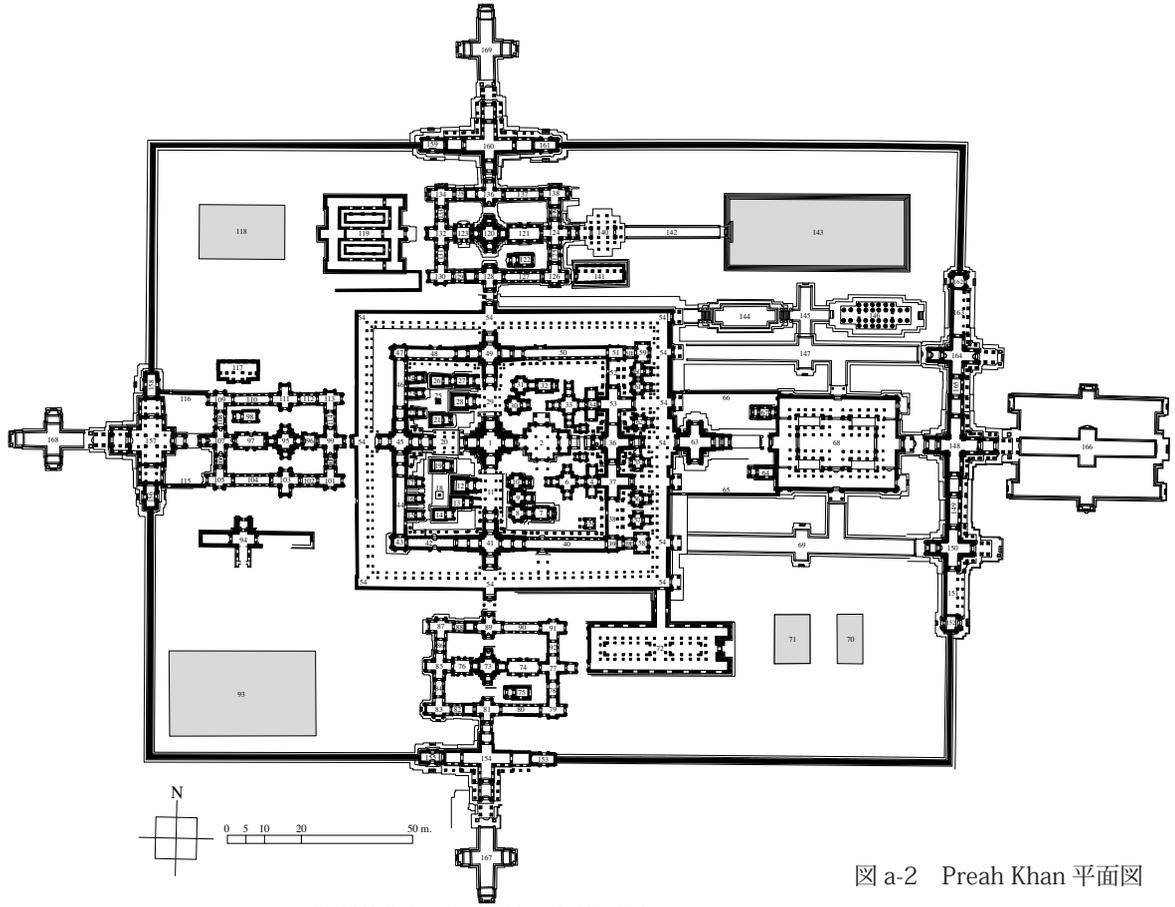


図 a-2 Preah Khan 平面図

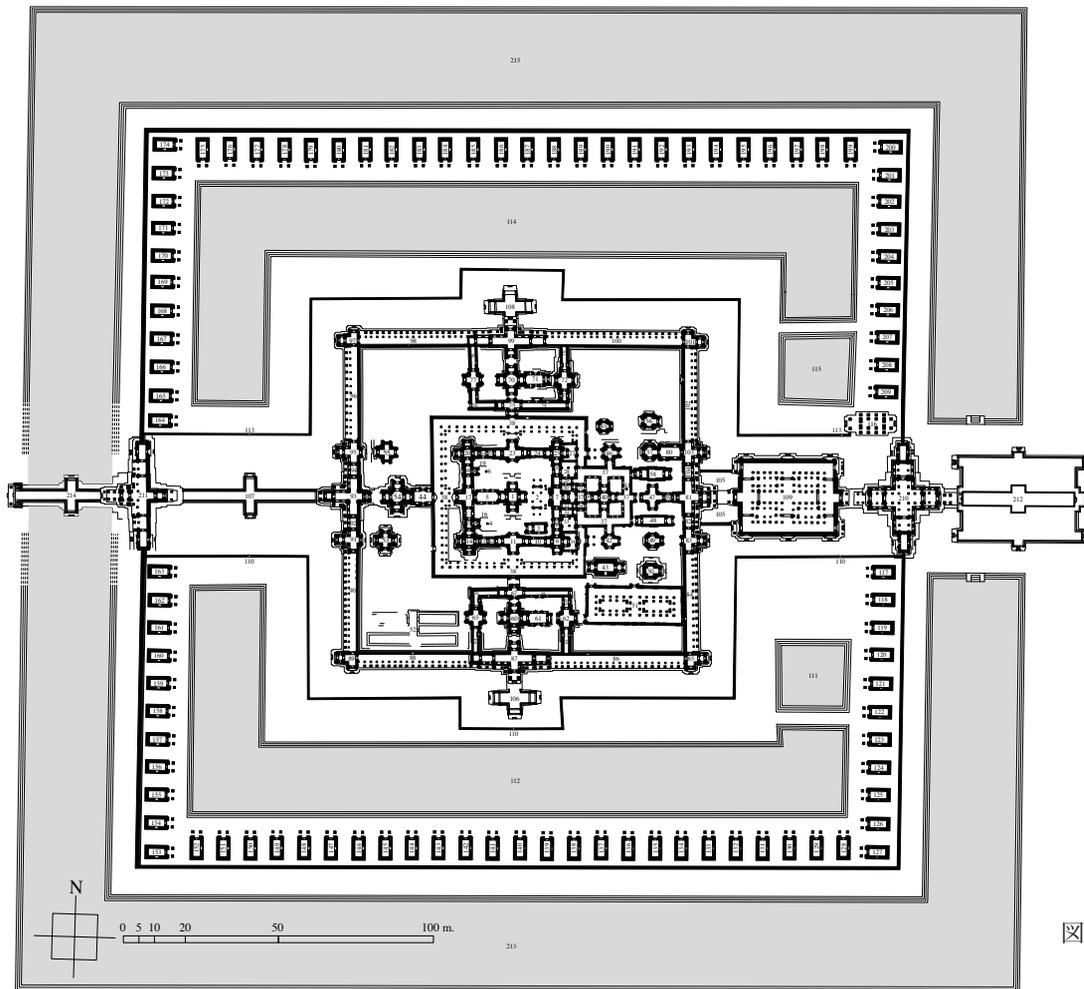


図 a-3 Ta Prohm 平面図

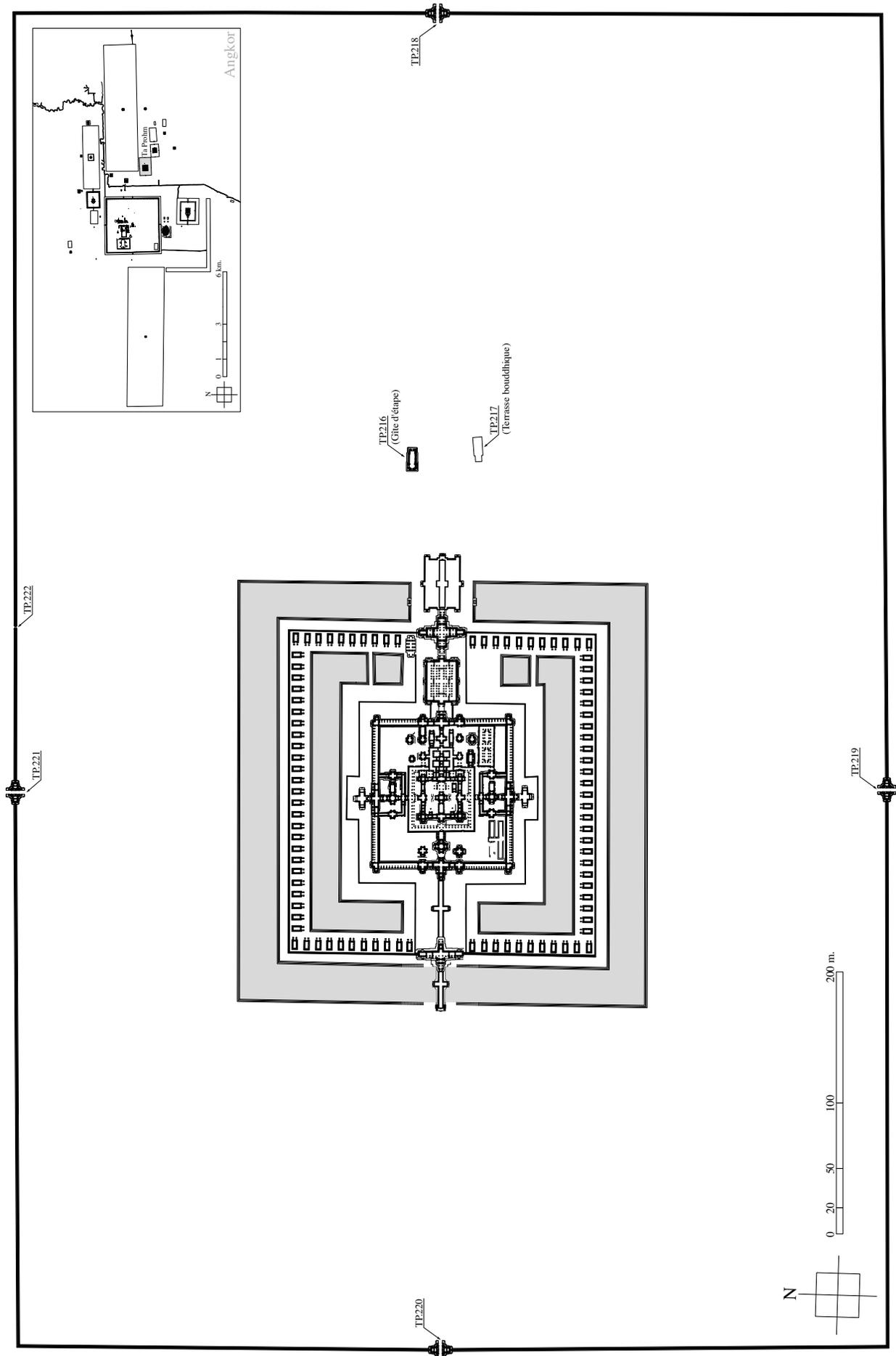


図 a-4 Ta Prohm 全体平面図

Banteay Kdei

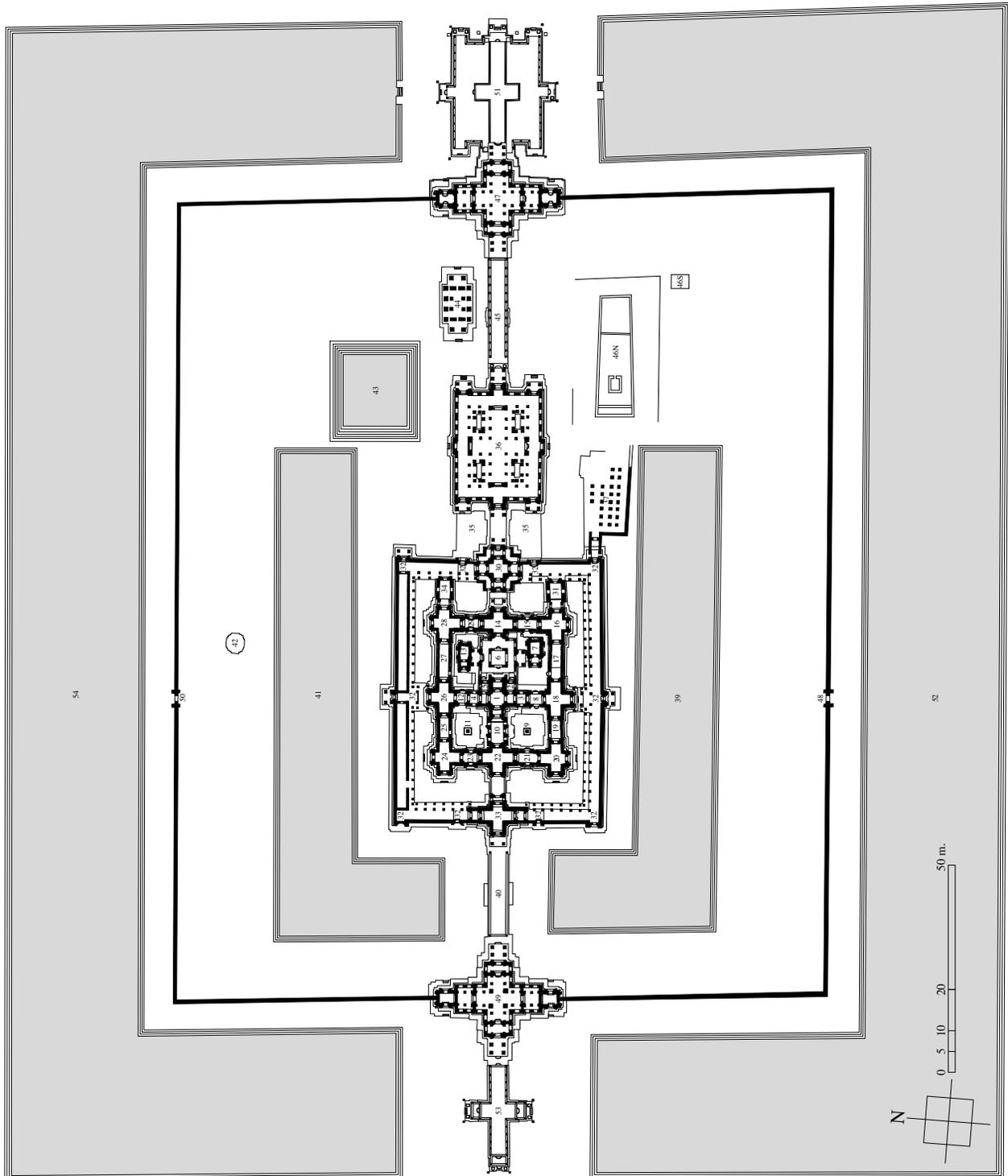


図 a-5 Banteay Kdei 平面図

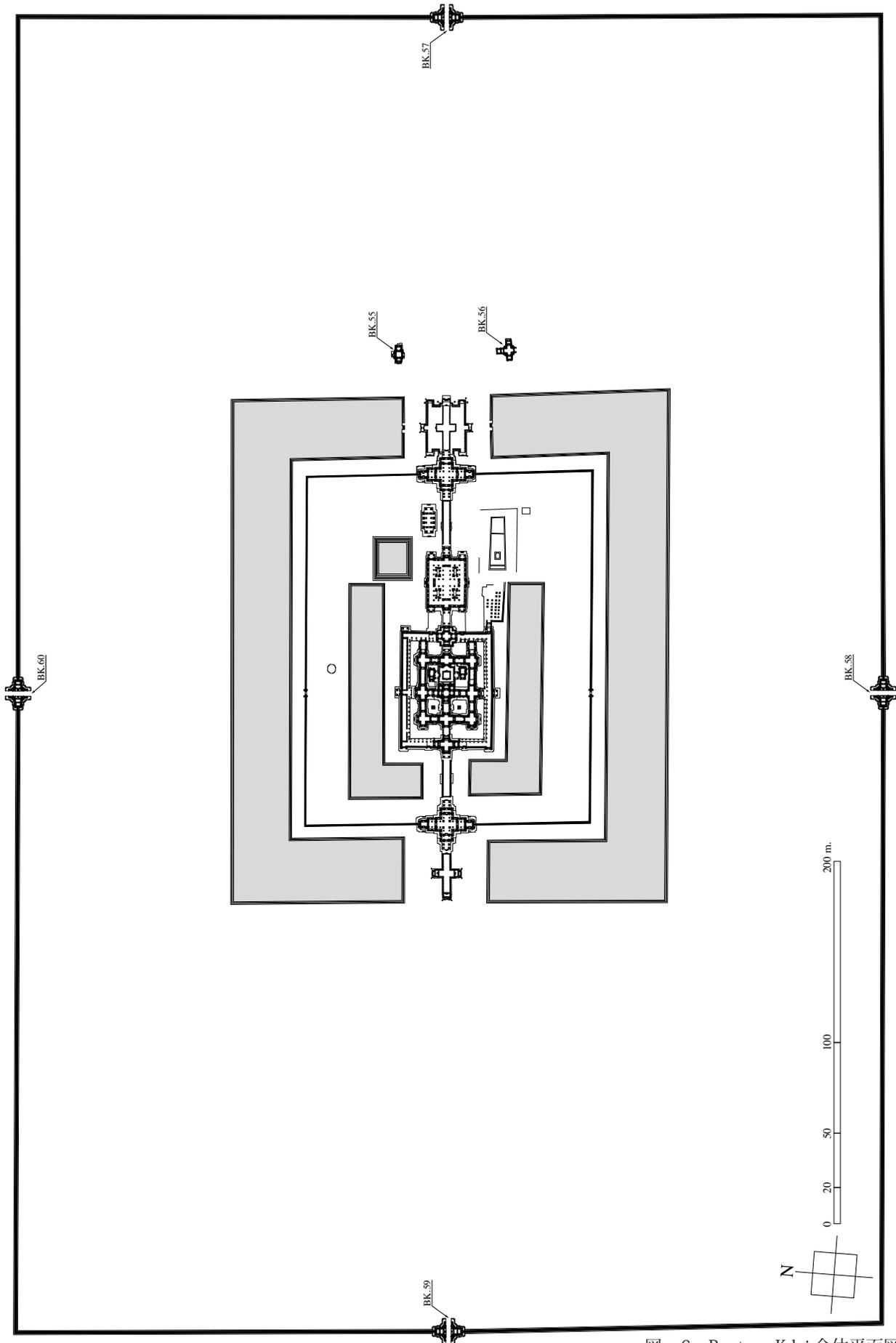


図 a-6 Banteay Kdei 全体平面図

後記・執筆者略歴

Postscript

* * * * *

★初めて『史標』の執筆に関わり、研究の整理の大切さを改めて実感しました。この石山寺復元は小岩先生が先行研究者としており、先生には沢山の指導を頂きました。お礼申し上げます。また社会体制ゼミにおいて検討方法の検証などアドバイスも頂き感謝致します。今後も石山寺復元を続けていきたいと考えています。

小野緋呂美

1994 年生まれ / 2017 年早稲田大学建築史研究室在籍 / 主な論文：江戸大崎蔵における保存行為と文化の形成

★二次大戦前に書かれた論文を読むのは非常に勉強になり、かつ現在では否定されている論説などを見ると建築史研究の歴史を見ているようで楽しい気持ちになる。唯一残念なのは、現在では失われてしまった建築について論じられることもあり、実際にそれを見ることが出来ないことであり、心苦しい限りである。

高田圭祐

1992 年生まれ / 2015 年早稲田大学創造理工学部建築学科卒 / 2017 年同大学院創造理工学研究科建築学専攻修了 / 2017 年より同大学院博士後期課程在籍 / 主な論文：拝殿木割における平面計画に関する研究

★本稿は特別研究員奨励費「日中寺院における蔵経建築の比較研究」の一部です。自分の博士論文の一つの研究課題を紹介させていただき、感謝の気持ちを申し上げます。

兪莉娜

1990 年生まれ / 2018 年 9 月早稲田大学院建築専攻博士(建築学)学位取得 / 2018 年 10 月より早稲田大学特別研究員 (PD) / 主な論文：日中輪蔵の型式分類について：一遺構と建築技術書を中心に一

★最近『日日は好日』という本を読みたく感動しました。中でも、古人が季節の厳しさの中生き延びていたことを感じるシーンが印象的でした。保勝会を通して古人の生きた厳しさとそれを支える理想に迫れればと思います。

萩原安寿（略歴は第 60 号に掲載）

★今回の北海道胆振東部地震に被災された方に対し、心からお見舞い申し上げます。10 月初旬に札幌を訪れましたが、駅舎や空港などで節電対応をしておりブラックアウトの影響を感じました。様々な方の尽力によりインフラが維持されていることを痛感する今日この頃です。

伊藤瑞季（略歴は第 60 号に掲載）

★田舎家の遺構を実際に訪れて見ると、単にお金持ちの住まいとしてだけでは説明できない住まいの豊かさがそこにあると感じます。しかしそれが何なのか説明できるだけの技量が自分がないことを日々痛感させられます。まだまだ力不足な論考ですが頑張ります。

大和裕也（略歴は第 61 号に掲載）

★今回、投稿した PKKS 寺院は、私が 2015 年に配属頂く前から建築史研究室が取り組んでいた課題の一つです。伽藍計画という主要な議論の一つを、未完成ながら分析過程を投稿させて頂くことは恐縮の限りですが、今後一連の計画性に関する論考の完成を目指していく所存です。

成井至（略歴は第 60 号に掲載）

★貴重な機会を頂き光栄です。付属建物の研究は 2017 年度より続いていた後期寺院の研究の一環として設定したテーマです。今回も拙いもので大変恐縮ですが、問題の整理となれば幸いです。

石井由佳（略歴は第 60 号に掲載）

お知らせ
Submission

○「史標」原稿募集規定

本誌への投稿を歓迎いたします。論文、報告、書評、人物紹介、随筆等、内容は自由。建築学以外の論考に關しても可。以下の連絡先までご連絡いただければ、フォーマットテンプレートをお送りいたします。原則として、偶数ページにおさめることとし、図版には典拠、キャプションを付加してください。また、執筆後期(210文字以内)、略歴(124文字以内)のご送付もお願いいたします。

○質疑・討論原稿募集規定

掲載原稿に対する質疑や、討論の申し込みも受け付けております。ページ数は自由で、その他の原稿の形式に關しては上記のものと同ーで構いません。提出期限は随時。多数のご質問・ご批評をお待ちしております。

○お問い合わせ

〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1
早稲田大学西早稲田キャンパス55N号館8階10号室
建築史研究室内 O. D. A.「史標」出版局
TEL: 03-5286-3275
FAX: 03-3204-5486
Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

「史標」第62号

2018年11月号(2018年11月23日発行)

編集:石井由佳、萩原安寿

〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1
早稲田大学西早稲田キャンパス55N号館8階10号室
建築史研究室内 O. D. A.「史標」出版局
TEL: 03-5286-3275
FAX: 03-3204-5486
Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

「史標」第62号（2018年11月号） O.D.A.「史標」出版局発行